

浦安市 地域共生社会推進計画 (第4次浦安市地域福祉計画)

令和7年度～令和11年度

誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ

— 地域共生社会の実現に向けて —



令和7年3月
浦安市

はじめに

我が国は国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えており、出生率の低下に伴う少子化と合わせ、人口構造や世帯構造が大きく変化しております。

本市においても、このままで推移すると2040年（令和22年）には高齢化率が27.7%となり、市民の3人に1人が高齢者となり、一人暮らしの高齢者や認知症の方の増加が見込まれています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、人と人とのつながりや地域で支え合う機能が更に脆弱化している中、社会的な孤独・孤立、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラーなど複雑化・複合化する地域課題へ適切に対処していくことが、不可欠となっています。



第4次浦安市地域福祉計画は、社会情勢が変化する中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で、安心して暮らせる「地域共生社会」を目指すことを明確化するため、「浦安市地域共生社会推進計画」に名称変更しました。

さらに、相談支援、参加支援、地域づくりへの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業実施計画」と、犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく、社会復帰への支援を推進する「再犯防止推進計画」を追加しています。

引き続き、誰もが健やかに自分らしく生きられる・誰一人取り残さない「地域共生社会」の推進に取り組んでまいりますので、皆様には、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画を策定するにあたり、熱心にご議論くださいました第4次浦安市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

浦安市長 内田悦嗣

目 次

第1編 本編（地域福祉計画）	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 国、県の動向	2
2 計画策定の趣旨	3
3 連携・協力による計画の推進	5
4 計画の根拠となる法律	6
5 計画の位置づけ	7
6 計画の期間	8
7 計画の進行管理	9
8 計画の推進体制	9
9 地域福祉の圏域	10
第2章 地域福祉をめぐる現況	11
1 地域福祉を取り巻く現状（社会保障制度改革の全体の動向）	11
2 浦安市の状況	15
3 第3次浦安市地域福祉計画の進捗状況について	31
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念	36
2 重点施策	37
3 基本方針	38
4 体系図	40
第4章 各施策の展開	42
基本方針1 健やかに暮らせるまちをめざして	42
（1）地域で見守り支えるまちづくり	42
（2）つながりを通じた健康づくりの推進	45
基本方針2 いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして	47
（1）包括的な支援体制の整備	47
（2）情報提供体制の充実	50
（3）地域での生活を支援するサービスの展開	52
（4）様々な困りごとを支援する体制の充実	55

基本方針3 生きがいとふれあいがあふれるまちをめざして	59
(1) 市民による自主的活動への支援	59
(2) 市民による支え合い活動の活性化	62
(3) 地域福祉を推進する人と体制づくり	65
基本方針4 誰もが支え合い、助け合うまちをめざして	67
(1) 相互理解の促進	67
(2) 権利が擁護される地域づくり	70
基本方針5 安心して住み続けることができるまちをめざして	72
(1) 安心・安全な暮らしづくり	72
(2) 「まち・ひと・こころ」で支えるまちづくり	75

第2編 重層的支援体制整備事業実施計画 79

第1章 浦安市における重層的支援体制整備事業の実施 80

1 重層的支援体制整備事業実施の経緯	80
2 重層的支援体制整備事業実施の概要	81

第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定 82

1 計画の位置付け	82
2 計画期間	82

第3章 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制 83

◎ 重層的支援体制整備事業における実施体制の全体像	83
1 相談支援（包括的相談支援事業）	84
2 多機関協働	84
3 アウトリーチ等を通じた継続的な支援	85
4 参加支援	85
5 地域づくり	86
6 重層的支援会議及び支援会議の実施	86

第4章 重層的支援会議及び支援会議の実施 87

1 重層的支援会議	87
2 支援会議	88

第5章 計画の推進と評価.....	90
1 推進体制.....	90
2 構成事業の数値目標.....	91
第3編 成年後見制度利用促進基本計画.....	93
第1章 計画の策定にあたって.....	94
1 国・県の動向.....	94
2 計画策定の趣旨.....	95
3 計画の根拠となる法律.....	96
4 計画の位置づけ.....	97
5 計画の期間.....	97
6 成年後見支援センター実績.....	98
第2章 計画の内容.....	99
1 計画の基本目標.....	99
2 計画の基本方針.....	100
3 施策の体系.....	101
第3章 各施策の展開.....	102
基本方針1 成年後見制度の広報・啓発.....	102
(1) 成年後見制度の広報・啓発.....	102
(2) 必要な人へのアプローチ.....	102
(3) 成年後見制度利用の相談受付.....	103
基本方針2 成年後見制度の利用促進.....	104
(1) 成年後見制度のアセスメント.....	104
(2) 後見人の受任者調整.....	104
(3) 後見事務・活動に関する支援.....	105
(4) 市民後見人の養成.....	105
基本方針3 安心して成年後見制度を利用できる環境整備.....	106
(1) 申立てができない人への支援.....	106
(2) 経済的な理由により利用が困難な人への支援.....	106

第4編 再犯防止推進計画.....	107
第1章 計画の策定にあたって.....	108
1 国・県の動向.....	108
2 計画策定の趣旨.....	109
3 計画の根拠となる法律.....	109
4 計画の位置づけ.....	110
5 計画の期間.....	110
第2章 再犯防止を取り巻く現状.....	111
1 犯罪及び再犯の現状.....	111
2 更生保護の現状.....	113
第3章 計画の基本的な考え方.....	115
1 計画の基本理念.....	115
2 計画の基本目標.....	116
第4章 施策とその展開.....	117
1 計画の体系図.....	117
2 基本施策.....	118
基本目標1 安定した生活の確保.....	118
基本目標2 福祉・保健医療サービスの利用促進.....	118
基本目標3 関係機関との連携.....	119
基本目標4 広報・啓発活動の充実.....	119
資料編.....	123
1 計画策定の経過.....	124
2 第4次浦安市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	125
3 第4次浦安市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	126
4 第4次浦安市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱.....	127
5 用語集.....	129

第 1 編

本編（地域福祉計画）



第 1 章

計画の策定にあたって

1 国、県の動向

国においては、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されることとされました。（本市にあつては、令和6年（2024年）4月1日より実施）。

少子高齢社会、人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直結しており、この危機を乗り越えるためには、我が国の一つ一つの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要と考えられます。地域力強化を考えるに当たっては、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を、改めて直視する必要があります。

福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠であると考えられます。

地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められます。

千葉県では、令和2年（2020年）6月の社会福祉法の一部の改正等を踏まえ、重層的支援体制整備事業を支援するとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ等に的確に対応し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図るために、新たに「第四次千葉県地域福祉支援計画」を策定しました。

少子化、高齢化、人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー、ダブルケア等、世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なものもあります。人々が様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現が求められています。

地域の様々な動きに目を向けると、人と人とのつながりや参加の機会を生み育む多様な活動を通して、これまでの共同体とは異なる新たな縁が生まれています。その中には、特定の課題の解決を念頭に始まる活動だけでなく、参加する人たちの興味や関心から始まる活動をきっかけに、関係性が豊かなコミュニティが生まれている活動もあります。

2 計画策定の趣旨

生涯を通じて、心身ともに健康で、明るく豊かな生活を送ることは、すべての市民の共通の願いであり、その実現のためには市民一人ひとりが家庭や地域社会の中で、ともに助け合い支え合いながら、その人らしく、安心して暮らせるまちを目指していくことが必要です。

そのために、浦安市では市民をはじめとする福祉の担い手と市が相互に支え合うまちの基礎をつくるための計画「浦安市地域福祉計画～うらかやすらかプラン～」を平成16年度に策定し、平成22年（2010年）3月には、協働の考え方や取り組みを明確にするため改訂を行いました。

平成27年（2015年）3月には、実践的な地域福祉の推進を担う計画となるよう、政策的なビジョンを盛り込み、市と市民、地域の活動団体等との協働のあり方、具体的な施策の取り組みの方向性等、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための方策をまとめた「第2次浦安市地域福祉計画」を策定しました。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法の一部が改正され、平成30年（2018年）4月に施行されました。この改正により、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が国から求められる中、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現するため、令和2年（2020年）3月「第3次浦安市地域福祉計画」を策定しました。

本市では、市民と市が一体となって総合的・計画的にまちづくりを推進していく基本方針となる「基本構想」と、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けて、市が計画的に推進する施策を総合的、体系的に明らかにした指針となる「基本計画」の2層で構成される「浦安市総合計画」を同年同月に策定しており、「第3次浦安市地域福祉計画」は、この「浦安市総合計画」で掲げている基本目標の1つである「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ」を実現するための計画としています。

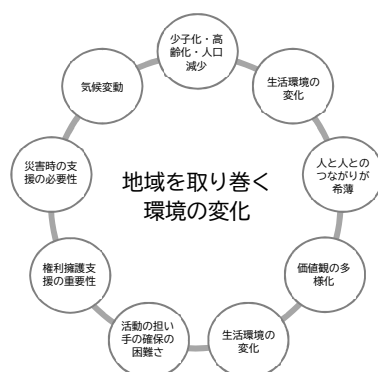
近年、少子高齢化・労働人口減少、単身高齢者世帯の増加などにより、人と人とのつながりの希薄化や地域の支え合いの基盤の脆弱化などが一層問題となっている中、令和2年（2020年）6月の社会福祉法の一部の改正、更に令和6年（2024年）4月の社会福祉法、生活困窮者自立支援法、生活保護法等の一部改正、同年6月の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（いわゆる住宅セーフティネット法）が一部改正されました。

「第4次地域福祉計画」では、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー、ダブルケア等、従来の制度や分野の枠の中には当てはまりにくい、複雑化・複合化した課題が顕在化する中、地域共生社会の実現に向け、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業実施計画」を位置付ける他、「成年後見制度利用促進基本計画」を改訂するとともに、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく、社会復帰できるよう支援を推進する「再犯防止推進計画」を盛り込んだ計画とします。

また、「地域福祉計画」は、「子ども・子育て支援総合計画」「健康うらやす21」「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「障がい者福祉計画」など関係する計画を包含するとともに、地域福祉の担い手である浦安市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも連携しながら、社会福祉法の改正内容を反映させた地域福祉推進のための計画とします。

3 連携・協力による計画の推進

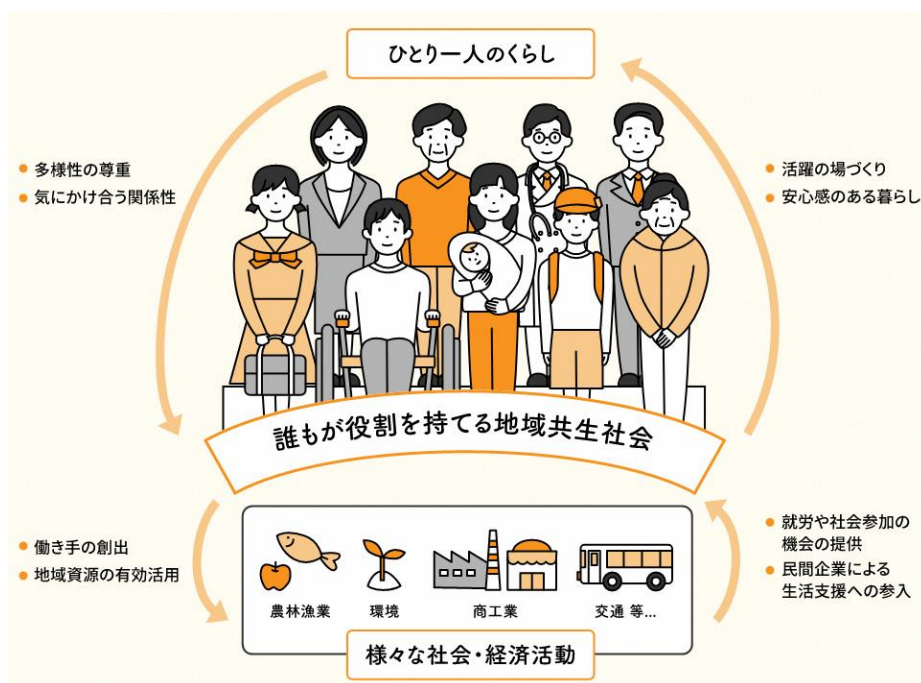
地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。地域共生社会を推進するためには、住民、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、市などがそれぞれの役割を果たし、お互い力を合わせ、地域福祉のさらなる向上を推進していく必要があります。



- 環境の変化により、様々な支援ニーズが表面化している
- 高齢者・子ども・障がいのある方・生活困窮といった対象者ごとの支援体制だけでは、人びとが持つ様々なニーズへの対応が困難

地域共生社会の推進が必要

浦安市



資料 厚生労働省

4 計画の根拠となる法律

平成29年（2017年）の社会福祉法の改正により、第107条第1項において、市町村地域福祉計画の策定が努力義務として規定されました。また平成30年（2018年）の改正では、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項が追加されました。

本計画は、この規定を根拠として策定するものです。

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

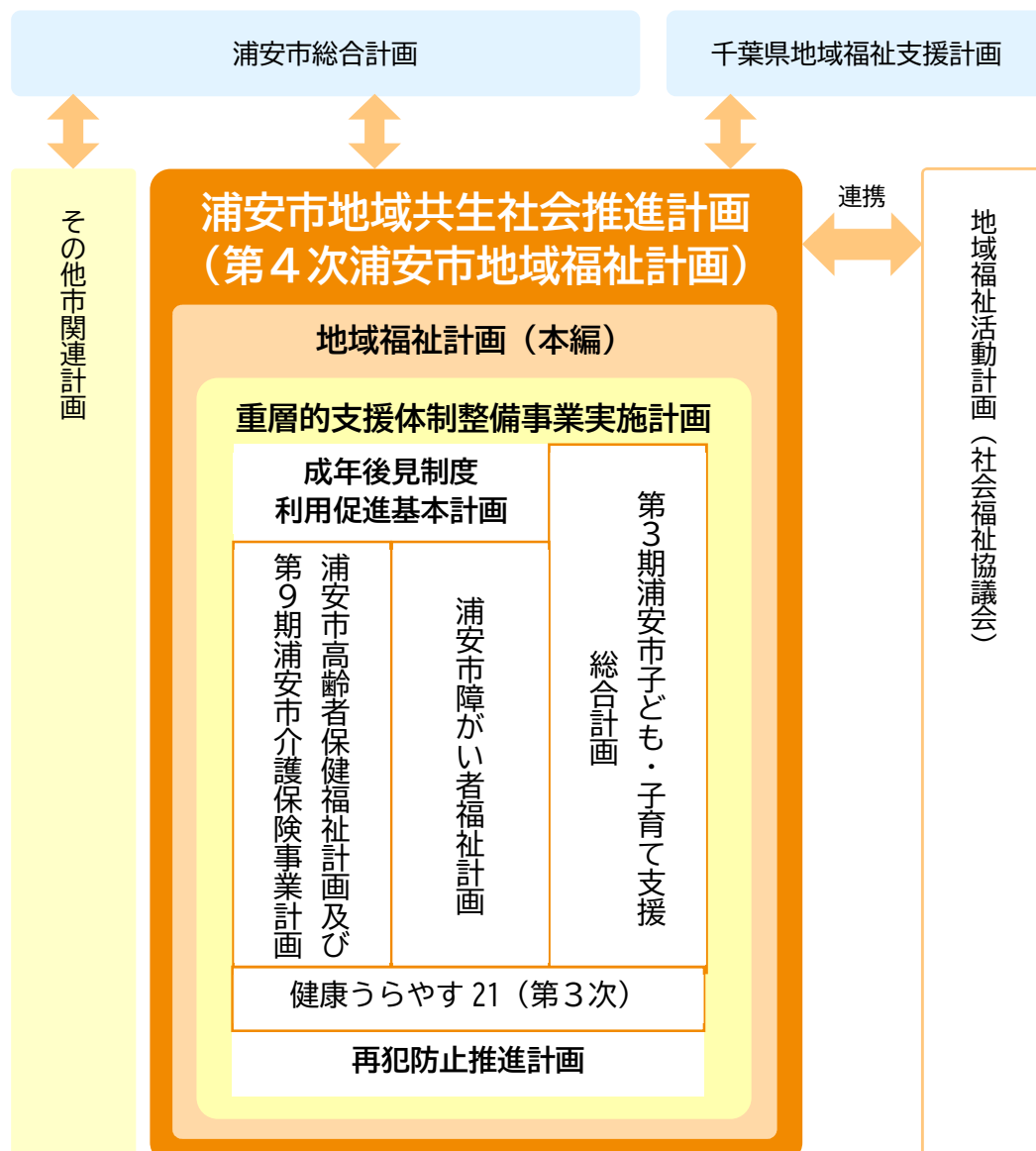
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

5 計画の位置づけ

本計画は、浦安市総合計画で掲げている基本目標の1つである「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ」を実現するため、行政と市民、地域の活動団体等との連携・協力のあり方、具体的な施策の取り組みの方向性等、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための方策をまとめた計画であり、社会福祉法第107条に定められた市町村地域福祉計画としても位置づけられます。

さらに、本計画は、これまでに引き続き「成年後見制度利用促進基本計画」を位置付けるとともに、今期より「重層的支援体制整備事業実施計画」「再犯防止推進計画」を位置付けた計画とします。

また、本計画は、分野別計画の「第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画」、「健康うらやす21（第3次）」、「浦安市障がい者福祉計画」、「浦安市高齢者保健福祉計画及び第9期浦安市介護保険事業計画」との整合・連携を図りつつ、地域住民等の参加や連携・協力という視点に立って策定しています。なお、各分野における課題分析や各種施策、事業の具体的な方向性等については、分野別計画で定められます。



6 計画の期間

計画の期間は、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、5年計画（令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年）とします。

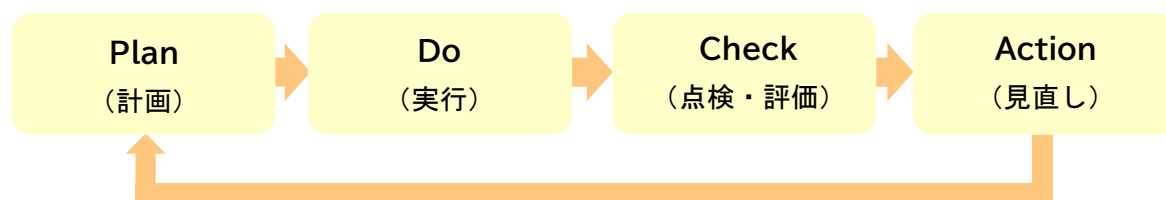
計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
浦安市総合計画 (基本構想：令和21年度まで 基本計画：令和11年度まで)						次期計画
第3次計画	浦安市地域共生社会推進計画 (第4次浦安市地域福祉計画)					次期計画
第2期計画	第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画					次期計画
第2次計画	健康うらやす21（第3次）（令和18年度まで）					
浦安市障がい者福祉計画			次期計画			
浦安市高齢者保健福祉計画及び 第9期浦安市介護保険事業計画			次期計画			

7 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、各年度において分野別に実施状況を把握、点検し、PDCAサイクルを確実に回り、計画の着実な推進をめざしていきます。



8 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

庁内の関係各課における職員一人ひとりが横断的な連携や情報共有を図る意識を持って、地域における切れ目のない支援を推進するために、関連施策や事業を着実に進めます。

(2) 地域との協力体制の構築

本計画の推進に当たっては、地域の協力体制が不可欠です。

地域福祉に関わる団体等と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

(3) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、浦安市公式サイト（ホームページ）や概要版の作成・配布等により、広く市民に周知していきます。

9 地域福祉の圏域

誰もがいつまでも住み慣れた地域で生活していけることが大切です。そのためには、地域における支え合いを進めることに加え、地域福祉の担い手になる人材の育成を進めていく必要があります。

一方、福祉サービスの担い手は、それぞれのサービスに必要な有資格者を含めた人材の確保を進める必要があり、個別の施策事業ごとに必要な人材が異なっているのが現状です。

本市は、他市に比べ市域が狭く公共交通が充実しており、福祉サービス等に要する移動時間もかからないことから、効率的な事業展開を図ることができています。

本計画においては、圏域を分けることなく、市域全体一圏域として考えています。



第2章

地域福祉をめぐる現況

1 地域福祉を取り巻く現状（社会保障制度改革の全体の動向）

従来、市町村には高齢者、障がいのある方、こども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、各市町村では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組では対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。

社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる8050問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化、さらに、外国人の増加や性的指向・性自認への認識の広まりなど、地域の構成員やその価値観の多様性は増えています。

平成28年（2016年）には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域共生社会が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障がい福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取り組みの方向性が明確に示されました。

地域共生社会とは、平成28年（2016年）6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において提案された理念で、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考えが示されました。

平成29年（2017年）には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の最終とりまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、「それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦」、「すべての地域の構成員の参加・協働」、「重層的セーフティネットの構築」、「包括的な支援体制の整備」、「福祉以外の分野との協働を通じた支え手・受け手が固定されない参加の場、働く場の創造」の5点が示されました。

また、令和2年（2020年）には、社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業が創設されました。これは「相談支援」によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、「参加支援」を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた「地域づくりに向けた支援」によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するもので

す。

令和6年（2024年）には、孤独・孤立対策推進法が施行され、孤独・孤立対策として、孤独・孤立双方への社会全体での対応、当事者や家族等の立場に立った施策の推進、人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進を掲げています。

一連の制度改革は、従来の枠組での支援の限界を超えるための取り組みであり、個人の人生やその中で抱える課題の複雑・多様化が進んでいることを踏まえると、対人支援、特に個人の生活に身近な市町村レベルの支援においては、一人ひとりの生が尊重され、複雑・多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくための「伴走型支援」の強化が求められています。「伴走型支援」とは、支援者と本人とが継続的につながり関わり合いながら、本人と社会・他者との関係を広げていくことを目指すものです。

《国の動向》「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

平成 27 年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討 P T」報告)
	多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成 28 年度予算)
平成 28 年 6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10 月	地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12 月	地域力強化検討会中間とりまとめ
	「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成 29 年度予算)
平成 29 年 2 月	社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
	「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5 月	社会福祉法改正案の可決・成立→ 6 月改正社会福祉法の公布
	※ 改正法の附則において、「公布後 3 年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定
9 月	地域力強化検討会最終とりまとめ
1 2 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成 30 年 4 月	改正社会福祉法の施行
令和元年 5 月	地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
7 月	地域共生社会推進検討会中間とりまとめ
12 月	地域共生社会推進検討会最終とりまとめ
令和 2 年 3 月	社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
6 月	改正社会福祉法の可決・成立
	※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和 3 年 4 月施行
令和 3 年 4 月	重層的支援体制整備事業の創設 地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を構築することを目的とし、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施
令和 6 年 4 月	孤独・孤立対策推進法(令和 5 年 6 月 7 日公布 令和 6 年 4 月 1 日施行) (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応 (2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進 (3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

	福祉分野を取り巻く国の動向
令和2年度 (2020年度)	○ 改正健康増進法の施行 ○ 改正児童福祉法の施行 ○ 改正障害者雇用促進法の施行 ○ 新子育て安心プラン公表
令和3年度 (2021年度)	○ 改正社会福祉法の施行 ○ 子ども・若者育成支援推進大綱（第3次） ○ 改正母子保健法の施行 ○ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 ○ 改正子ども・子育て支援法の施行
令和4年度 (2022年度)	○ 第二期成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定 ○ 改正成育基本法の施行 ○ 改正子ども・子育て支援法の施行 ○ 改正児童福祉法の施行 ○ 改正社会福祉法の施行 ○ 改正障害者総合支援法の施行
令和5年度 (2023年度)	○ 第二次再犯防止推進計画の閣議決定 ○ 改正成育基本法の施行 ○ こども家庭庁の発足 ○ こども基本法の施行 ○ こども大綱の閣議決定 ○ 改正児童福祉法の施行 ○ 改正障害者総合支援法の施行 ○ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行
令和6年度 (2024年度)	○ 改正児童福祉法の施行 ○ 改正障害者差別解消法の施行 ○ 改正介護保険法の施行 ○ 改正障害者総合支援法の施行 ○ 改正生活困窮者自立支援法の施行 ○ 孤独・孤立対策推進法の施行 ○ 改正住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行 ○ 改正子ども・子育て支援法の施行 ○ 子どもの貧困対策推進法を改称した、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法の施行 ○ 子ども・若者育成支援推進法の施行 ○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行 ○ 高齢社会対策大綱の閣議決定 ○ 認知症施策推進基本計画の閣議決定

認知症施策推進基本計画 ～新しい認知症観とは～

令和5年に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持し、自分らしく暮らせる社会の実現を目指すため、令和6年12月に「認知症施策推進基本計画」が閣議決定されました。

計画では、認知症になると何も分からなくなり、できなくなるといった旧来的な考え方から、“誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる”という「新しい認知症観」に立ち、認知症施策を推進していくことが示されています。

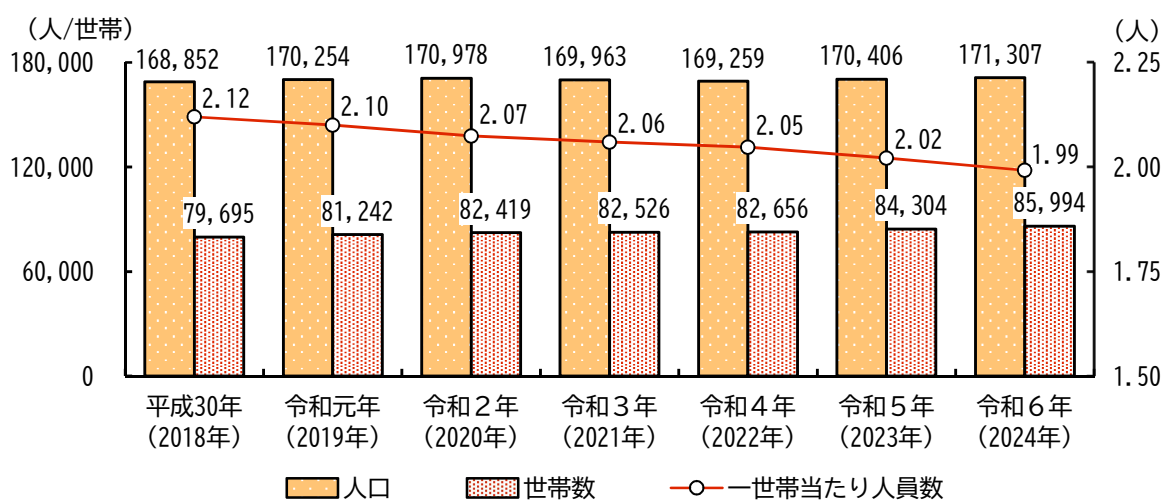
2 浦安市の状況

(1) 人口や世帯の状況

① 総人口・世帯数の推移

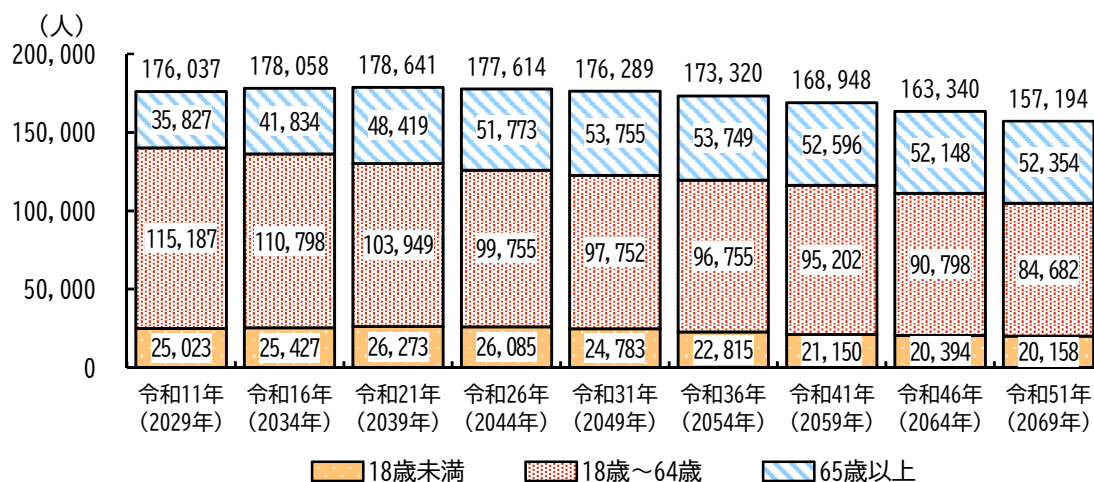
本市の人口は増減を繰り返し、世帯数は微増傾向にあります。一世帯あたりの人員数は、下降傾向となっており、令和6年（2024年）では1.99となっています。将来推計を見ますと、令和21年（2039年）の17万8千人をピークとして、これ以降は減少に転じます。令和51年（2069年）の人口は15万7千人になると見込まれます。

<浦安市の人口・世帯の推移>



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

<浦安市の将来推計人口の推移>

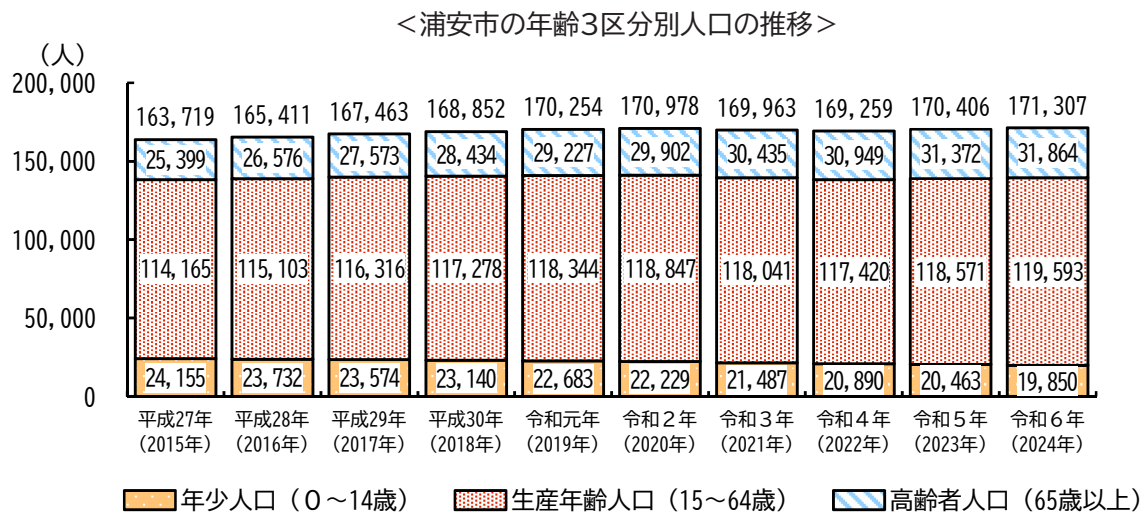


資料：令和4年浦安市人口推計

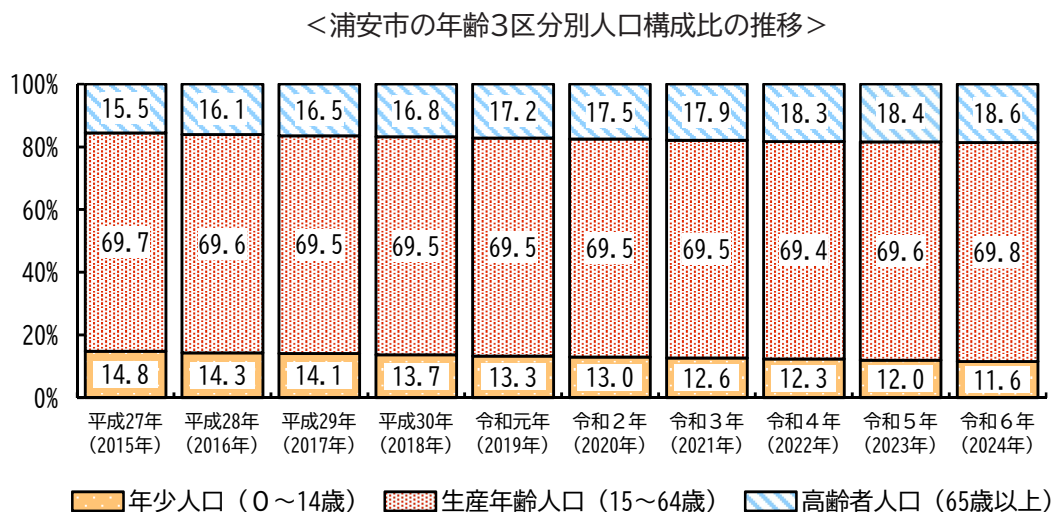
② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口推移をみると、年少人口は減少、生産年齢人口はほぼ横ばい、高齢者人口は増加傾向となっています。

また、年齢3区分別人口構成比もこれと同様の傾向を示しています。



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

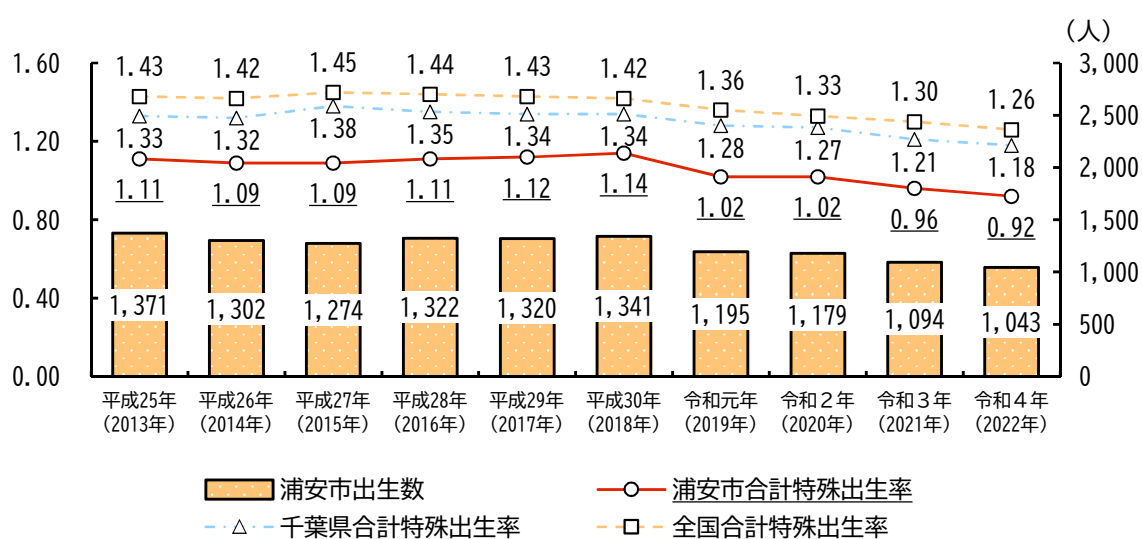
(2) こどもを取り巻く状況

① 合計特殊出生率・出生数の推移

平成25年に1,371人だった出生数が令和4年に1,043人まで減少し、令和元年からその傾向が強くなっています。

なお、本市の合計特殊出生率が全国や千葉県と比較して低いことは、浦安の地理的特性や住宅事情などにより単身の若年層にも暮らしやすいまちであることが理由の1つで、本市の特徴と言えます。

＜浦安市の合計特殊出生率・出生数の推移＞



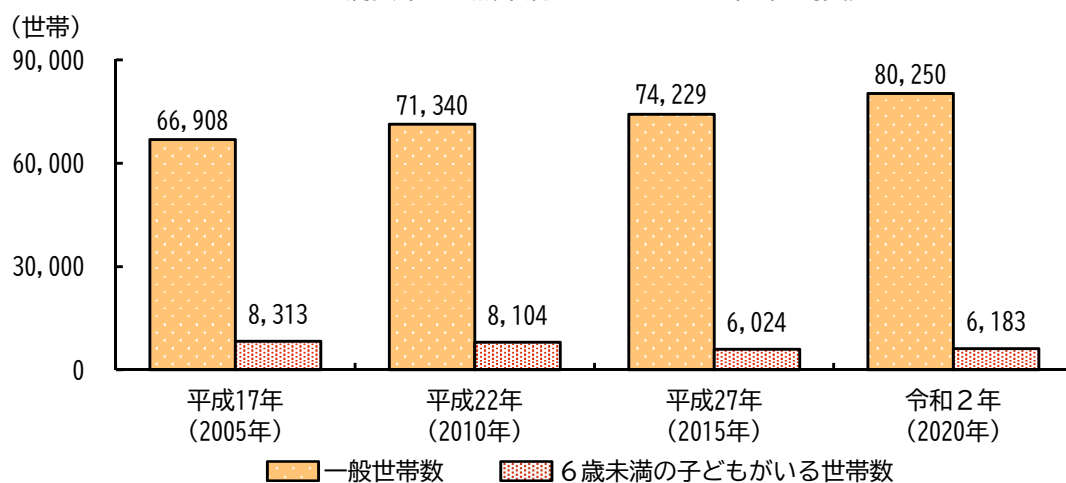
資料：厚生労働省統計調査 千葉県健康福祉部健康福祉指導課

② こどもがいる世帯の推移

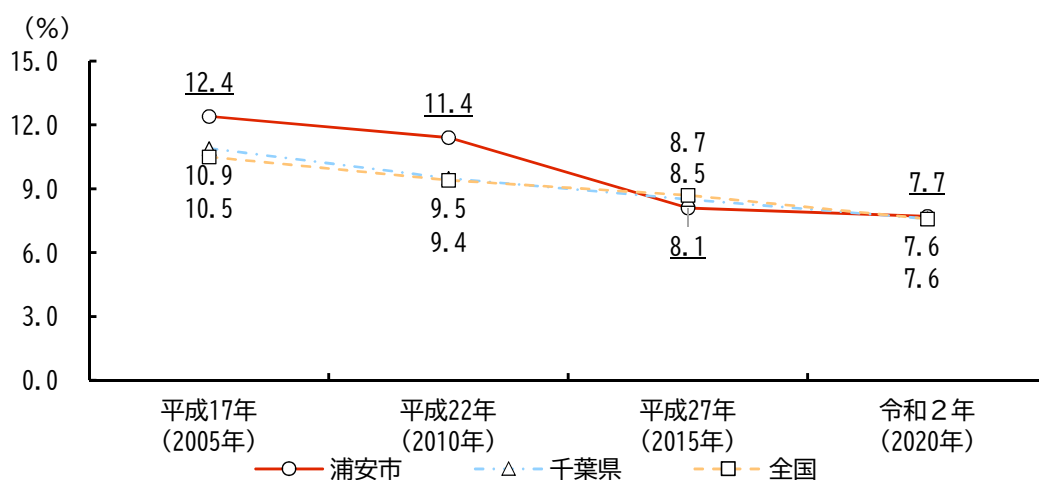
一般世帯数は、平成17年（2005年）66,908世帯から令和2年（2020年）80,250世帯と15年間に13,342世帯増加している一方、6歳未満のこどもがいる世帯数は、平成17年（2005年）8,313世帯から令和2年（2020年）6,183世帯と2,130世帯減少しています。本市では、平成17年（2005年）の1.11人から令和2年（2020年）1.02人と合計特殊出生率も減少しており、さらに令和4年（2022年）は0.92人となっています。

6歳未満のこどもがいる世帯の割合をみると、平成17年（2005年）12.4%から令和2年（2020年）7.7%と減少しています。本市、千葉県、全国ともに減少傾向となっています。

<浦安市の6歳未満のこどもがいる世帯の推移>



<浦安市の6歳未満のこどもがいる世帯割合の推移>

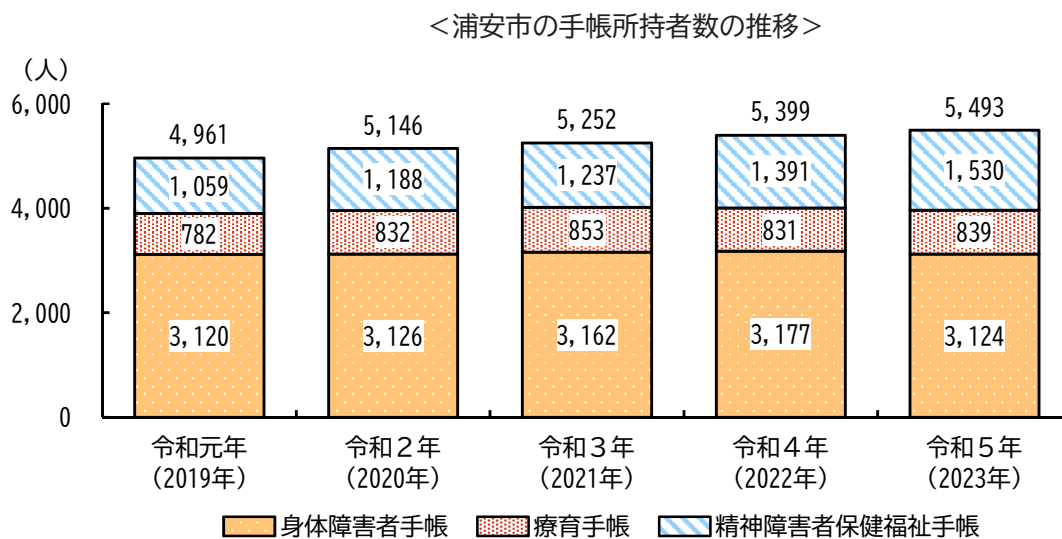


資料：国勢調査

(3) 障がいのある方を取り巻く状況

① 各障がい者手帳所持者数の状況

障がいのある方の状況を手帳所持者数で見ると、身体障害者手帳所持者数は年々増加していましたが、令和5年（2023年）に減少しました。他の手帳所持者は増加傾向となっています。特に精神障害者保健福祉手帳の所持者は令和5年（2023年）には1,530人となり、令和元年（2019年）の1.4倍となっています。

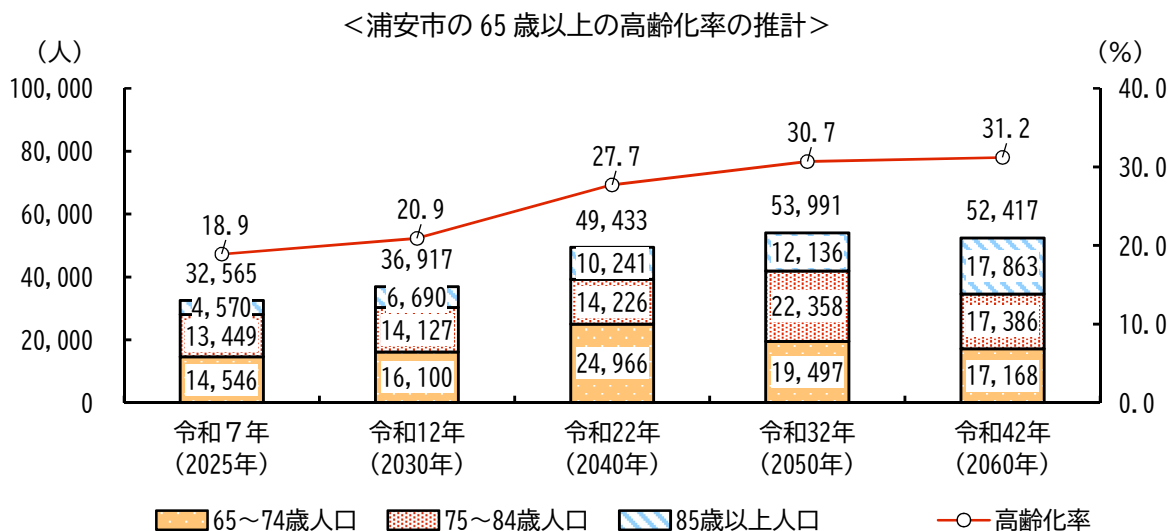
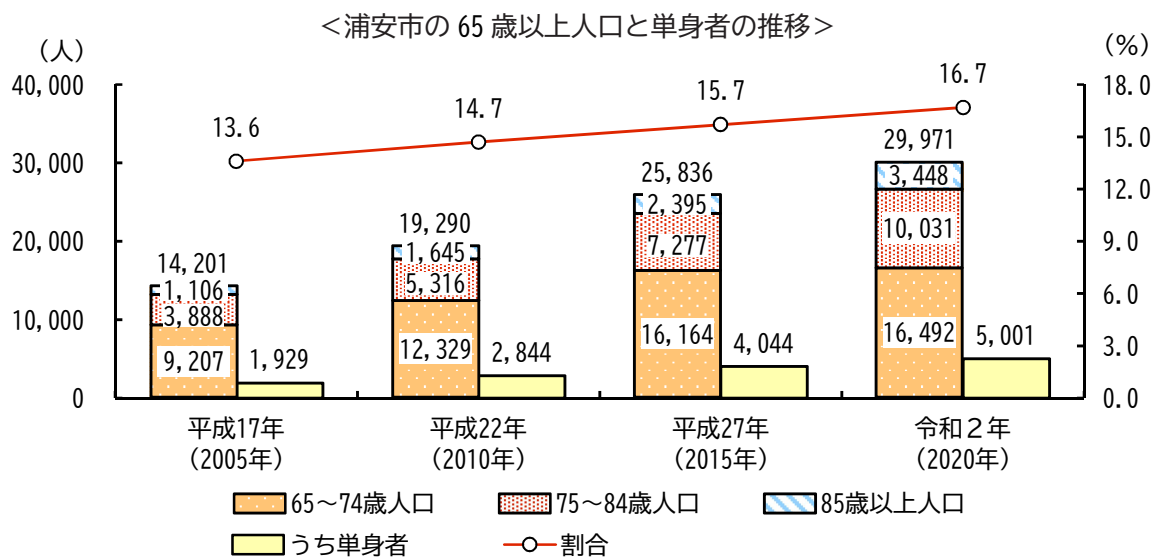


資料：浦安市障がい福祉課資料（各年3月31日現在）

(4) 高齢者を取り巻く状況

① 高齢者人口と単身者数

これまで、65歳以上人口は一貫して増加を続け、この内、単身者数も増加しており、単身の占める割合も増加してきました。一方、将来推計を見ますと、65歳以上人口は、令和32年（2050年）まで増加を続け、高齢化率は令和32年（2050年）に30%を超え、令和42年（2060年）には、31.2%まで増加すると見込まれます。

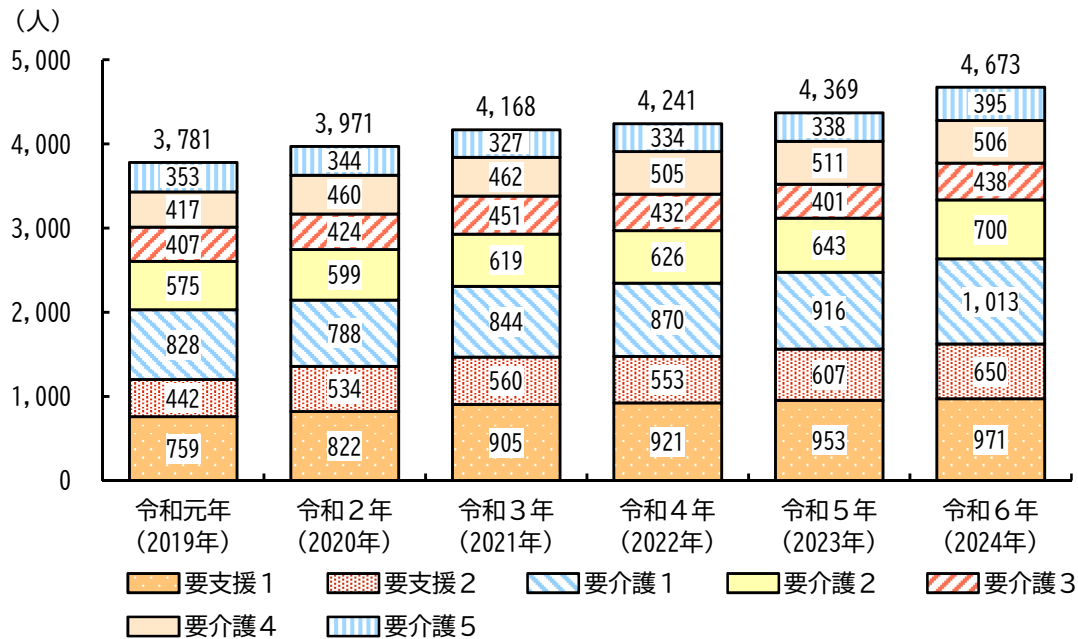


② 要支援・要介護の状況

要支援・要介護認定者数は令和6年(2024年)には4,673人となっており、介護度別にみると、要支援1の増加が目立っています。

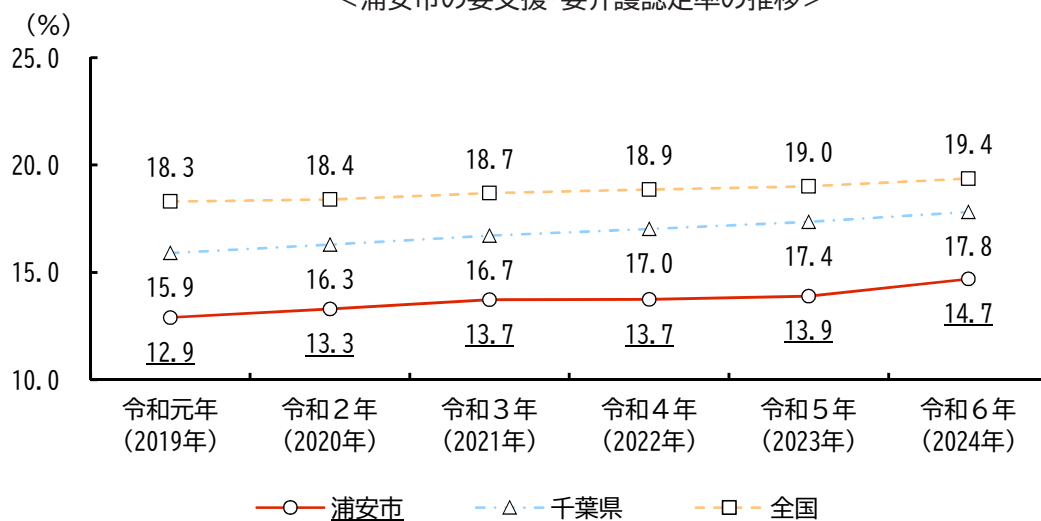
第1号被保険者に占める本市の認定率は令和6年(2024年)が14.7%で増加傾向で推移しています。千葉県と全国も同様に増加傾向にあります。

＜浦安市の要支援・要介護認定者数の推移＞



※第1号被保険者のみのデータです。

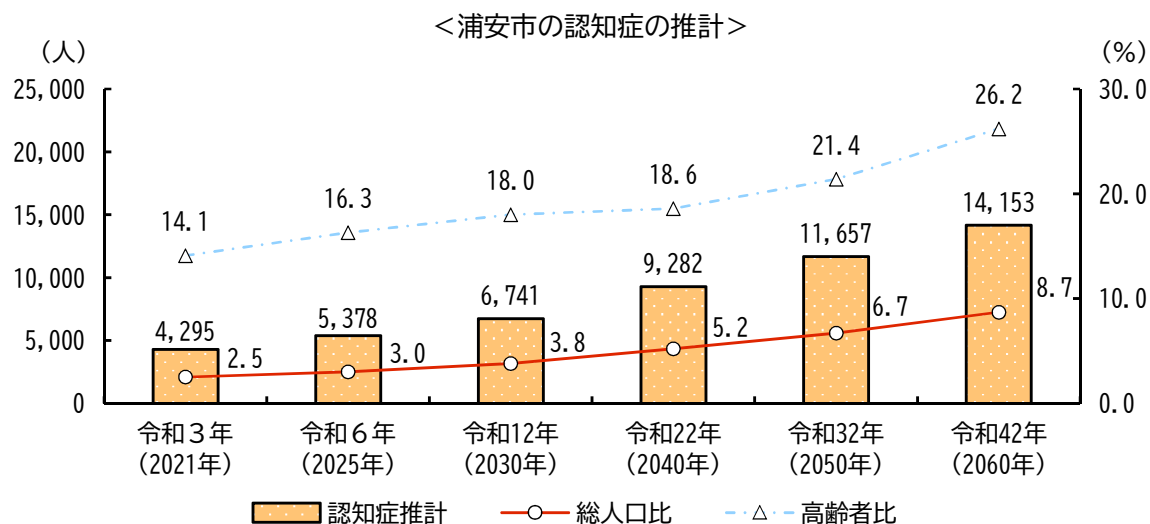
＜浦安市の要支援・要介護認定率の推移＞



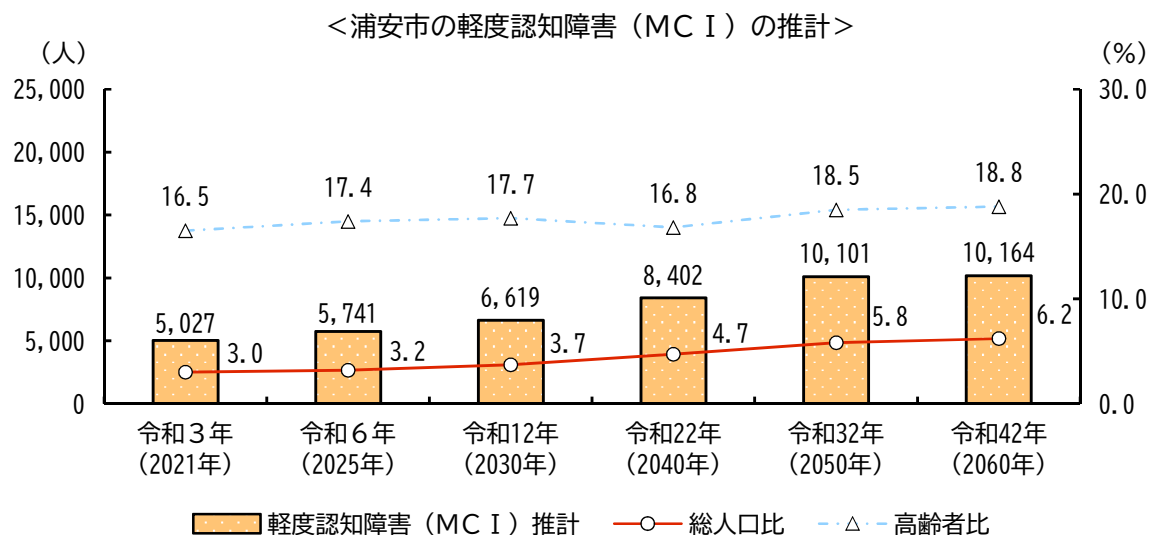
資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告（年報）

③ 認知症の状況

認知症の数は今後も増加することが見込まれており、令和42年（2060年）には14,153人、高齢者人口の26.2%に達する見込みです。軽度認知障害（MC I）も含めると高齢者人口の45.1%を占めることが見込まれています。

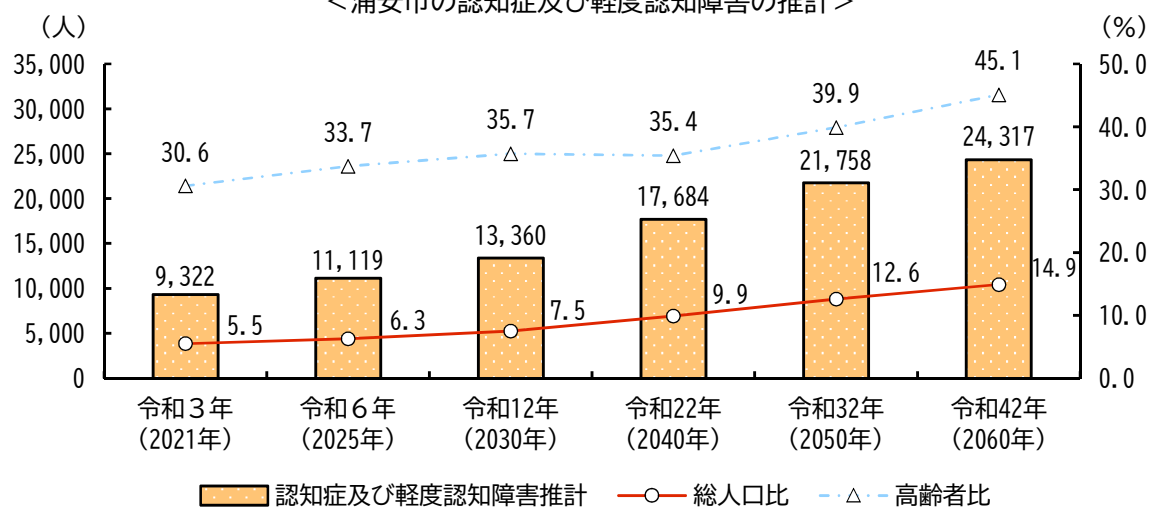


資料：高齢化率・認知症将来推計（朝田隆_筑波大学名誉教授の研究により算出）



資料：高齢化率・認知症将来推計（朝田隆_筑波大学名誉教授の研究により算出）

＜浦安市の認知症及び軽度認知障害の推計＞

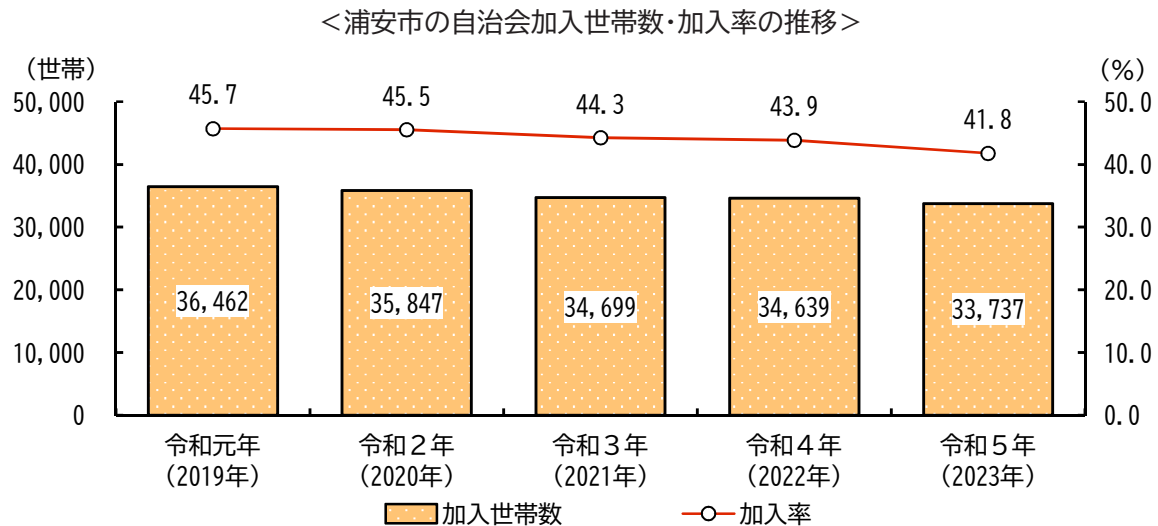


資料：高齢化率・認知症将来推計（朝田隆_筑波大学名誉教授の研究により算出）

(5) 地域活動等の状況

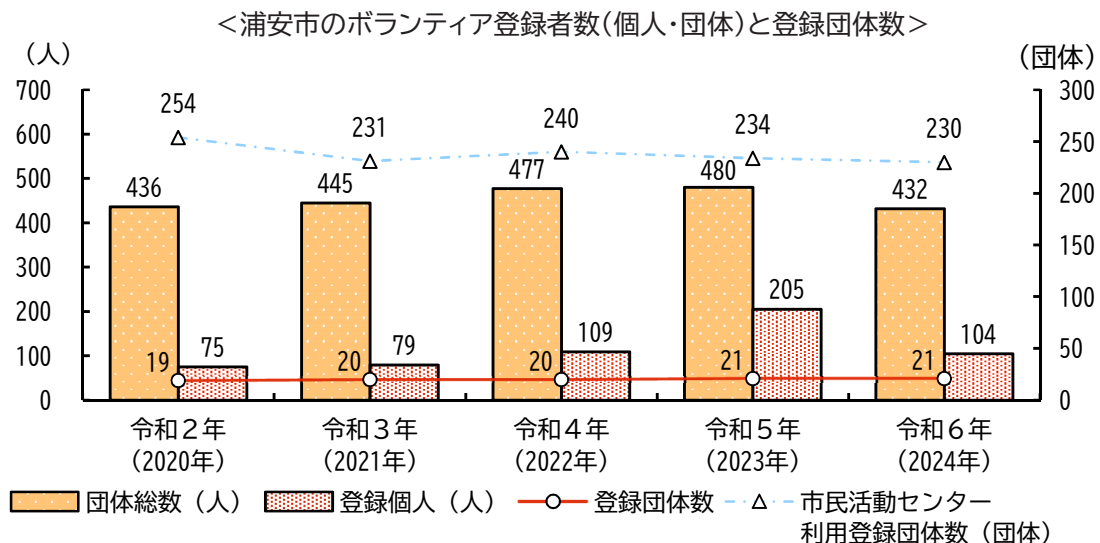
① 自治会加入世帯数・加入率の状況

自治会加入世帯数は平成30年（2018年）に増加しましたが、令和元年（2019年）以降は減少しています。加入率は令和元年（2019年）にはやや増加したものの、令和2年（2020年）以降は再び減少しています。



② ボランティア登録者数（個人・団体）と登録団体数の状況

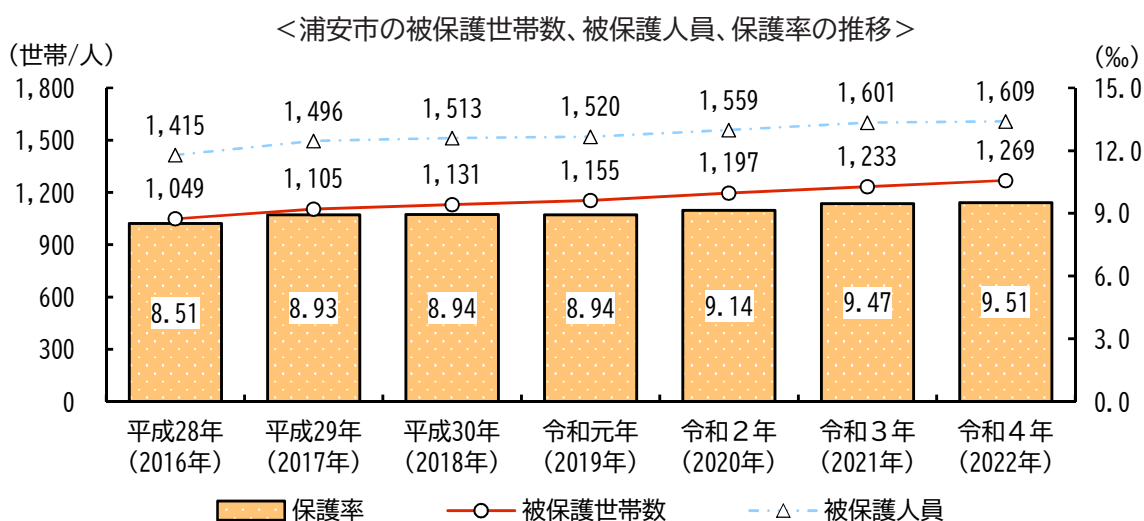
ボランティア登録団体数はほぼ横ばいで推移しています。団体登録者総人数と個人での登録者は増加傾向となっていました、令和6年（2024年）で減少しています。



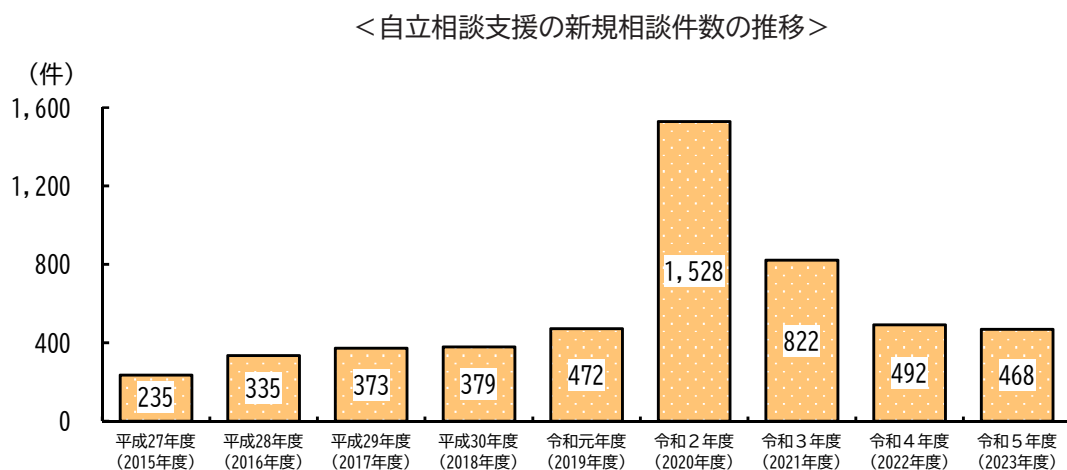
(6) 生活困窮の状況

生活保護の被保護者、世帯数は増加傾向にあり、被保護世帯数は令和3年度(2021年度)には1,200世帯を超えています。

生活困窮者の相談窓口(自立相談支援機関)である「浦安市総合相談窓口」における新規相談件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響による住居確保給付金の急増等に伴う一時的な急増が見られた以降はそれ以前の水準に戻り、令和5年度(2023年度)は468件となっています。



資料：浦安市社会福祉課 生活保護法による扶助別状況（各年度月平均）

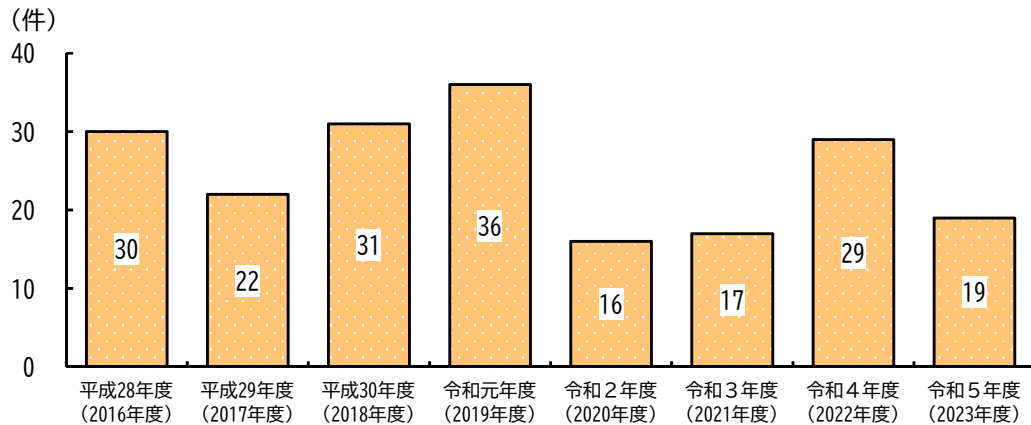


資料：浦安市社会福祉課（各年度総数）

(7) ひきこもりをめぐる状況

ひきこもりに関する相談窓口「浦安市ひきこもり相談窓口」における新規相談件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により令和2年度（2020年度）に減少し、以降増加傾向にありましたが、令和5年度（2023年度）は減少し19件となっています。

<ひきこもり相談窓口の新規相談件数の推移>

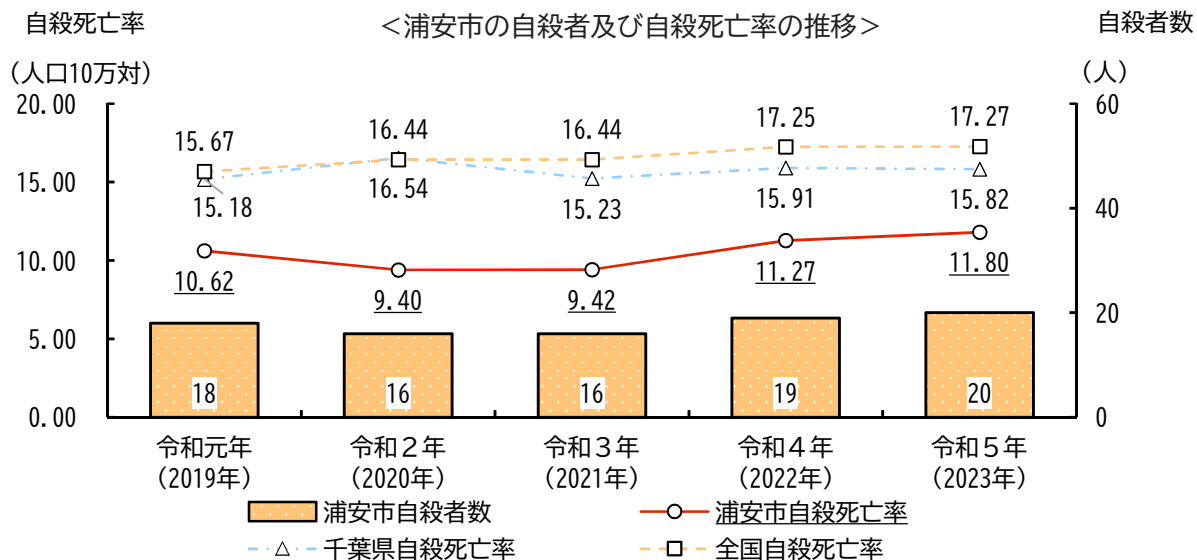


資料：浦安市社会福祉課（各年度総数）

(8) 自殺をめぐる状況

① 自殺者数及び自殺死亡率

本市の自殺死亡者数は近年、20 人前後で推移し、自殺死亡率は千葉県や全国よりも低い傾向にあります。また、千葉県および全国の自殺死亡率は横ばい傾向にあります。

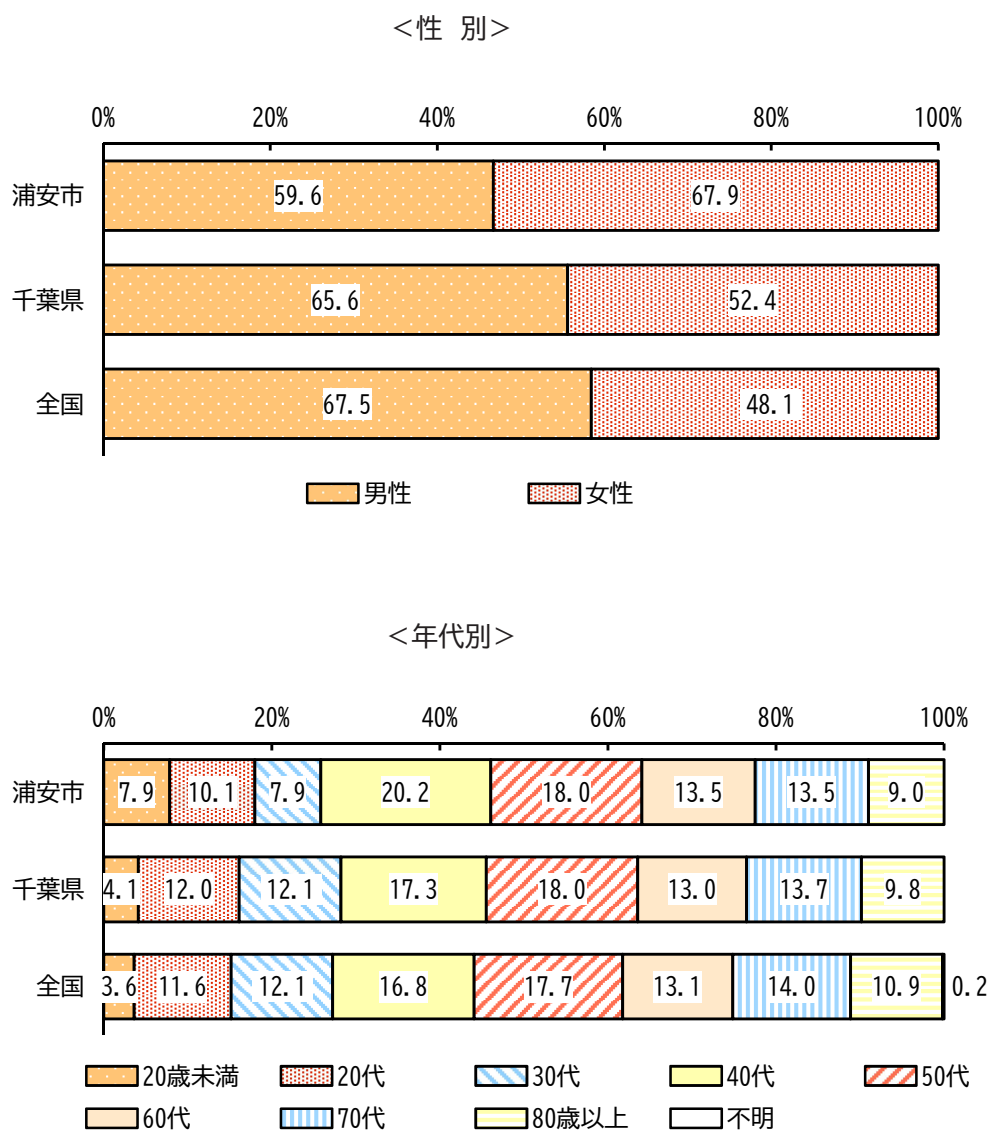


		令和元年 (2019 年)	令和2年 (2020 年)	令和3年 (2021 年)	令和4年 (2022 年)	令和5年 (2023 年)
浦安市	自殺者数 (人)	18	16	16	19	20
	自殺死亡率(人口10万対)	10.62	9.40	9.42	11.27	11.80
千葉県	自殺者数 (人)	958	1,045	963	1,004	998
	自殺死亡率(人口10万対)	15.18	16.54	15.23	15.91	15.82
全国	自殺者数 (人)	19,974	20,907	20,820	21,723	21,657
	自殺死亡率(人口10万対)	15.67	16.44	16.44	17.25	17.27

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）各年

② 性別及び年代別自殺者割合（令和元年（2019年）～令和5年（2023年）の合計）

本市の自殺死亡者を性別で見ると、男性は、千葉県や全国より低く、女性は高くなっています。年代別では、40代が全体の2割を超えています。また20歳未満で、千葉県や全国と比べて高い割合となっています。



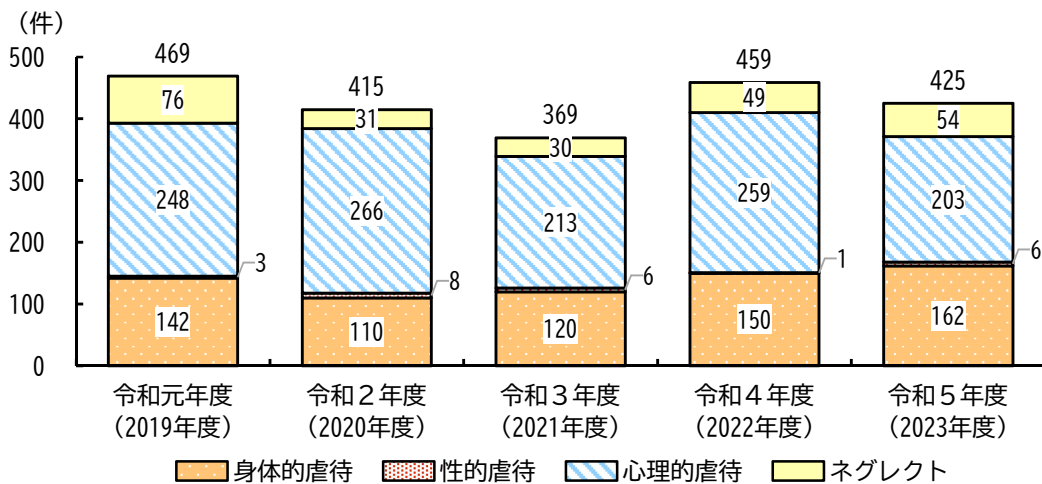
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）
令和元年（2019年）～令和5年（2023年）の合計

(9) 虐待対応状況

① こどもの虐待対応状況

家庭児童相談件数は、令和2年度（2020年度）と比較すると令和5年度（2023年度）は減少しており、総相談件数は425件となっています。また、相談種別をみると、身体的虐待で令和5年度（2023年度）の相談件数が令和2年度（2020年度）に比べ増加しており、162件となっています。

<浦安市の家庭児童相談件数の推移>

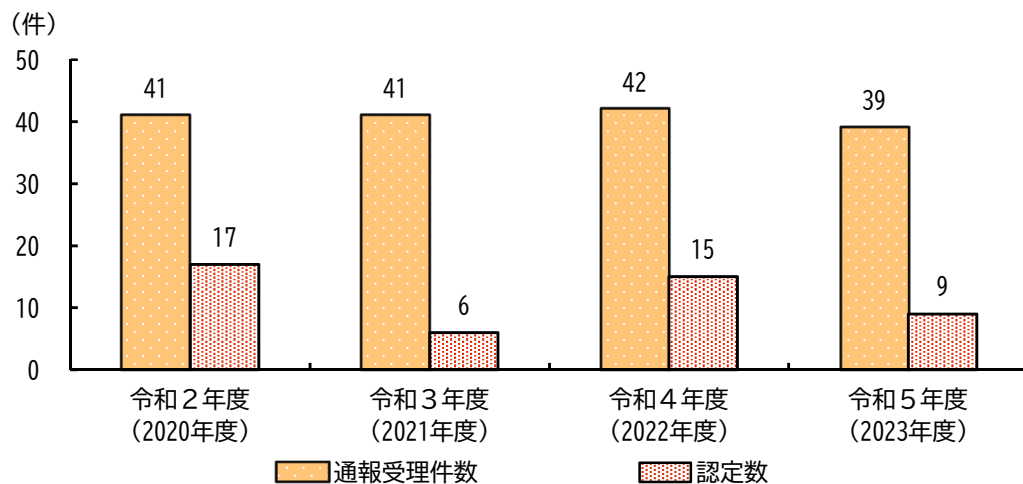


資料：浦安市こども家庭支援センター

② 障がいのある方への虐待対応状況

障がいのある方への虐待通報受理件数・認定数は、令和2年度（2020年度）と比較すると令和5年度（2023年度）は減少しており、通報受理件数は39件、認定数は9件となっています。

<浦安市の障がい者虐待通報受理件数、認定数、認定率の推移>

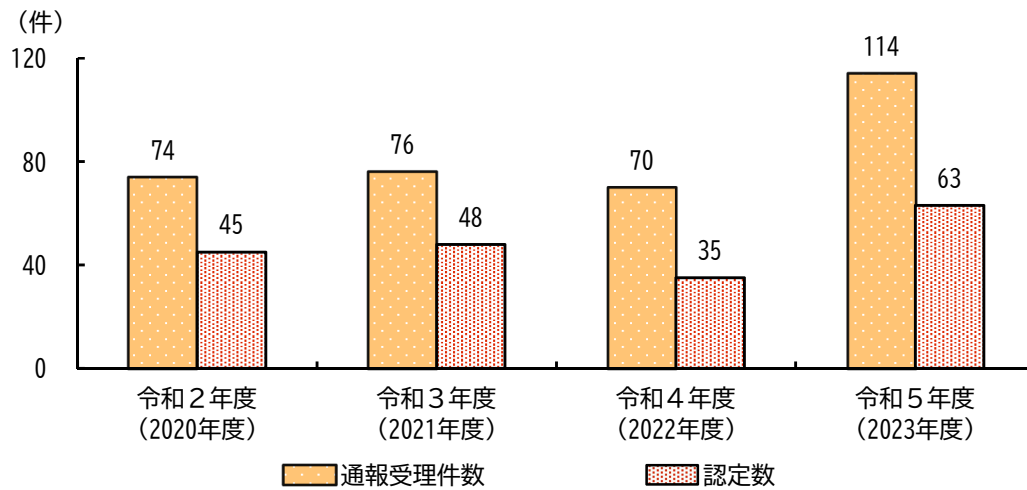


資料：浦安市障がい事業課

③ 高齢者の虐待対応状況

高齢者の虐待通報受理件数・認定数は、令和2年度（2020年度）と比較すると令和5年度（2023年度）は増加しており、通報受理件数は114件、認定数は63件となっています。

<浦安市の高齢者虐待通報受理件数、認定数、認定率の推移>



3 第3次浦安市地域福祉計画の進捗状況について

第3次浦安市地域福祉に係る事業評価

第3次浦安市地域福祉計画における5つの基本方針に関連する事業について、進捗状況を評価しています。各事業の進捗状況の評価は、担当課が行った自己評価で、事業ごとに「計画以上」、「計画どおり」、「やや遅れている」、「非常に遅れている」、「未着手」、「その他」、「新規」の7区分で評価します。また各事業の今後の方向性は、「充実させる」、「継続」、「見直し」、「廃止」、「その他」の5区分としています。

「推進していく上での主な課題」及び「取組方針」については、担当課が行った自己評価より抜粋したものを記載しています。

■第3次地域福祉計画 事業一覧

<https://www.city.urayasu.lg.jp/shisei/keikaku/keikaku/kenkofukushi/1002423.html>

令和7年3月31日時点

リンク先を変更した場合には表示されません。



基本方針 1	誰もが支え合い、助け合うまちをめざして										事業数	
											9	
進捗状況評価	計画以上	1	計画通り	8	やや遅れている	0	非常に遅れている	0	未着手	0	その他	0
今後の方向性	充実させる	0	継続	9	見直し	0	廃止	0	その他	0		
推進していく上での主な課題	・人権に関する相談体制の充実を図るには、市や関係機関が実施する各種相談との連携が必要である。 ・性的マイノリティの方は、周囲の人々の理解不足や偏見から様々な困難を抱えており、今後も市民・事業者へ周知啓発をしていく必要がある。 ・男女共同参画の講座については、土日の開催など、社会情勢や参加者のニーズに合わせた講座を企画していく必要がある。 ・障害者差別解消法の改正により、令和6年（2024年）4月から事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されたことについて、周知・啓発が必要である。 ・高齢化の進展に伴い、高齢者の権利擁護、成年後見制度対象者の増加が見込まれる。											
取組方針	・全ての人の人権が尊重され、互いの差異や多様性を認め合えるソーシャル・インクルージョンを進めるため、人権尊重の意識を高めていきます。 ・病気や障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を守り、安心して地域で暮らし続けられるよう、権利擁護や意思決定支援の体制づくりを進めます。											

基本方針 2	生きがいとふれあいがあふれるまちをめざして										事業数	
											25	
進捗状況評価	計画以上	0	計画通り	24	やや遅れている	0	非常に遅れている	0	未着手	0	その他	1
今後の方向性	充実させる	0	継続	21	見直し	3	廃止	1	その他	0		
推進していく上での主な課題	・運営主体である老人クラブ連合会が円滑に運営できるよう支援する必要がある。 ・各老人クラブが補助金を有効に活用して自主的な活動が活発に行えるよう支援する必要がある。 ・市民活動団体が継続的に活動できるよう、団体の担い手確保に努める必要がある。 ・「まなびねっと URAYASU」に掲載されている団体やサークル活動等の情報の中には、長い間更新されていない情報がある。定期的に情報更新が行われる仕組みを検討する必要がある。 ・スポーツ・レクリエーション事業では、今後新たなニーズに対応したイベント等を開催することが課題となる。 ・障がいのある方の就労支援事業について、重度の障がいのある方を含めて、障がいのある方が多様な働き方ができる環境を整備していくことが必要である。 ・地域で孤立する人の発見や見守りを行っているが、なり手不足から、民生委員・児童委員の高齢化が進んでいる。											
取組方針	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の発掘、開拓・開発に努め、自治会、民生委員・児童委員、NPO法人等、関係機関など多様な地域資源とのつながりを作るための支援を行います。 ・地域活動に関する情報発信を行うとともに活動の活性化につながるよう支援します。また、活動の担い手の育成につながる事業を展開します。											

基本方針3	健やかに暮らせるまちをめざして												事業数	
													62	
進捗状況評価	計画以上	0	計画通り	60	やや遅れている	0	非常に遅れている	0	未着手	0	その他	1	新規	1
今後の方向性	充実させる		4	継続	53	見直し	1	廃止	2	その他	1	新規	1	
推進していく上での主な課題	・課題が複雑化していることにより、家庭児童相談と母子婦人相談が一体となった支援の強化が求められている。 ・こども発達センターは地域の障がいのあるこどもの健全な発達において中核的な役割を担う機関として、高度な専門性に基づく支援機能、通所支援事業所に対する助言・援助機能、地域のインクルージョン推進の中核機能、地域の発達支援に関する入口としての相談機能が求められており、これらの機能の充実及びそのための人員確保が課題である。 ・ファミリー・サポート・センター事業の会員数が減少傾向にあり、サービスの利便性が低下する恐れがあるため、会員数増加のための取り組みを行う必要がある。 ・子育て応援ポータルサイトを浦安市公式サイト(ホームページ)の掲載内容を精査し、必要十分な情報を掲載し、使用者の利便性を向上させる必要がある。 ・切れ目のない支援を実現するため、保健、医療、福祉、教育分野でのより緊密な連携が課題である。 ・こどもの居場所として、問題を抱えているこどもに対してどのように関わっていくかなどの体制が十分ではない。 ・「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、行政だけでなく、地域として自殺対策を支える人を増やす取り組みや、心地よいと感じる居場所や、悩みや不安に対し、耳を傾けてくれる相談先などの「つなぐ・つながる」環境づくりを醸成していく必要がある。													
取組方針	・複雑化・複合化した地域課題については、支援機関のネットワークで対応し、支援ニーズに応じた適切な情報共有と役割分担によりチームによる支援を目指します。 ・必要な支援につながっていない方を支援に繋げる体制の整備を図ります。 ・こども発達センターの機能の充実や人員体制の確保のため、法改正や報酬改定等を踏まえ、中核的役割を果たせるように体制整備を図ります。 ・地域づくりの重要な担い手である民生委員・児童委員協議会に対し支援を行い、引続き連携していきます。民生委員・児童委員の欠員補充に注力し、民生委員・児童委員の役割を適正化して、負担軽減を図ります。 ・社会福祉協議会、社会福祉法人に加えて、NPO法人等、事業者など多様な主体との連携を強化し支援機関のネットワークづくりを進めます。													

基本方針4	いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして										事業数	
											62	
進捗状況評価	計画以上	1	計画通り	59	やや遅れている	0	非常に遅れている	0	未着手	0	その他	2
今後の方向性	充実させる	2	継続	48	見直し	8	廃止	4	その他	0		
推進していく上での主な課題	・障がいのある方が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を送るために必要な、訪問系サービスの利用ニーズに応じたサービス量の確保を図る必要がある。 ・資産管理等を他人に任せることに不安や抵抗を感じる人が多く、成年後見制度の啓発が浸透しないことが課題としてある。 ・高齢者等緊急通報装置が、高齢者の増加に伴い需要が増えていることから、効果的に運用していく必要がある。 ・高齢者の外出支援の多様なニーズに対応していく必要がある。 ・認知症による行方不明高齢者の保護について、地域の見守り体制を推進していく必要がある。											
取組方針	・様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める福祉総合相談窓口の機能強化を図ります。また、気軽に相談できる相談窓口として周知の工夫に努めるとともに、社会とのつながりを作る参加支援、交流の場や居場所を整備する地域づくりの充実を一体的に取り組み、包括的支援のネットワークの形成を進めます。 ・福祉サービスに係る積極的な情報発信とサービスの質の適正化を図ります。											

基本方針5	安心して住み続けることができるまちをめざして												事業数	
													31	
進捗状況評価	計画以上	0	計画通り	27	やや遅れている	0	非常に遅れている	0	未着手	0	その他	3	新規	1
今後の方向性	充実させる	1	継続	23	見直し	1	廃止	2	その他	0	新規	4		
推進していく上での主な課題	・障がい者グループホームの施設整備は進んでいるが、待機者の要望と合致しない場合がある。 ・やむを得ない理由で転居する高齢者の住居確保を支援する必要があるが、経済的支援と相談支援の連携が必要である。 ・災害に備えて、引き続き救護所に必要な医療対策備品等について内容を検討し、メンテナンスを含めて効率的な管理・更新をしていく必要がある。 ・災害時の医療救護活動をより円滑に実施できるよう、医療機関や医師会等の関係機関と更なる連携強化を図る必要がある。 ・外国人市民が安心して生活するため、多言語及びやさしい日本語での正確な情報提供ができる体制を整えるとともに、外国人市民が地域の活動に参加しやすくなる情報発信に取り組む必要がある。 ・名簿の受け取りを希望する自治会自主防災組織が半数にとどまっている。個別避難計画については、自主防災組織との協力体制の構築が必要である。 ・保護司の定員に欠員が発生している状態が続いている。 ・自治会自主防災組織の活動意識にばらつきがある。 ・認知症の正しい理解の促進が必要である。													
取組方針	・災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者情報を適切に管理するとともに、対象者を把握して、平時の見守り及び災害時など緊急事態における支援体制の充実を図ります。 ・誰にとっても暮らしやすい地域社会となるようユニバーサルデザインのまちづくりに取り組み、公共施設などのバリアフリー化を推進します。また、移動が困難な人のための外出機会の創出や移動手段の充実など外出しやすい環境づくりを進めます。 ・生活困窮者自立支援制度の強化を図り、個々人の状況に応じた支援を実施し、自立に向けた支援体制の構築に取り組みます。 ・情報のバリアフリー化推進等、外国人市民が生活しやすい生活環境の整備に取り組めます。 ・認知症の方、ご本人・ご家族の思いを起点としながら、暮らしやすい地域づくりに取り組みます。													



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての市民が住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で、自分らしく心豊かに暮らし続けられるまちを目指します。また、多様性を認め合い、地域の人々が抱える様々な課題を「我が事」として捉え、共に解決していくことに取り組むとともに、思いやりと支え合いの精神を育むことで、誰もが安心して生活できる環境を整え、すべての市民が自らの生活を豊かにし、地域社会に貢献できるような共生社会を構築していきます。

【 基 本 理 念 】

誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ
— 地域共生社会の実現に向けて —

2 重点施策

(1) 誰一人取り残さない地域共生社会の推進（ひきこもり、孤独・孤立への支援の推進）

誰一人取り残さない地域共生社会を推進するため、ひきこもりや孤独・孤立への支援を強化します。そのため、地域住民や専門機関と連携し、困難を抱える人々への訪問支援や相談窓口を充実するとともに、交流の場を提供し、コミュニティのつながりを深める活動を推進します。

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備

地域共生社会の実現に向け、地域の多様なニーズに応じた支援体制を整備し、誰もが安心して生活できる環境を整えます。地域の住民や団体との連携を強化し、相互理解と協力を促進します。個々の状況に応じた包括的支援体制を構築することを通じ、地域全体の活性化を目指します。

(3) 年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられ、多世代が共に安心して暮らせる地域の構築

高齢社会をめぐる様々な変化に伴う社会課題に適切に対処し、あらゆる世代が地域において共に生き、共に支え合う社会を構築していくため、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創るとともに、地域社会のつながりや支え合いによる包摂的な社会の構築を進めます。

(4) 地域福祉活動への市民の参加の推進（地域福祉の担い手育成、担い手不足の解消）

地域住民、ボランティア団体、NPO等の地域福祉活動へ、活動に必要な情報の提供や必要な知識、技術の習得、活動拠点の支援や地域福祉を推進する人材の養成を推進します。

(5) 地域福祉推進の中心的役割を果たす社会福祉協議会の活動拡充への支援

地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会と市がさらなる連携強化を図りながら、各種ボランティアをはじめとする住民主体の活動推進に加え、今後も増加が見込まれる単身高齢者への支援や、地域のコミュニティ形成、助け合いの場づくりといった地域福祉活性化事業等について拡充を図ります。

3 基本方針

(1) 健やかに暮らせるまちをめざして

健やかに暮らせるまちを目指すためには、地域全体で見守り支える体制を構築することが重要です。妊産婦や子育て世代にやさしい環境を整え、こどもたちに安心して過ごせる居場所を提供し、要配慮者の見守りに取り組んでいきます。

また、市民一人ひとりの健康づくりを推進するため、市民主体の健康活動を展開し、こころの健康や自殺予防に取り組むとともに、地域での健康や介護予防、スポーツ活動を推進します。

(2) いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして

いつまでも自分らしく暮らせるまちを目指し、包括的な支援体制を整備します。相談支援体制を充実させ、地域づくりを支援し、アウトリーチ等により、支援ニーズを抱えながらも支援が届いていない人・世帯へアプローチします。また、わかりやすい情報提供とデジタル技術を活用し、地域福祉を推進します。さらに、ケアマネジメント体制の強化や福祉サービスの質の向上、成年後見制度の利用促進など、多様な困りごとに対応する体制を整えていきます。

(3) 生きがいとふれあいがあふれるまちをめざして

生きがいとふれあいがあふれるまちを目指し、市民の自主的活動を支援します。「生きがいづくり」を促進し、地域福祉活動への参加機会を増やし、個性や能力を発揮できる場を提供します。ボランティア活動を活性化し、活動団体への支援を行い、地域福祉の担い手を育成して担い手不足を解消します。さらに、住民主体の取り組みや社会福祉協議会との連携を強化し、多様な主体との協力を進めます。

(4) 誰もが支え合い、助け合うまちをめざして

誰もが支え合い、助け合うまちを目指し、住民の相互理解を促進します。福祉について学ぶ機会、多くの人と交流する機会づくりを進め、多様性を尊重し、人権を大切にする意識を育みます。また、地域づくりにおいては、虐待予防や防止体制を強化し、サービス利用者の権利をしっかりと擁護する仕組みを充実させます。

(5) 安心して住み続けることができるまちをめざして

安心して住み続けることができるまちを目指し、住宅セーフティネットを充実し、防災対策や防犯・交通安全対策を推進します。また、「まち・ひと・こころ」で支えるまちづくりとして、すべての人に優しい環境を整備し、公共施設のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を進めます。さらに、多文化共生を促進し、多様な人々が安心して暮らせる地域を築いていきます。

■第4次地域福祉計画 事業一覧

<https://www.city.urayasu.lg.jp/shisei/keikaku/keikaku/kenkofukushi/1002423.html>

令和7年3月31日時点

リンク先を変更した場合には表示されません。



4 体系図

〔 基本理念 〕 〔 重点施策 〕

誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ

— 地域共生社会の実現に向けて —

- 1 誰一人取り残さない地域共生社会の推進（ひきこもり、孤独・孤立への支援の推進）
- 2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備
- 3 年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられ、多世代が共に安心して暮らせる地域の構築
- 4 地域福祉活動への市民の参加の推進（地域福祉の担い手育成、担い手不足の解消）
- 5 地域福祉推進の中心的役割を果たす社会福祉協議会の活動拡充への支援

〔 基本方針 〕

〔 施策の方向性 〕

基本方針 1

健やかに暮らせる
まちをめざして

- (1) 地域で見守り支える
まちづくり
- (2) つながりを通じた健康づくり
の推進

基本方針 2

いつまでも自分ら
しく暮らせる
まちをめざして

- (1) 包括的な支援体制の整備
- (2) 情報提供体制の充実
- (3) 地域での生活を支援する
サービスの展開
- (4) 様々な困りごとを支援する
体制の充実

基本方針 3

生きがいとふれあ
いがある
まちをめざして

- (1) 市民による自主的活動への
支援
- (2) 市民による支え合い活動の
活性化
- (3) 地域福祉を推進する人と
体制づくり

基本方針 4

誰もが支え合い、
助け合う
まちをめざして

- (1) 相互理解の促進
- (2) 権利が擁護される地域づくり

基本方針 5

安心して住み続け
ることができる
まちをめざして

- (1) 安心・安全な暮らしづくり
- (2) 「まち・ひと・こころ」で
支えるまちづくり

〔 具体的な取り組み 〕

- ① 妊産婦や子育てにやさしいまちづくり ② こどもたちの居場所づくり
- ③ 要配慮者の見守り

- ① 市民による健康づくり活動の展開 ② こころの健康・自殺予防
- ③ 地域の健康・介護予防・スポーツ活動の充実

- ① 包括的な相談支援体制の充実 ② 地域づくりに向けた支援の充実
- ③ アウトリーチによる必要な支援を届けるためのアプローチ

- ① わかりやすい情報提供と情報バリアフリーの推進
- ② デジタル技術を活用した地域福祉の推進

- ① ケアマネジメント体制の充実とサービスの質の向上 ② 福祉サービス施策の推進
- ③ 福祉サービスに関する苦情受付・解決の仕組みの充実

- ① 成年後見制度の利用促進 ② 犯罪被害者等への支援
- ③ 再犯防止の支援 ④ ひきこもり、孤独・孤立への取り組み

- ① 市民の「生きがいづくり」への支援 ② 地域福祉活動への参加機会の拡充
- ③ 個性と能力を十分に発揮できる場の創出

- ① ボランティア活動の活性化 ② ボランティア活動団体、市民活動団体等への活動支援
- ③ 地域福祉の担い手育成、担い手不足の解消

- ① 住民主体の取り組みの推進 ② 社会福祉協議会の活動拡充
- ③ 多様な主体との連携づくり

- ① 多様性を認め合う意識醸成 ② 人権尊重の意識づくり
- ③ 福祉教育の推進

- ① 虐待の防止 ② サービス利用者の権利擁護の充実

- ① 住宅セーフティネットの充実 ② 防災対策の推進
- ③ 防犯・交通安全対策の推進

- ① すべての人にやさしいまちづくり
- ② 公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進 ③ 多文化共生の推進

第4章

各施策の展開

基本方針1 健やかに暮らせるまちをめざして

(1) 地域で見守り支えるまちづくり

① 妊産婦や子育てにやさしいまちづくり

【現状と課題】

本市では、子育て世代が安心して子育てし、充実した生活が実現できるよう、身近な地域で保護者同士が集い、子育てに対する悩みについて相談などが気軽に行えるような環境づくりを目指し、支部社協と連携した事業を実施しています。

今後も、子育て家庭の交流の促進、子育てに関する相談及び援助、地域の子育て情報の提供など地域全体で子育てを支援する環境づくりが必要です。

【施策の展開方向】

子育て家庭等が、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの利用等について、身近な地域で専門的な相談支援を受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、身近な地域での親同士等の交流の場を充実します。

【それぞれの役割】

市民	・地域の交流の場へ参加しましょう。 ・日頃から周囲の方々とコミュニケーションを図り、相談できる相手をつくりましょう。
団体	・家庭や地域、関係団体等が連携し、地域全体で子育てを応援しましょう。 ・相談窓口を紹介しましょう。 ・親同士が交流できる機会や場をつくりましょう。
市	・妊婦同士の交流の場づくりを進めます。 ・マタニティマークの配付など、妊産婦に優しい環境づくりを進めます。 ・保健、医療、福祉、教育分野で連携し、相談機能の充実を図り、妊娠期から乳幼児期、児童期（少年期）まで切れ目ない支援を行います。
社会福祉協議会	・より地域に近い場所での子育て支援を実施していきます。 ・ファミリー・サポート・センターを幅広く周知し、地域での子育ての支え合い活動を活性化させます。

② こどもたちの居場所づくり

【現状と課題】

本市では、地域の実情を把握し、地域住民の意識・関心の向上を図り、他団体との連携や支援制度を活用し、活動立ち上げに繋げています。

今後も、家庭・地域がこどもを見守り、こどもが地域の中で育つ地域づくりに努め、こどもを生み育てようとする親や、子育てを行う親が不安や負担感を乗り越えられるよう様々な支援を行うことが必要です。

【施策の展開方向】

子育て家庭の地域での交流を促進し、幅広い世代が子育てへの関心を深めるために、地域のニーズに合った居場所づくりを支援し、利用の促進を図ります。

【それぞれの役割】

市民	・多世代が交流する場へ積極的に参加しましょう。 ・地域のこどもや子育てに関する居場所を活用しましょう。
団体	・地域での交流などを通じ、地域で支え合うための、積極的で自発的な行動を増やしていきましょう。 ・多世代が参加できるイベントの実施を検討しましょう。
市	・安心して遊べる公園等の整備を推進します。 ・学校施設を利用し児童の放課後の遊びの場を確保します。 ・こどもが参加できる事業を行います。 ・こどもが参加できる事業を行う団体を支援します。
社会福祉協議会	・地域でこどもも参加できる場や機会づくりを進めます。

③ 要配慮者の見守り

【現状と課題】

本市では、困りごとを「私には関係ないこと」と思わず、誰にでも起こるものとして、「我が事」として認識し、身近なところから、気にかけてあうこと地域づくりを進めています。

今後も、地域の中で、生活に課題を抱える人を早期発見できる体制づくりが必要です。

【施策の展開方向】

地域のふれ合い・支え合い体制を維持しながら、高齢者や障がいのある方、生活困窮者、ひとり親家庭など様々な支援を必要とする人に対して、様々な専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っていきます。

【 それぞれの役割 】

市民	・地域の交流の場や行事等に積極的に参加しましょう。 ・日頃から地域の中で積極的にあいさつを交わすなど、親密な関係を築きましょう。
団体	・ボランティア活動などで地域の要配慮者を支援しましょう。 ・日頃から地域の中で積極的にあいさつを交わすなど、困った時は助け合える関係を築きましょう。 ・地域の中で孤立している人がいたら、どのように関わっていくべきか、地域で考えましょう。 ・地域行事・イベント等を開催し、多くの人に参加を呼びかけましょう。 ・日常的な活動の中で心配な人がいたら、適切な相談窓口へつなぎましょう。
市	・災害時だけではなく、高齢者、障がいのある方、こどもなどの避難行動要支援者を平常時から見守る体制の構築を検討します。 ・高齢者、障がいのある方、こどもなどの要支援者や生活に課題を抱えている人を地域で見守れる体制の構築を検討します。 ・災害時だけではなく、高齢者、障がいのある方、こどもなどの避難行動要支援者を平常時から見守る活動を行っている市民・団体・事業者等へ支援を行うとともに、新たに活動を始めるための働きかけを行います。 ・医療的ケアが必要なこどもが安心して学校等において生活できるよう、緊急時における看護師や学校等の職員の役割の明確化と体制の整備を図ります。
社会福祉協議会	・地域の相談役である民生委員・児童委員と連携します。 ・地域課題を共有するとともに、地域活動と連動して見守る人材を確保していきます。

(2) つながりを通じた健康づくりの推進

① 市民による健康づくり活動の展開

【現状と課題】

本市では、健康に関心がない人も含めて、地域全体が健康づくりの場となるように、地域の活動や地域の人が集う場を活用して、情報発信や環境づくりに努めています。

今後も、健康づくりに対する情報提供や地域での活動の場を充実するとともに、市民の健康づくりを支える団体等への支援が必要です。

【施策の展開方向】

市民の健康づくりに対する情報提供や地域での活動の場を充実するとともに、市民の健康づくりを支える団体等への支援をします。

【それぞれの役割】

市民	・自分や家族の健康管理に気を遣いましょう。 ・規則正しい生活習慣を送りましょう。 ・健康診断・がん検診を受診しましょう。
団体	・地域で健康や食育について学ぶ場を設けましょう。 ・交流や生きがいづくりの場をつくりましょう。
市	・健診や講座・教室など健康づくり事業を実施します。 ・健康講座や健康相談、健診事後指導などを通じて正しい健康情報を提供します。 ・地域の人のつながりや集う場を活用して、健康情報を発信していきます。
社会福祉協議会	・市や地域と連携して、健康づくりを普及します。

② こころの健康・自殺予防

【現状と課題】

本市では、「人とつながることの良さを経験する人が増えれば生き心地のよいまちになる」という考え方のもと、支援者同士のネットワークづくりや、「ほっこりした気持ちを伝えられる支え手となる市民（ゲートキーパー）」がたくさんいる地域づくりを進めています。

今後も、様々な活動を進めている中で、市民のゲートキーパーの認知度の向上や自殺対策におけることも、若者向けの対策が必要です。

【施策の展開方向】

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応ができるよう、こころの健康づくりの支援や居場所づくりを充実します。

【それぞれの役割】

市民	・支援が必要な人がいたら、地域の関係機関・団体や行政へ連絡しましょう。 ・ゲートキーパーなど地域の支援者を周知しましょう。
団体	・自殺防止のためのゲートキーパーとなり、早期に気づき、関係機関につなげましょう。 ・地域の関係組織・団体が横のつながりを持ち、情報交換や交流のできる機会・場をつくりましょう。
市	・「ほっこりした気持ちを伝えられる支え手となる市民（ゲートキーパー）」がたくさん存在する地域づくりをすすめます。 ・相談先の周知に努めます。 ・支援者同士の風通しをよくします。 ・安心できる居場所がある学校・教室づくりと豊かな心の育成に努めます。
社会福祉協議会	・自殺予防に関する正しい情報提供の充実に努めます。

③ 地域の健康・介護予防・スポーツ活動の充実

【現状と課題】

「高齢者等実態調査、介護保険基礎調査及び日常生活圏域ニーズ調査」（令和4年度（2022年度））では、介護予防の取り組みに積極的でない人もおり、引き続き介護予防の必要性に関して周知・啓発を図り、実践していくための支援が求められています。

今後も、地域のつながりの中での健康づくりや介護予防を推進するとともに、こころに不安を抱えている人を、見つけ、必要な支援へつなげていく地域づくりが必要です。

【施策の展開方向】

市民がすべてのライフステージにおいて、住み慣れた地域で健康で自立し、安心して生活を送っていくために、心と体の健康増進や介護予防などを地域で支えていきます。

【それぞれの役割】

市民	・健康づくりの事業や介護予防などのサービスを適切に利用しましょう。 ・健康づくりのため、市内のスポーツ施設や公園遊具等を活用しましょう。 ・健康づくりに一緒に取り組める仲間をつくりましょう。 ・健康づくりに関する行事やイベントなどに積極的に参加しましょう。
団体	・健康づくりにための、講座や行事、イベントを開催しましょう。 ・市民の健康づくりを支える担い手の育成、確保に努めましょう。 ・地域で健康や食育について学ぶ場を設けましょう。 ・交流や生きがいづくりの場をつくりましょう。
市	・既存のスポーツ施設や公園遊具の活用・充実に図ります。 ・市民が気軽に健康づくりができる公園づくりを推進します。 ・気軽に参加できるイベント等を開催します。 ・介護予防の必要性を広く周知していきます。 ・介護予防が必要な方に介護予防のマネジメントを実施します。
社会福祉協議会	・多様な媒体を活用し、健康づくり、介護予防に関する情報を発信します。

基本方針２ いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして

(１) 包括的な支援体制の整備

① 包括的な相談支援体制の充実

【現状と課題】

本市では、身近な地域における見守りや、日常生活を支援する取り組みの推進など、様々な生活課題に対応した包括的な支援体制を整備しています。

「障がい福祉に関するアンケート調査」（令和４年度（2022年度））では、相談にのってもらっている人が「いる」と回答した人は７割超えとなっており、相談にのってもらっている人や機関としては、「家族」が７割半ばと最も多く、次いで、「友人・知人」が３割超え、「医療機関（医師、歯科医師、薬剤師等）」が約３割となっています。相談相手がいない理由については、「気軽に相談できる場や人がいない」が約５割と最も多く、次いで、「どこに相談したら良いかわからない」が１割半ばとなっています。

今後、様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、各相談支援機関において、地域の様々な相談を受けとめ、対応又はつないでいくことが必要です。

【施策の展開方向】

地域の様々な問題の適切な解決が図られるよう、関係機関等の連携による包括的な相談支援体制の充実を図ります。

【それぞれの役割】

市民	・日頃からコミュニケーションを図り、相談できる相手をつくりましょう。 ・地域で相談を迷っている人がいたら、できる範囲で相談に乗ったり、相談機関等を紹介しましょう。
団体	・日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係を築きましょう。
市	・様々な課題を抱える地域住民に対して適切な支援が提供できるよう相談の担い手を育成、確保します。 ・多様な団体との連携や協力を図り、重層的な相談支援体制の強化に努めます。 ・気軽に相談できる場と機会の充実を図ります。
社会福祉協議会	・市民の相談を受け止め、対応または適切な機関へのつなぎをおこないます。 ・多様な課題を抱えた人に対し、専門的な相談に対応できる相談員を育成・確保します。

② 地域づくりに向けた支援の充実

【現状と課題】

人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことができる地域共生社会を目指します。地域住民の創意や主体性を源として、多様な活動と参加の機会を生み、地域の持続可能性を高めていくことが必要です。

【施策の展開方向】

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日ごろから近所づきあいの中で声かけや見守りを継続するとともに、特定の属性や課題に対応する従来のアプローチを転換し、「すべての地域住民」の多様な課題に寄りそう地域づくりを進めます。

【それぞれの役割】

市民	・一人ひとりが地域のニーズに合った取り組みについて考え、地域づくりに参加しましょう。 ・近所や地域に住んでいる人に、あいさつや声掛けをしましょう。
団体	・地域に必要な取り組みについて考え、地域づくりに参加しましょう。 ・地域ぐるみであいさつや声掛け、見守り活動を実施しましょう。
市	・あいさつや声かけなど、地域のつながりを深める取り組みや日常生活の困りごとなどに対する支え合い活動を促進します。 ・複雑・複合的な課題を抱える人の孤立防止の観点から地域参加できる機会をつくれます。
社会福祉協議会	・世代を超えた交流の機会を検討します。 ・民生委員やボランティア等で行っている見守り活動などを支援し、地域での支え合い体制の強化を進めます。

③ アウトリーチによる必要な支援を届けるためのアプローチ

【現状と課題】

本市では、潜在的なニーズを早期発見するために、複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人などにアプローチをしています。

今後も、本人やその家族と継続的な関りを持つために信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、本人の力を引き出すエンパワメントの視点でのアプローチをしていくことが必要です。

【施策の展開方向】

困難な問題を抱える方の支援を推進するため、関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の強化を図ります。

【それぞれの役割】

市民	・日頃から自分が住んでいる地域に興味を持ち、地域の一員であるとの意識を持てるような近隣や地域との関係を構築しましょう。
団体	・日常的な活動の中で心配な人がいたら、適切な相談窓口へつなぎましょう。 ・様々な集いの場に積極的に参加し、身近な地域の困りごとを共有し、地域でできる解決方法を考えましょう。
市	・関係機関が相互に連携を図り、情報交換することにより、問題や困り事の早期発見・対応、地域での支援に取り組みます。 ・支援につながることに拒否的な人に対しては、緩やかな見守りを行いつつ、多職種・多機関の連携により継続的に働きかけ、異変を発見した場合には早期対応を図ります。 ・アウトリーチ活動や支援のネットワークを活用し、住民が抱える複雑化・複合化した課題を解決できる体制を整備します。
社会福祉協議会	・アウトリーチの徹底と相談窓口の拡充を進めます。

(2) 情報提供体制の充実

① わかりやすい情報提供と情報バリアフリーの推進

【現状と課題】

本市では、福祉に関する身近な情報のほか、自然災害による被害情報や避難情報、停電や交通機関の情報などを必要としている人に素早く正確に伝えるよう取り組んでいます。

また、地域で行われているイベントや身近な話題、商業・観光情報、行政情報などを効果的に発信することにより、地域におけるコミュニケーションを向上させ、さらなる地域活性化を推進しています。

今後も、こどもから高齢者まで支援を必要とする人への情報提供の充実のため、身近な生活の場や情報技術の活用及び年代やニーズに応じた情報発信の充実を図ることが必要です。

【施策の展開方向】

市民にわかりやすく、受け取りやすい情報発信を行うとともに、誰もがスムーズに情報を受け取れるような配慮や、アクセシビリティの向上を進めます。

【それぞれの役割】

市民	・情報を一方的に受け取るだけでなく、サービス利用の悩みや不安を相談しましょう。 ・暮らしやすい地域となるよう、必要な情報を伝え合いましょう。 ・広報紙や回覧板等に必ず目を通しましょう。
団体	・防災訓練の実施、避難行動要支援者への情報提供、避難支援・誘導・安否確認など、災害時における避難行動要支援者の適切な避難体制を整備しましょう。 ・各種組織・団体の活動等の情報を定期的に発信しましょう。
市	・様々な広報媒体を利用し、市の魅力・イベント・市政情報を伝えます。 ・災害時には必要な情報を素早く発信し、市民の命と安全を守ります。 ・点字や音声案内等、障がいのある方や高齢者に配慮した情報提供の工夫をします。
社会福祉協議会	・情報アクセシビリティの向上として、誰もが情報を取得できるコミュニケーション手段の確保をめざします。 ・災害時には必要な情報を素早く発信し、市民の生活を守ります。

② デジタル技術を活用した地域福祉の推進

【現状と課題】

デジタル技術の利用が難しい人に配慮しながら、行政全体としてデジタル技術を積極的に活用することで、多分野間の情報共有を推進するとともに、効率的な支援活動に役立てるなど、サービスの向上を図ることが必要です。

また、地域住民の活動においても、オンライン会議の普及や情報発信、団体間の情報共有の促進などを通じて、多様なライフスタイルに寄り添うことができる地域社会の実現が必要です。

【施策の展開方向】

デジタル技術を積極的に活用することで、多分野間の情報共有など、効率的な支援活動に役立てるなど、サービスの向上を図ります。

【それぞれの役割】

市民	・ホームページ等から福祉に関する情報を積極的に入手しましょう。 ・身近な相談窓口等の情報を取得しましょう。
団体	・地域の人同士で、福祉に関する情報を地域で共有しましょう。 ・地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報を提供します。
市	・福祉情報を掲載した冊子、パンフレット、広報紙だけでなく、浦安市公式サイト（ホームページ）やSNS（LINE、Xなど）など、様々な媒体やデジタル技術（デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）、DX）を活用し、速やかな情報提供を行います。
社会福祉協議会	・広報紙やホームページ、SNSを活用し、地域で行われている活動の紹介等身近な情報を伝えます。

(3) 地域での生活を支援するサービスの展開

① ケアマネジメント体制の充実とサービスの質の向上

【現状と課題】

本市では、多職種による連携を促進・強化し、ケアマネジメント体制の充実を図るとともに、利用者が最も適切な福祉サービスを選択し、利用することができる体制づくりを進めています。

「高齢者等実態調査、介護保険基礎調査及び日常生活圏域ニーズ調査」（令和4年度（2022年度））では、介護が必要になったとき、在宅での生活が継続できるように在宅サービスや在宅医療等の充実の必要性があがっています。また、「障がい福祉に関するアンケート調査」（令和4年度（2022年度））における事業者調査では、事業所の運営を進めていく上で利用者の確保とともに、職員の確保・育成が大きな課題となっています。

今後も、福祉サービスの質の向上及び利用者への適切なサービスの提供を支援していくことが必要です。

【施策の展開方向】

多職種による連携を促進・強化し、ケアマネジメント体制を充実し、福祉サービスの質の向上に努めます。また、サービス提供の担い手として住民参加等によるサービス提供体制を構築していけるよう、関係機関で方向性の共有を図ります。

【それぞれの役割】

市民	・介護予防や介護保険などのサービスを適切に利用しましょう。 ・住民同士が助け合う仕組みづくりとして、生活支援活動を実施しましょう。
団体	・地域の関係組織・団体が横のつながりをもち、情報交換や交流のできる機会・場をつくりましょう。
市	・個々の状態に最も適したサービス内容が選択できるようなケアマネジメント体制の充実を図ります。 ・ケアマネジメントの質の向上のための研修を開催します。
社会福祉協議会	・ケアマネジャー等へ地域資源の情報提供を行い、ケアマネジメントの支援を行います。

② 福祉サービス施策の推進

【 現状と課題 】

本市では、福祉サービスを必要とする市民が、適切かつ確実にサービス利用ができる体制づくりを進めています。また、福祉サービスの充実を図るとともに、サービス従事者の人材確保や人材育成にも努めています。

今後も、福祉ニーズが多様化・複雑化している中、それぞれに対応していくためには、事業者や関係機関の連携を一層深め、福祉サービスの提供を総合的に調整する体制づくりを進めていく必要があります。

【 施策の展開方向 】

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用でき、相談を受けた人が適切な窓口へとつなげることができるよう、関係機関と連携し、福祉サービスの周知や事業等の充実を図ります。

【 それぞれの役割 】

市民	・福祉サービスについて理解を深めましょう。 ・自分にあった福祉サービスを選択し、自分らしく暮らしましょう。 ・福祉サービスに関する情報を確認しましょう。
団体	・福祉サービスについて理解を深めましょう。 ・福祉サービス利用者のニーズについて、サービス事業所や行政等への連絡をしましょう。
市	・高齢者福祉・障がい福祉・子育て支援の各施策により、福祉サービスの推進を図ります。 ・各事業者、専門機関の連携を促進し、福祉サービスの提供を総合的に調整する地域包括ケア体制を構築します。 ・優れた人材と技術を有する民間事業者やNPO法人等の事業参入促進を図ります。
社会福祉協議会	・福祉に関する各種冊子等を活用し、適切な情報を発信します。

③ 福祉サービスに関する苦情受付・解決の仕組みの充実

【現状と課題】

本市では、事業者における苦情解決窓口の設置等、必要な措置について助言・指導し、速やかな解決を図ります。加えて、利用者と事業者の直接的コミュニケーションの場を増やすよう指導しています。

今後も、社会福祉事業所に対して、第三者評価の実施促進や苦情解決体制の啓発や利用促進、利用者への情報提供を進めていくことが必要です。

【施策の展開方向】

サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。

【それぞれの役割】

市民	・福祉サービスに関する情報を確認しましょう。 ・相談窓口を上手に活用しましょう。
団体	・相談窓口に関する情報を地域で共有し、伝えましょう。
市	・事業者へ必要な助言・指導を行います。 ・苦情に対し、解決に必要な仕組みを整備します。 ・第三者が苦情を受ける仕組みを周知します。
社会福祉協議会	・苦情に対し、解決に必要な事業へつなぎます。

(4) 様々な困りごとを支援する体制の充実

① 成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

成年後見制度支援事業については、資産管理等を他人に任せることに不安や抵抗を感じる人が多く、啓発が浸透しないことが課題としてあがっています。

今後も、成年後見人制度や市民後見人の周知を図ることが必要です。また、成年後見制度の利用促進とともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することが必要です。

【施策の展開方向】

市民の誰もが住み慣れた地域で、尊厳のある本人らしい生活を継続していけるよう、成年後見制度の利用促進や相談支援、地域連携ネットワークの強化を進めます。

【それぞれの役割】

市民	・成年後見制度・任意後見制度について理解を深め、利用しましょう。
団体	・判断能力が十分でない人等に対する見守りを行い、必要に応じ専門機関へつなぎましょう。
市	・法律面や生活面において、判断能力が十分でない人等の権利や財産を守る成年後見制度の普及啓発を行います。 ・本人や支援者からの相談対応を行い、関係機関と連携して権利擁護支援ニーズを確認し、必要な支援へつなぎます。
社会福祉協議会	・法律面や生活面において、判断能力が十分でない人等の権利や財産を守る成年後見制度の普及啓発を行います。

② 犯罪被害者等への支援

【現状と課題】

誰もがある日突然に、犯罪被害者等（犯罪等の被害者又は遺族若しくは家族）になる可能性があり、犯罪被害者等になると、心や身体に大きな傷などの被害を受け、日常が奪われ、さらには周囲からの誹謗中傷等による二次的被害に苦しめられる場合もあり、犯罪被害者等は、様々な支援を必要としています。

【施策の展開方向】

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減を図り、再び日常を取り戻すよう必要な支援を行います。

【それぞれの役割】

市民	・犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深めましょう。 ・犯罪被害者等が二次的被害を受けないよう、また地域社会で孤立しないよう、十分配慮しましょう。
団体	・犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深めましょう。 ・犯罪被害者等が二次的被害を受けないよう、また地域社会で孤立しないよう、十分配慮しましょう。
市	・国、県、警察、民間支援団体等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、実施します。 ・犯罪被害者等支援に関する施策は、関係機関等と連携して推進します。
社会福祉協議会	・犯罪被害者等が地域社会のなかで孤立せず安心して生活できるよう、民生委員や支部社協等のネットワークを活用し、生活相談などの支援を行います。 ・犯罪被害者等の相談内容により、社会福祉協議会の福祉事業を活用して支援するほか、必要に応じて関係機関等へつなげます。

③ 再犯防止の支援

【現状と課題】

犯罪や非行をした人が必要な支援を受けられ、再犯や再非行をすることがないような環境づくりを進めるとともに、民間協力者の活動支援、啓発活動等を推進していくことが必要です。

【施策の展開方向】

犯罪や非行をした人が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援に努めます。

【それぞれの役割】

市民	・犯罪や非行をした人の立ち直りについて、関心をもちましょう。 ・再犯防止や更生保護について、正しく理解しましょう。
団体	・複雑な問題を抱えている人には、保護司や民生委員などを通じて、適切な相談機関につなげ、支援を受けられるように促しましょう。 ・それぞれの立場でできることを一緒に考えましょう。
市	・犯罪や非行をした人が地域で孤立することがないように、保護観察所等の司法関係者、警察、民間団体、保護司などの地域関係者等と緊密な連携協力関係の構築を目指します。
社会福祉協議会	・犯罪や非行をした人の相談を受け付け、自立に向けた支援を行います。

④ ひきこもり、孤独・孤立への取り組み

【現状と課題】

本市では、ひきこもりに関する相談窓口と支援拠点を設置し、ひきこもり状態にある方やそのご家族への支援に取り組んでいます。

人々のつながりに関する基礎調査（孤独・孤立の実態把握に関する全国調査）（令和5年（2023年））によれば、孤独感が「常にある」「時々ある」の人が47.0%、孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が39.3%であり、約4～5割の人が孤独を感じています。孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要です。また、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われることが必要です。当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われることが重要です。

セルフ・ネグレクトの状態にある方は、認知症や精神疾患・障がい、アルコール関連の問題を有していることも多く、過去の生活歴や疾病・障がいなどの理由から、自ら支援を求めることなく地域に埋もれていたり、家族や第三者からの申し出に対しても、「支援してほしいくない」「困っていない」などと支援を拒否する傾向にあります。またセルフ・ネグレクトが疑われる方は高齢者だけに留まるものではないため、セルフ・ネグレクト対策については、若年から高齢者まで、対象範囲を限定することなく全年代を対象とする必要があります。

【施策の展開方向】

地域において孤立している人の見守りや、課題が深刻化する前に地域や関係機関が連携し、早期発見を行うとともに、様々な課題に応じた支援体制の整備を進めていきます。

【それぞれの役割】

市民	・支援を必要とする人に気づいたら見守り、必要に応じて関係機関につなげましょう。 ・困ったときは一人で悩まず、声をあげましょう。
団体	・地域の中で孤立している人がいたら、どのように関わっていくべきか、地域で考えましょう。 ・ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな人など、社会的に孤立する可能性のある人を見守りましょう。
市	・ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな人など、社会的に孤立する可能性のある人に対する支援体制を構築します。 ・ひきこもりの状態にある方への専門的な相談を実施します。
社会福祉協議会	・ひきこもりや支援を必要とする人に対し、必要な専門的な支援、関係機関につなげます。

基本方針３ 生きがいとふれあいがあふれるまちをめざして

（１）市民による自主的活動への支援

① 市民の「生きがいづくり」への支援

【現状と課題】

本市では、市民の地域活動への参加促進を図るとともに、高齢者や障がいのある方等が、身近な地域での活動に参加していけるようなきっかけづくりや人材育成、ネットワークづくり等に取り組んでいます。

その中で、老人クラブへの自主的な活動支援や市民活動団体が継続的に活動できるよう、団体の担い手確保などが課題となっています。スポーツ・レクリエーション事業では、今後新たなニーズに対応したイベント等を開催することが必要です。

【施策の展開方向】

ひとりでも多くの市民が地域社会への活動に興味を示し参加できるよう、環境・体制づくりに取り組みます。

【それぞれの役割】

市民	・特技や趣味の活動を地域活動に生かしましょう。 ・地域活動やボランティアに参加しましょう。
団体	・ボランティア育成講座やリーダー育成講座に参加しましょう。 ・地域行事等の際には、誰もが参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
市	・ボランティア活動、市民活動、生涯学習、スポーツ、サークル活動など、社会参加・生きがいにつながる活動の場の充実を図ります。 ・地域活動に参加するきっかけづくりの機会を設け、市民が活躍できる場を見つける機会の充実に努めます。 ・地域活動に参加するきっかけづくりの機会を設ける市民や団体の活動を支援します
社会福祉協議会	・あらゆる世代の市民が、自分の得意分野を生かして活動できる環境づくりを進めます。

② 地域福祉活動への参加機会の拡充

【現状と課題】

本市では、地域福祉活動により多くの市民が関心を持ち、参加してもらえるよう、若年層や勤労者層、高齢者などに働きかけ、地域福祉の活性化を図っています。

初めてでも気軽に参加できるよう情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、参加できる環境づくりや、きっかけづくりが必要です。

【施策の展開方向】

自主的な地域福祉活動を行っている人たちやこれから活動しようとしている人たちに対して、活動の情報提供の充実を図ります。

【それぞれの役割】

市民	・ 学生や企業に勤める方も地域の一員として、地域活動に参加しましょう。 ・ 地域福祉活動に興味を持ったときは、身近な活動から参加してみましょう。 ・ 市や社会福祉協議会などが実施する様々な講座・講習会などに積極的に参加しましょう。
団体	・ 大学や企業は地域の行事やイベントなどに積極的に参加しましょう。 ・ 地域に必要な取り組みについて考え、地域づくりに参加しましょう。 ・ 近隣や身近な人と地域での福祉活動について話し合ってみましょう。 ・ 大学や企業を始め地域に関わる各種団体等は地域の行事やイベント等に積極的に参加しましょう。
市	・ 社会福祉協議会や各種団体が行う講座等の支援を行います。 ・ 民生委員等の研修会の実施や活動のPRを行います。 ・ 福祉活動を行う団体に対して支援を行います。 ・ 必要な知識・技術の習得を目指した講座を開設します。
社会福祉協議会	・ 市民活動団体等の情報を提供し、活動の活性化に向けた支援を行います。

③ 個性と能力を充分に発揮できる場の創出

【現状と課題】

本市では、市民が地域活動において、その知識や経験を生かして地域で活躍できるよう、活動を始めたい人への情報提供、機会や活動の場の確保を支援しています。

地域参加の意識づくりのためには、地域福祉について学ぶ機会や、地域の活動に興味や特技を生かして気軽に参加できる仕組みづくりが必要です。

【施策の展開方向】

ひとりでも多くの市民が地域社会への活動に興味を示し参加できるよう、環境・体制づくりに取り組みます。

【それぞれの役割】

市民	・持っている知識・技術・資格などを地域で生かしましょう。 ・自ら又は誘い合って、集まりに参加するとともに、支えられる側としても参加しましょう。 ・地域の中で、自然と支え合いができる緩やかなつながりをつくりましょう。
団体	・地域における孤立をなくすため、気になる人に声をかけましょう。 ・人と人とがつながりあえる場や機会づくりを進めましょう。
市	・市民が生きがいをもって取り組める活動を支援し、同じ興味を持った仲間同士が集い、楽しめる環境づくりを進めます。 ・地域活動などを浦安市公式サイト（ホームページ）を通じて広く伝えていきます。 ・介護予防団体の育成・支援を推進します。 ・住民主体の通いの場を支援します。 ・高齢者が社会参加していく中で、介護予防活動等の担い手としての役割も担っていけるよう、支援を行います。 ・高齢者や障がいのある方に、雇用を通じた社会とのつながりづくりを支援します。
社会福祉協議会	・社会福祉施設、集会所や公民館、空き店舗などの地域資源を生かして、人と人とがつながりあえる場や機会づくりを進めます。

(2) 市民による支え合い活動の活性化

① ボランティア活動の活性化

【現状と課題】

本市では、ボランティア活動や市民活動は、住民の主体的な活動として、公的サービスだけでは補えきれないニーズに対応するため、様々な形で活動が展開されています。

今後さらに多様化するニーズに応じるため、ボランティア団体等は、地域や市などと連携を強化し、連携・協力のまちづくりを進めることが重要であり、それらを担う人材の育成や活動場所の確保を支援することが必要です。

【施策の展開方向】

より多くの市民の参加を促すため、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供を充実します。

【それぞれの役割】

市民	・地域福祉活動に興味を持ったときは、身近な活動から参加してみましょう。 ・持っている知識・技術・資格などを地域で生かしましょう。 ・ボランティア活動に興味を持ったときは、身近な活動から参加しましょう。
団体	・地域・ボランティア団体・関係団体等に関わる人は、地域におけるつながりを意識しましょう。 ・ボランティア活動講座、体験事業へ参加・協力しましょう。 ・誘い合いや声かけなど、ボランティア登録者数の増加に向けて協力しましょう。 ・ボランティア育成講座やリーダー育成講座に参加しましょう。
市	・ボランティア活動や市民活動の情報の提供の支援をします。 ・活動の場所として公共施設の貸し出しを行います。
社会福祉協議会	・市民活動センターと連携し情報発信を行っていきます。 ・ボランティア体験講座を開催し、ボランティア活動をおこないやすい環境づくりを推進します。

② ボランティア活動団体、市民活動団体等への活動支援

【現状と課題】

あらゆる活動への受け手、担い手の両面からの参加を促すためには、ボランティアを必要としている人とボランティア活動をしたい人をつなげることが重要であり、両者をつなぐコーディネート機能の充実を図っており、引き続き、コーディネート機能の充実や関係機関との連携の強化が必要です。

【施策の展開方向】

ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートするボランティアセンターの機能強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、活動の活性化につながるよう支援します。

【それぞれの役割】

市民	・ボランティア活動に興味を持ったときは、身近な活動から参加しましょう。 ・市や社会福祉協議会などが実施する様々な講座・講習会などに積極的に参加しましょう。
団体	・地域での関係を築くために、地域で開催されるイベント・行事などに参加しましょう。 ・地域の中で孤立している人がいたら、どのように関わっていくべきか地域で考えましょう。
市	・各支部社協の取り組みを、社会福祉協議会を通じて支援します。 ・市民活動センター等を通じて市民・団体等への支援を行います。 ・人材確保に必要な場の確保を行います。 ・必要な知識・技術の習得を目指した講座を開設します。
社会福祉協議会	・ボランティアセンター登録団体等に対して、情報発信等の支援を行います。 ・ボランティアセンター登録団体同士のネットワーク構築のための支援を行います。

③ 地域福祉の担い手育成、担い手不足の解消

【現状と課題】

地域で孤立する人の発見や見守りを行っていますが、担い手不足から、民生委員・児童委員の高齢化、固定化が進んでいる等の課題があがっています。

今後も地域活動に関する情報発信を行うとともに活動の活性化につながるよう支援するとともに、活動の担い手の育成につながる事業を展開していく必要があります。

【施策の展開方向】

各種講座等を通じて、地域福祉活動の担い手を育成していきます。また、福祉の専門的な知識や経験のある人などが地域に関わることができるよう関係機関や団体との連携を図ります。

【それぞれの役割】

市民	・リーダー育成の研修等へ参加しましょう。 ・市や社会福祉協議会が実施する講座や講習会などに積極的に参加しましょう。 ・地域福祉活動に興味を持ったときは、身近な活動から参加してみましょう。 ・持っている知識や技術を活動の場に生かしましょう。
団体	・大学や企業は地域の行事やイベントなどに積極的に参加しましょう。 ・地域に必要な取り組みについて考え、地域づくりに参加しましょう。 ・地域、ボランティア団体、関係団体等多くの人がつながりを持ちましょう。
市	・地域のリーダーや新たな担い手の育成に取り組みます。 ・福祉の専門的な知識や経験のある人が地域に関わることができるよう関係機関や団体との連携を推進します。
社会福祉協議会	・あらゆる世代の地域参加をきっかけとして、新たなリーダーとなる人材を発掘・育成します。 ・新たな担い手の育成のための講習や研修を実施します。

(3) 地域福祉を推進する人と体制づくり

① 住民主体の取り組みの推進

【現状と課題】

本市では、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制を推進しています。

地域福祉活動により多くの市民が関心を持ち、ボランティアの意義を理解し、参加してもらえるよう、若年層や勤労者層、特に今後地域における活動の大きな力となり得る高齢者など、多様な層の人々に働きかける必要があります。

【施策の展開方向】

地域での交流を促進し、幅広い世代が地域への関心を深めるために、地域のニーズに合った活動を支援し、地域福祉活動への参加を促進します。

【それぞれの役割】

市民	・自治会等の活動に参加しましょう。 ・地域の中で、自然と支え合いができる緩やかなつながりをつくりましょう。
団体	・自治会等の活動を活発にしましょう。 ・先進的な地区の事例について、地域での共有を図りましょう。
市	・活動に必要な情報を収集し、適宜必要な人・団体への発信を行います。 ・社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携を強化します。 ・ボランティア体験などの事業を通じて市民・団体等の活動への理解の促進を図ります。 ・生活支援体制整備事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を充実させます。
社会福祉協議会	・ボランティアなど地域で福祉活動を担う人材の育成やボランティア団体等の支援を行います。 ・地域福祉活動を通して、地域内のつながりを促進させます。

② 社会福祉協議会の活動拡充

【現状と課題】

社会福祉協議会は、市民や団体等との連携のもとに、地域に密着した福祉活動を幅広く展開しており、今後も、地域に密着した福祉活動をきめ細やかに展開するため、市民・地域・市との連携を強化することが必要です。

【施策の展開方向】

地域住民への社会福祉協議会活動の周知を図るとともに、多様化、複雑化する福祉サービスに対応するため、新しい福祉サービスの開発・実施に努め、社会福祉協議会活動の新たな事業展開を図っていきます。

【それぞれの役割】

市民	・市や社会福祉協議会などが実施する福祉活動や勉強会、人権意識を高める事業、様々な講座・講習会などに積極的に参加し、理解を深めましょう。 ・社会福祉協議会の実施するボランティア講座に参加しましょう。
団体	・地域での共助関係を築くために、地域で開催されるイベント・行事などに参加しましょう。
市	・社会福祉協議会の事業を支援します。 ・地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携を図り、地域福祉活動を推進します。
社会福祉協議会	・市と連携を図り、地域福祉活動を推進します。 ・地域福祉活動計画を策定し、地域の方々とともに実施します。

③ 多様な主体との連携づくり

【現状と課題】

福祉に対するニーズや問題が多様化している中、正確なニーズの把握や問題を解決していくため、既存の地域資源の活用や関係機関との連携を強化していく必要があります。

【施策の展開方向】

複合的な課題や、現行の支援制度がない又は不十分といった制度の狭間の課題が顕在化していることから、分野を超えた多職種・多機関による支援ネットワークの強化を促進します。

【それぞれの役割】

市民	・支援が必要な人がいたら、地域の関係機関・団体や市へ連絡しましょう。
団体	・地域の関係組織・団体が横のつながりを持ち、情報交換や交流のできる機会・場をつくりましょう。 ・地域の中で、様々な団体や企業などと連携する機会をつくりましょう。
市	・自治会や民生委員・児童委員、支部社協、民間事業者などが、円滑に相互交流できる情報提供・情報共有及び活動の支援を行います。
社会福祉協議会	・関係機関・団体と協働し合えるネットワークづくりを推進するため、研修会等を開催します。

基本方針4 誰もが支え合い、助け合うまちをめざして

(1) 相互理解の促進

① 多様性を認め合う意識醸成

【現状と課題】

本市では、障がいの有無や国籍・性別・年齢等の違いを認め合い、それぞれの価値観を大切にし、個人個人が持っている能力を生かしながら、自分らしく生活できるように支援しています。

外国人の増加や性的指向・性自認への認識の広まりなど、社会の構成員やその価値観の多様化が進んでおり、地域や社会がこのような多様性を受け止める力を高めることが今後一層求められています。

【施策の展開方向】

一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、個人が尊重され、多様性を認め合いながら、共に支え合い、助け合う地域共生社会を推進するため、一人ひとりが地域に関心を持ち、地域福祉を担っていくという意識の醸成を図ります。

【それぞれの役割】

市民	・市や社会福祉協議会などが実施する福祉活動や勉強会、人権意識を高める事業、様々な講座・講習会などに積極的に参加し、理解を深めましょう。 ・外国人や障がいのある方など多様な背景を持つ人とコミュニケーションが図れるように、相手の立場を理解し、尊重し、行動しましょう。 ・性的少数者など多様性を尊重し、理解を深めましょう。 ・認知症に関する正しい知識を持ち、認知症とともに生きることについて理解を深めましょう。
団体	・ボランティア団体・関係団体等に関わる人は、地域におけるつながりを意識しましょう。 ・日頃から地域の中で積極的にあいさつを交わすなど、困った時は助け合える関係を築きましょう。
市	・生涯各期にわたる全ての世代に向けた福祉教育を実施します。 ・その時々々の社会情勢などに拠る課題にも対応していけるよう、関係各課や関係機関等とともに地域行事等への支援を進めていきます。 ・浦安市認知症とともに生きる基本条例に基づき、認知症の正しい理解の推進に努めます。
社会福祉協議会	・市民を対象として、福祉に関する内容の講座などを開催します。

② 人権尊重の意識づくり

【 現状と課題 】

本市では、市民一人ひとりが学校、地域、家庭、職場において行われる人権教育・啓発を通じて、人権問題を自分自身の課題としてとらえ、不当な差別のない、人権尊重と思いやりのある地域社会づくりを目指しています。

引き続き人権尊重のまちづくりに向けて取り組みを進めていく必要があります。

【 施策の展開方向 】

人権尊重の意識が醸成され、福祉に関する理解を深めることができるよう、啓発活動等を推進します。

【 それぞれの役割 】

市民	・市や社会福祉協議会などが実施する人権意識を高める事業などに積極的に参加し、理解を深めましょう。 ・外国人や障がいのある方など多様な背景を持つ人とコミュニケーションが図れるように、相手の立場を理解し、尊重し、行動しましょう。
団体	・地域・ボランティア団体・関係団体等に関わる人は、地域におけるつながりを意識しましょう。
市	・様々な人権問題に対応するため、人権啓発を推進するほか、相談体制の充実を図ります。 ・小中学校等における人権教育を推進します。 ・人権について理解を深める講座や講演会を開催します。 ・人権に関する啓発活動や関係機関との連携を推進します
社会福祉協議会	・福祉課題を把握し、その解決に向け、助け合い、支えあう地域づくりを進めます。

③ 福祉教育の推進

【 現状と課題 】

本市では、「身近な地域で人と人が支え合う」という、地域福祉の考え方の下、家庭と学校、地域が一体となって、福祉教育を進めています。また、一人ひとりが福祉に関心を持ち、いつでも、誰でも、どこでも気軽に福祉を学ぶことができる機会をつくっています。

今後も、様々な学習の機会や交流の機会を通して、支え合う心を育む福祉教育を推進することが必要です。

【 施策の展開方向 】

こどもから大人まで、様々な学習の機会や交流の機会を通して、支え合う心を育む福祉教育を推進します。

【 それぞれの役割 】

市民	・市や社会福祉協議会等が実施する講座や講習会などに積極的に参加し、地域福祉への理解を深めましょう。 ・高齢者や障がいのある方、こどもなどに関する支援制度について、学んだこと、知っていることを必要な人と共有しましょう。
団体	・家庭や地域、関係団体等が連携し、地域全体で子育てを応援しましょう ・日頃から地域の中で積極的にあいさつを交わすなど、困った時は助け合える関係を築きましょう
市	・地域における福祉教育・福祉体験教室などの支援を行います。 ・関係機関と協力して小中学校等における福祉に関する体験学習等を推進します。 ・障がいのあるこどもと障がいのないこどもが、共に学ぶ機会を保障し、児童生徒の豊かな人間性を育てていきます。
社会福祉協議会	・福祉体験教室等、福祉教育を進めます。

(2) 権利が擁護される地域づくり

① 虐待の防止

【現状と課題】

本市では、こども、高齢者、障がいのある方への虐待や犯罪行為などを未然に防止するため、民生委員・児童委員への情報提供をはじめ、高齢者の見守りの更なる推進などを含め、地域住民などの連携の意識啓発や支え合いの強化を進めています。

児童虐待防止対策においては、引き続き市民や関係機関へ児童虐待に関する情報を周知し、児童虐待の防止や早期発見に努めるとともに、こども自身が自分の人権を守ることができるよう関係機関で環境を整えていくことが求められています。

【施策の展開方向】

高齢者、障がいのある方、こどもの虐待やDVの未然防止に向けた啓発、地域の中での見守り、異変を察知した際の通報についての周知、発生後の関係機関での連携を行います。

【それぞれの役割】

市民	・虐待の可能性や支援を必要とする人に気づいたら見守り、相談を行い、必要に応じて通報しましょう。 ・市や社会福祉協議会が行う権利擁護に関わる講演会・研修会に参加しましょう。
団体	・虐待の可能性や支援を必要とする人に気づいたら見守り、相談を行い、必要に応じて通報しましょう。 ・市や社会福祉協議会が行う権利擁護に関わる講演会・研修会に参加しましょう。
市	・市、児童相談所、地域包括支援センター、医師会、警察、学校関係者、民生委員・児童委員等の関係機関とのネットワークを構築し、虐待の予防や早期発見・早期対応、再発防止を行います。 ・虐待の発生しにくい地域づくりを推進します
社会福祉協議会	・虐待の知識・理解の普及、啓発や相談、通報窓口の周知に努め、ネットワークの構築を図り、権利擁護体制の充実を進めます。

② サービス利用者の権利擁護の充実

【現状と課題】

本市では、権利擁護に係る成年後見制度の周知や普及について、保健・医療・介護・福祉サービスの専門職や事業者へ住民に必要とされる支援が行われるように連携を密に図り、必要な助言や支援をするとともに、住民に対する普及啓発を進めています。

今後も、病気や障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を守り、安心して地域で暮らし続けられるよう、権利擁護や意思決定支援の体制づくりを進めていくことが必要です。

【施策の展開方向】

サービスを利用するための契約や財産管理を適切に行うことが困難な認知症の高齢者や障がいのある方等が不利益を被ることのないよう、成年後見制度の利用促進を始め、権利擁護に関する取り組みを進めます。

【それぞれの役割】

市民	・成年後見制度を知り、必要に応じて相談し、制度を利用しましょう。 ・虐待を早期発見し、防止するため、日頃から、近所に関心を持ちましょう。
団体	・成年後見制度を理解し、必要に応じて相談機関の利用をすすめましょう。 ・虐待を早期発見し、防止するため、日頃から、見守りを行いましょう。 ・認知症高齢者等、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見し、支援につなげていきましょう。
市	・成年後見制度を周知するとともに、様々な理由で成年後見制度を利用することのできない方について、支援を行います。
社会福祉協議会	・中核機関としての役割を十分に発揮できるような体制づくりを進めます。 ・講座等の実施により、高齢者や障がいのある方に対する理解を深めます。 ・正しい知識の普及を図り、地域福祉推進の必要性和重要性について意識醸成を行います。

基本方針5 安心して住み続けることができるまちをめざして

(1) 安心・安全な暮らしづくり

① 住宅セーフティネットの充実

【現状と課題】

本市では、住宅確保要配慮者の支援を各部局において行うとともに、業界団体との顔の見える関係を構築し、住宅施策の効果的運用を目指しています。

「高齢者等実態調査、介護保険基礎調査及び日常生活圏域ニーズ調査」（令和4年度（2022年度））では、住宅改修など、高齢者が安心して住まいを確保できるよう、住宅施策の充実が求められています。

【施策の展開方向】

浦安市住生活基本計画と連携して、セーフティネット住宅の周知等を行いながら、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。

【それぞれの役割】

市民	・公的医療保険制度や住宅改修工事費の助成など、必要な情報の入手に努めましょう。 ・身近に住宅を確保することが困難な人がいたら制度などを紹介しましょう。
団体	・市や地域との連携で緑あふれる環境づくりに資するような事業活動に参加しましょう。 ・住宅確保について相談があったときは必要な個所につなぐようにしましょう。
市	・宅地建物取引業者や居住支援法人等との連携のもと、各種制度を活用した住宅施策の構築を図ります。 ・高齢者や障がいのある方に対し、住み慣れた地域に住み続けられるよう住宅改修や住み替えのための費用の一部を助成します。 ・公共施設等の緑化のほか、接道部の緑化や緑地協定等による民有地の緑化を推進します。
社会福祉協議会	・相談や各種支援、情報発信に取り組みます。

② 防災対策の推進

【現状と課題】

防災に関しては、自治会・自主防災組織の活動意識にばらつきがあり、避難行動要支援者名簿の受け取りを希望する自治会・自主防災組織が半数にとどまっています。災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者情報を適切に管理するとともに、個別避難計画の作成の際には、自治会・自主防災組織も参画するなど対象者を把握して、平時の見守り及び災害時など緊急事態における支援体制の充実を図ることが必要です。

また、災害時の医療救護活動をより円滑に実施できるよう、医療機関や医師会等の関係機関と更なる連携強化を図る必要があります。

【施策の展開方向】

災害時や緊急時においては、地域住民相互の支え合い・助け合いが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での自主防災体制の強化を図ります。

【それぞれの役割】

市民	・防災意識を持ち、普段から災害への備えを行いましょう。 ・近所に住む人に関心を持ち、高齢者や認知症の人及び障がいのある方など、災害時に支援を必要とする人を知りましょう。 ・防災に対する適切な情報を提供しましょう。 ・火の用心等、自主的な防災対策を行いましょう。 ・生活場所の災害リスクの把握や適切かつ迅速な避難ができるよう避難場所の確認を行いましょう。 ・非常用持出品の準備(リュックに入れておく等)や防災カード、マイタイムライン、個別避難計画を作成しましょう。 ・出前講座による啓発や自主防災組織の活動に参加しましょう。
団体	・地域に住む高齢者や認知症の人及び障がいのある方など、災害時に支援を必要とする人を把握しましょう。 ・防災訓練を実施する等、地域の災害への意識を高めましょう。 ・防災訓練の実施、避難行動要支援者への情報提供、避難支援・誘導・安否確認など、災害時における避難行動要支援者の適切な避難体制を整備しましょう。 ・地域の自主的な防災活動を支援しましょう。
市	・防災知識の普及に努めます。 ・自主防災組織を育成します。 ・避難所で特に配慮が必要となる高齢者や認知症の人及び障がいのある方などの要配慮者及びその家族に必要な支援を行うよう努めます。 ・個人情報保護に配慮した災害時の支援を進めます。 ・災害ボランティアの育成を進めます。 ・小中学校における防災教育の推進に努めます。
社会福祉協議会	・防災訓練等への協力をします。 ・災害発生時には災害ボランティアセンターを円滑に運営できるよう、日頃より運営訓練等を実施します。 ・市民と協働した災害ボランティアセンター運営を目指します。

③ 防犯・交通安全対策の推進

【現状と課題】

住民の防犯意識を高め、地域住民同士の助け合いや、地域の防犯体制を強化していくことが必要です。また、交通安全の普及・啓発や交通安全教育、地域全体の交通安全運動など、交通安全意識の向上を図ることが必要です。

【施策の展開方向】

高齢者や障がいのある方等を含む地域住民が犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭等の連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。また、交通安全意識の向上を図ります。

【それぞれの役割】

市民	・戸締り等、自主的な防犯対策を行いましょう。 ・隣近所の子どもや高齢者、障がいのある方等を見守りましょう。 ・子どもや高齢者を狙った犯罪の手口等を知り、周囲に知らせましょう。
団体	・地域の自主的な交通安全・防犯活動を進めましょう。 ・交通安全・防犯に対する適切な情報を提供しましょう。 ・通学路の安全確保のため、防犯パトロールを行いましょう。 ・地域の自主的な交通安全・防犯活動を支援しましょう。
市	・警察と連携した実践的・効果的な防犯訓練、防犯教室、交通安全教室、自転車安全教室を継続して実施します。 ・小中学校に防犯カメラを設置します。 ・小学生の防犯ブザー携行率の向上を図ります。 ・防犯活動団体等の地域における見守りを支援します。 ・警察と連携した交通安全運動を実施します。 ・道路の改善や交差点の改良に取り組みます。
社会福祉協議会	・民生委員・児童委員、ボランティア等と連携し、地域住民が犯罪に巻き込まれないようにします。

(2)「まち・ひと・こころ」で支えるまちづくり

① すべての人にやさしいまちづくり

【現状と課題】

本市では、多様な方々のニーズを把握し、「ひとづくり」・「まちづくり」・「情報・サービス」・「社会参加」の視点から、ひとにやさしいまちを実現してきました。

今後も、年齢に関わらず、市民が互いを尊重し合い、思いやり、助け合い、支え合える生活環境づくりが必要です。

【施策の展開方向】

同じ地域の住民として共に生きる喜びを感じ、幸福感を得ることができるよう、市民一人ひとりがお互いを思いやり、多様性を認め合うことができる取り組みを進めます。

【それぞれの役割】

市民	・隣近所の子どもや高齢者、障がいのある方等を見守りましょう。 ・近隣の人と笑顔であいさつをしましょう。 ・困っている人がいたら声をかけましょう。
団体	・地域ぐるみであいさつや声掛け、見守り活動を実施しましょう。 ・地域の困り事や地域の悩みを抱えている人の様子を把握しましょう。 ・地域住民が集まり、活動を行うことのできる場をつくりましょう。 ・地域団体・組織が連携し、地域住民がともに支え合える地域づくりを進めましょう。
市	・市民参画を積極的に推進し、団体等と協力・連携して取り組みを進めます。
社会福祉協議会	・市と連携し、普及・啓発活動に努めます。

② 公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進

【現状と課題】

公共施設については、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を進めています。多言語対応等の表示についても整備を進めています。

さらに、高齢者や障がいのある方の生活圏の拡大・社会参加促進を図るため、バス等の利用促進を図るとともに、移動制約者の日常生活における利便性の向上を目指しています。

今後も、誰にとっても暮らしやすい地域社会となるようユニバーサルデザインのまちづくりに取り組み、公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、移動が困難な人のための外出機会の創出や移動手段の充実など外出しやすい環境づくりを進めが必要が必要です。

【施策の展開方向】

バリアフリー基本構想と連携し、公共交通機関や道路、施設等のハード面のバリアフリー化に取り組むとともに、市民の意識向上等のソフト面のバリアフリー化も促進していきます。

【それぞれの役割】

市民	・地域の危険箇所の把握に努め、自治会や市に情報を提供しましょう。 ・歩行や移動で困っている人には、手を差し伸べましょう。
団体	・外出や移動の困難な人がいたら、手助けをしましょう。 ・地域の危険箇所、交通弱者が外出しにくい道路や施設等を把握し、必要に応じて市に改善事項などを連絡しましょう。
市	・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、誰もが利用しやすい環境整備を行います。 ・歩道や公共交通に関する施設・公共施設・公園施設等のバリアフリー化を推進します。 ・民間施設を含めた多くの市民等が使う施設のバリアフリー化を促進します。 ・補助犬の受け入れなどの理解の普及に努めます。 ・高齢や障がいがある理由の移動困難者へ外出の促進を図ります。
社会福祉協議会	・ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化について広報・啓発活動を行います。 ・施設利用等に配慮が必要な市民に対してできる限りの支援をしていきます。

③ 多文化共生の推進

【 現状と課題 】

本市では、生活している地域で、外国人と日本人とが支え合って暮らしていけるよう、地域とともに多文化共生に取り組んでいます。

今後も、外国人市民が安心して生活するため、多言語及びやさしい日本語での正確な情報提供ができる体制を整えるとともに、外国人市民が地域の活動に参加しやすくなる情報発信に取り組む必要があります。

【 施策の展開方向 】

生活している地域で、外国人と日本人とが支え合って暮らしていけるよう、地域とともに多文化共生に取り組めます。

【 それぞれの役割 】

市民	・外国人など多様な背景を持つ人とコミュニケーションが図れるように、相手の立場を理解し、尊重し、行動しましょう。
団体	・国籍を問わず、地域・ボランティア団体・関係団体等に関わる人は、地域の支え合い等が行えるような環境づくりや地域づくりを意識しましょう。
市	・国際理解と多文化共生の推進、情報のバリアフリー化推進等、外国人市民が生活しやすい生活環境の整備に取り組めます。 ・災害時の外国人支援について整備を行います。
社会福祉協議会	・相談や各種支援、啓発活動に取り組めます。

第 2 編

重層的支援体制整備事業実施計画

第1章

浦安市における重層的支援体制整備事業の実施

1 重層的支援体制整備事業実施の経緯

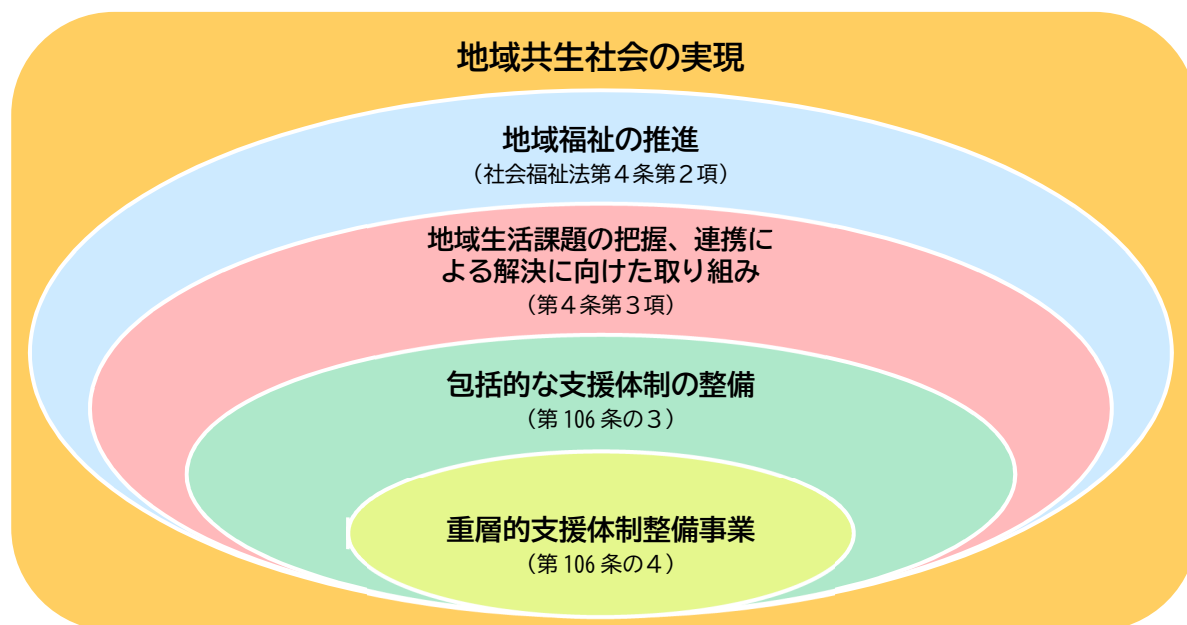
少子高齢・人口減少社会が到来し、支え合い機能の脆弱化や、地域の担い手不足等が進む中、地域社会の基盤の再構築も視野に入れて、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が令和3年（2021年）4月より始まりました。

この事業の目標は、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することであり、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を目指すものです。

本市においては、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）にかけて重層的支援体制整備事業移行準備事業に取り組み、試行的に事業を実施するとともに、本市における包括的支援体制の整備のあり方について検討を重ねてきました。

重層的支援体制整備事業移行準備事業での検討を踏まえ、本市がこれまで実施してきた取り組みをより効果的に実施するため、本市においては、令和6年度（2024年度）より重層的支援体制整備事業を実施しています。

本市が実施する重層的支援体制整備事業は、新たな窓口等を作るものではなく、市全体の支援関係機関による既存の取り組みを活用して、「包括的な支援体制」を整備することによって、第4次浦安市地域福祉計画で目標とする地域共生社会の実現を目指すものです。



2 重層的支援体制整備事業実施の概要

本市は、重層的支援体制整備事業に取り組むことにより、高齢、障がい、こども、生活困窮等の各分野でそれぞれ取り組んできた「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の各支援を一体的に行い、既存の制度の仕切りは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、風通しをよくし、スムーズな連携を目指します。包括的支援体制を構築するとともに、一人ひとりがつながり寄り添い合いながら暮らしていける地域づくりに取り組みます。

複数の分野にまたがる相談や、狭間のニーズに対応し、一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援や、寄り添いながら伴走する支援を充実させていきます。複雑化・複合化する事例については、重層的支援会議や支援会議を活用し、支援に関わる複数の支援機関が連携して支援の方向性を統一して取り組みます。

第2章

重層的支援体制整備事業実施計画の策定

1 計画の位置付け

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5において、事業の提供体制に関する事項等を定める計画を策定するよう努めることとされています。

事業を実施することで、本計画の上位計画である「第4次浦安市地域福祉計画」において目標としている地域共生社会の実現に取り組みます。

本計画は、総合計画や各分野別の計画と整合・連携する計画とします。

2 計画期間

計画の期間は、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、令和7年度（2025年度）を初年度とし令和11年度（2029年度）を目標年度とする5か年とします。

なお、計画期間中は、浦安市総合計画を上位計画として策定した第4次浦安市地域福祉計画との整合性を図りながら、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。

計画期間

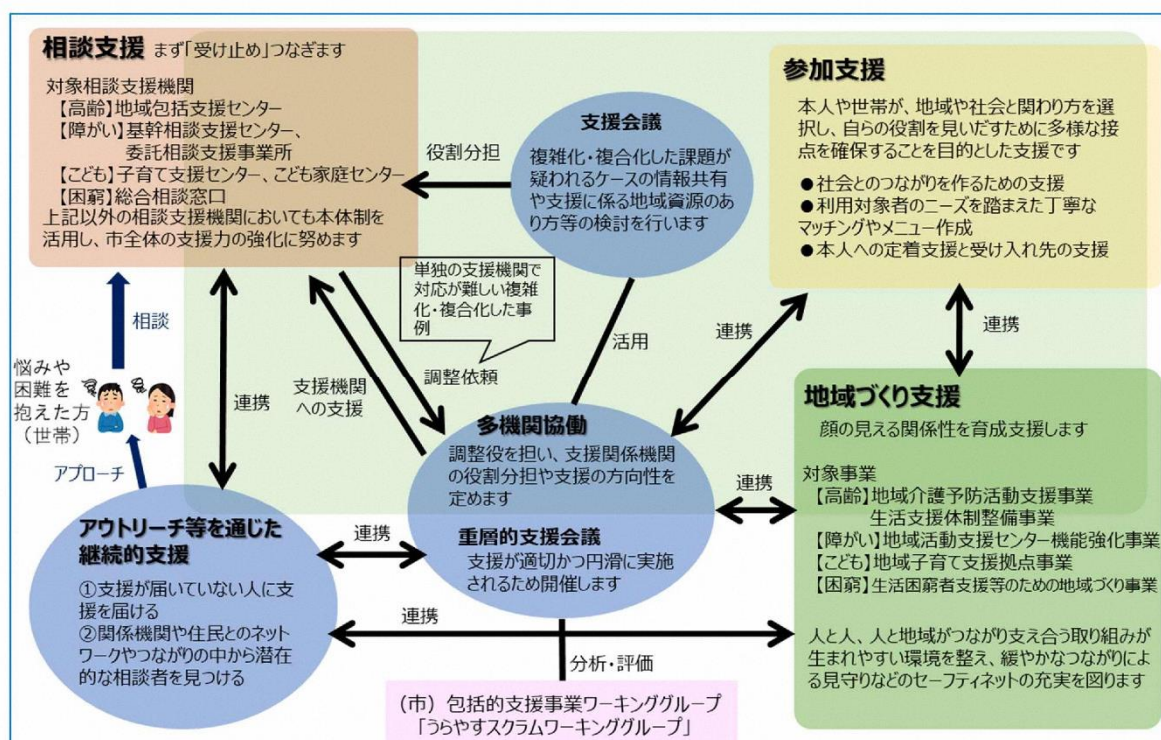
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	浦安市総合計画 (基本構想：令和21年度まで 基本計画：令和11年度まで)						次期計画
第3次計画	浦安市地域共生社会推進計画 (第4次浦安市地域福祉計画)						次期計画
第2期計画	第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画						次期計画
第2次計画	健康うらやす21（第3次）（令和18年度まで）						
	浦安市障がい者福祉計画			次期計画			
	浦安市高齢者保健福祉計画及び 第9期浦安市介護保険事業計画			次期計画			

第3章

重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制

◎ 重層的支援体制整備事業における実施体制の全体像

本市は、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限活用しながら、包括的支援体制の構築のために充実させるべき点を考えるとともに、「重層的」という言葉であらわされるように、一体的に行う3つの支援（①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援）に係る5つの事業がそれぞれ連携し、重なり合うことで誰ひとり取り残さない体制を構築していきます。



1 相談支援（包括的相談支援事業）

【現状と課題】

個人や世帯が抱える課題が、複雑化・複合化しており、高齢、障がい、こども、生活困窮等の福祉制度・サービスだけでは解決に至らないケースが増加しています。

複雑化・複合化した課題を抱えた世帯は、生活課題が顕在化しにくく、また地域から孤立しやすい状況にあります。

課題の重度化を防止するために、これまでの専門的な相談窓口の整備だけではなく、市民にとって身近な相談の入口を整備し、早期に課題を把握するしくみづくりを検討する必要があります。

【施策の方向性】

高齢・障がい・こども・生活困窮の各分野の相談支援機関の機能・役割を活かし、各相談支援機関が連携・協働しながら一体的な支援を行います。

2 多機関協働

【現状と課題】

複雑化・複合化した課題は、8050問題のほかに、ごみ屋敷のように住環境の悪化によって地域課題化している事例や、外国人の世帯が抱える課題など多岐にわたります。こうした課題の対応には、生活面や金銭面、健康面などの多方面における支援が必要であり、多職種・多機関によるチーム支援が欠かせません。その支援連携のあり方について検討していく必要があります。

【施策の方向性】

単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例に対して、各支援関係機関の調整を行うとともに、各支援関係機関の専門職に助言を行います。

必要に応じて支援会議（社会福祉法第106条の6に規定）を開催し、事例に関する情報共有や支援関係機関の役割分担を行います。また、重層的支援会議を開催し、支援プランの作成、評価及び適切性等について協議を行います。

重層的支援体制整備事業に関わる支援関係機関の連携の円滑化を図ります。

3 アウトリーチ等を通じた継続的な支援

【現状と課題】

課題を抱えたケースの中には、長期に亘りひきこもりの状態にあるなど、課題を抱えながらも自ら支援を求めることが困難な人や、支援の必要性が高いと思われるものの、自身が抱える課題に気づいていない（セルフ・ネグレクト）、または相談や支援を忌避している人など、支援につながりにくい状態のものもあります。

潜在的な支援ニーズを抱える人や世帯に支援が行き届くよう、寄り添い伴走しながら、つながり続ける支援を行っていくことが必要です。

【施策の方向性】

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人や世帯を把握するとともに、必要な支援へ結びつけます。

必要に応じて、本人と信頼関係に基づくつながりを形成するため、時間をかけた丁寧な働きかけを行います。

4 参加支援

【現状と課題】

従来の高齢、障がい、こども、生活困窮等といった対象者属性ごとにつくられた制度の枠組みでは、解決が難しい課題・ニーズもあり、それらの解決のためには、地域住民や事業者などを巻き込んだ参加支援の仕組みを作っていくことが求められます。

地域とのつながりを支援するためには、自治会や民生委員・児童委員をはじめとした地域住民や市民活動団体、企業、事業者などの多様な協力者を増やしていく必要があります。

【施策の方向性】

既存の社会参加に向けた事業では対応できない課題やニーズに対して、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行い、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行います。

5 地域づくり

【現状と課題】

コミュニケーションのあり方が多様化し、人とのつながりや、距離感に対する価値観が、人によって異なっています。このため、地域活動を活性化していくには、参加方法を工夫し、多様化していくことが求められます。

課題の重度化を防止するためには、困りごとを抱えた市民に早期に気付くしくみを、地域づくりの視点でも検討することが必要です。

【施策の方向性】

高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野において、既に取り組まれている地域づくり事業を運営するとともに、各拠点の連携を強化することで市全体がチームで適切な支援を提供できる環境を整備します。また、多様な分野の関係者が集まって地域の課題解決に取り組むプラットフォームを開催します。

6 重層的支援会議及び支援会議の実施

【現状と課題】

重層的支援会議で検討する課題は多岐にわたるため、スーパーバイザーからの助言が欠かせないものとなります。課題によっては、取り扱った事例や実施効果が見える化しながら、今後も継続して各支援機関の理解を広げていく必要があります。

【施策の方向性】

重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるよう重層的支援会議を実施します。

会議の構成員に対して守秘義務を設け、各支援関係機関等が把握している複雑化・複合化した課題を抱える者やその世帯に関する情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするため支援会議を実施します。

第4章

重層的支援会議及び支援会議の実施

1 重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たします。

(1) 会議の役割

① プランの適切性の協議

多機関協働事業者、参加支援事業者、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者が作成したプランについて、本市と支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断します。

② プラン終結時の評価

多機関協働事業者、参加支援事業者、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者が作成したプラン終結時等において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するか検討します。

③ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討します。

(2) 会議開催時期・方法

多機関協働事業者が主催し、定例開催します。

構成員は、重層的支援体制整備事業における各事業の実施事業者及び所管課、高齢・障がい・こども・生活困窮の各分野の支援関係機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広く参加します。

(3) 主な検討内容

下表のとおりとします。

<重層的支援会議の主な検討内容>

開催時期	主な検討内容
プラン策定時	・ アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・ 各支援関係機関の役割分担の確認 ・ モニタリングの時期の検討 等
再プラン策定時	・ 本人の状況変化の確認、評価 ・ 現プラン評価 ・ 再プラン内容の確認
支援終結の判断時	・ 本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認 ・ 支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
支援中断の決定時	・ 本人との連絡が完全に取りれなくなった場合等における支援の中断の決定

2 支援会議

相談者に係る個人情報等を支援関係機関等と共有する際は、その都度、相談者本人の同意を得ながら行うことが基本となりますが、支援現場では、本人の同意が無い状態であっても情報共有が必要な事案が少なくありません。支援会議は、会議の構成員に対して守秘義務を設け、各支援関係機関等が把握している複雑化・複合化した課題を抱える者やその世帯に関する情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするため、開催するものです。

(1) 会議の内容

支援会議の構成員の役割は、

- ・ 気になる事例の情報提供・情報共有
- ・ 見守りと支援方針の理解
- ・ 緊急性がある事案への対応 等

であり、支援者側の事務を円滑に行うために開催するものではなく、あくまで潜在的な相談者に支援を届けるため、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援できていない人へ支援を届けるために開催するものです。

(2) 会議開催時期・方法

多機関協働事業者が主催し、随時開催します。

構成員は、主に行政機関、各分野の支援関係機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広く参加し、案件ごとに構成員を選定します。

<重層的支援会議の主な検討内容>

会議体	根拠法	主な目的	本人同意	意義
重層的支援会議	社会福祉法 第106条の4 第2項第6号	支援プランの決定	必要	①プランの適切性の協議 ②プラン終結時等の評価 ③社会資源の充足状況の把握 と開発にむけた検討
支援会議	社会福祉法 第106条の6	・地域において支援関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の共有 ・地域における必要な支援体制の検討	なくても可能	・気になる事例の情報提供・情報共有 ・見守りと支援方針の理解 ・緊急性がある事案への対応 ・地域における必要な支援体制の検討

第5章

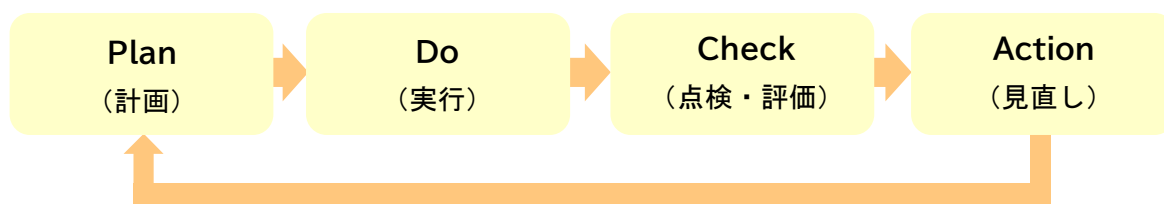
計画の推進と評価

1 推進体制

重層的支援体制整備事業は、属性を問わない分野横断的な支援を行うものであるため、庁内関係部局及び関係機関で構成される「包括的支援事業ワーキンググループ」において計画の進行管理及び評価を行います。PDCAサイクルに基づき、実績に対する評価を行い、改善点を見つけ出したうえで取り組みを推進します。

なお、評価にあたっては、浦安市介護保険運営協議会、浦安市自立支援協議会、浦安市子ども・子育て会議等の各分野で設置された会議体と連携し、そこでの意見や評価を反映するものとします。

PDCAサイクルのイメージ図



2 構成事業の数値目標

重層的支援体制整備事業を構成する各事業の令和11年度（2029年度）における数値目標を以下に示します。数値目標は、各分野別の計画と整合・連携するものとします。

（１）相談支援

事業名及び評価内容	令和11年度数値目標
【高齢】地域包括支援センターの運営 ・地域包括支援センター相談件数（実）	4,600件
【障がい】相談支援事業 ・基幹相談支援センター設置 ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ・地域の相談支援事業者人材育成件数 ・地域の相談機関と連携強化の取り組みの実施回数 ・自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善回数	1箇所（達成済） 年2件以上 年3件以上 年2回以上 年1回以上
【こども】利用者支援事業 ・こども家庭センター型設置箇所数 ・基本型設置箇所数 ・妊婦等包括相談支援事業型設置箇所数	1箇所（達成済） 5箇所 1箇所
【困窮】自立相談支援事業 ・新規相談受付件数 ・プラン作成件数 ・就労支援対象者数 ・就労・増収率 ・自立に向けての改善が見られた者の割合	551件 276件 165人 75% 90%

（２）多機関協働

評価内容	令和11年度数値目標
・プラン作成件数	24件
・重層的支援会議開催件数	12件
・支援会議開催件数	36件

（３）アウトリーチ等を通じた継続的な支援

評価内容	令和11年度数値目標
・支援関係機関等への訪問回数	84回
・本人への家庭訪問や同行支援の実施回数	120回
・プラン作成件数	30件

(4) 参加支援

評価内容	令和11年度数値目標
・プラン作成件数	10件

(5) 地域づくり

事業名及び評価内容	令和11年度数値目標
【高齢】地域介護予防活動支援事業 ・介護予防活動の活動回数 ・介護予防活動の延参加者数	2,000回 22,000人
【高齢】生活支援体制整備事業 ・生活支援コーディネーターによる専門職や地域住民などへのインフォーマルサービスの情報提供件数 ・地域支え合い会議（協議会）に関する活動の実施件数	150件 4件
【障がい】地域活動支援センター事業 ・地域活動支援センター機能強化事業実施箇所	3箇所
【こども】地域子育て支援拠点事業 ・利用者数（延） ・設置箇所数	26,694人 11箇所
【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ・地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの開催数	年1回以上

第 3 編

成年後見制度利用促進基本計画



第 1 章

計画の策定にあたって

1 国・県の動向

国においては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28（2016）年4月に公布し、同年5月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、平成29年（2017年）3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。また、「市町村の講ずる措置」として、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める」ことが努力義務とされています。

令和4年（2022年）3月には第2期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、地域共生社会の実現という目標に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として権利擁護支援を位置付けたうえで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実等の成年後見制度利用促進の取り組みを更に進めることが示されています。

千葉県では、令和5（2023年）年9月に策定した「第四次千葉県地域福祉支援計画」において、誰もが住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう、権利擁護の取り組みを推進し市町村や関係機関と連携して、虐待防止、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を進めるとともに、関係機関の専門性を生かした包括的・多層的な権利擁護支援に向けた取り組みを進めています。

2 計画策定の趣旨

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人は、財産の管理や契約等の法律行為を行うことが難しい場合があります。成年後見制度は、こうした判断能力が十分でない人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

しかし、成年後見制度は、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、これまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は一層高まることから、成年後見制度の利用の促進が求められています。

また、国では、尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等が円滑に行われるようノーマライゼーションの理念の更なる実現を図るため、現行制度での利用に障壁となる課題の整理、検討を行っています。

こうした動きを踏まえ、市では国の状況を注視しつつ、現行制度の利用促進及び適切な運用に努め、本人の自己決定権を尊重した総合的な支援策の充実を図るとともに、地域連携ネットワークの体制づくりを進める必要があります。

本市においても、認知症高齢者や精神障がいのある方等の増加、家族のあり方の変化等を背景に、今後、成年後見制度の利用の更なる増加が見込まれることから、支援を必要とする人が適切に制度につながり、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、今回「浦安市地域福祉計画」の見直しに合わせて、「浦安市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

3 計画の根拠となる法律

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、成年後見制度利用促進の理念や方向性を明らかにするものです。

<成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）>

（国民の努力）

第7条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第8条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

4 計画の位置づけ

「千葉県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、「浦安市総合計画」を上位計画として策定した「第4次浦安市地域福祉計画」との整合性を図ります。

成年後見制度とは、民法に基づく法定後見と、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見があります。計画では成年後見のほか、民法に規定された未成年後見も対象とします。

5 計画の期間

計画の期間は、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、令和7年度（2025年度）を初年度とし令和11年度（2029年度）を目標年度とする5か年とします。

なお、計画期間中は、浦安市総合計画を上位計画として策定した第4次浦安市地域福祉計画との整合性を図りながら、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。

計画期間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	浦安市総合計画 (基本構想：令和21年度まで 基本計画：令和11年度まで)						次期計画
第3次計画	浦安市地域共生社会推進計画 (第4次浦安市地域福祉計画)						次期計画
第2期計画	第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画						次期計画
第2次計画	健康うらやす21（第3次）（令和18年度まで）						
	浦安市障がい者福祉計画			次期計画			
	浦安市高齢者保健福祉計画及び 第9期浦安市介護保険事業計画			次期計画			

6 成年後見支援センター実績

(1) 法人後見の受任状況

法人後見の受任件数をみると、令和元年度（2019年度）と比べて増加しており、令和5年度（2023年度）では21件となっています。

＜成年後見支援センターにおける法人後見の受任件数の推移＞

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後見	6	10	12	11	11
保佐	4	5	6	7	7
補助	2	4	4	4	3
合計	12	19	22	22	21

(2) 成年後見等に関する相談

成年後見等に関する相談の受付件数をみると、令和元年度（2019年度）と比べて増加しており、令和5年度（2023年度）では183件となっています。特に成年後見制度に関する相談件数が増加しており、令和5年度（2023年度）では100件となっています。

＜成年後見支援センターにおける成年後見等に関する相談受付件数の推移＞

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉サービス利用援助事業	29	45	39	35	40
成年後見制度	85	74	97	111	100
相続・遺言・生活設計等	28	30	41	43	36
その他	8	18	12	0	7
合計	150	167	189	189	183

1 計画の基本目標

権利を擁護するために支援が必要な人が、本人の意思や権利を最大限尊重され、地域で自分らしい生活を継続するためには、地域住民や関係機関等の見守り等を通じた成年後見制度へのつながりや、地域での関係機関との連携による適切な支援体制の構築が必要です。

前計画では、基本目標を「権利と利益を守り、だれもが安心して暮らせるまちづくり」とし、地域連携ネットワークの構築によって、制度の利用が必要な方に積極的な利用を促進し、愛着のある地域で安心して暮らせるまちづくりのため、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを推進してきました。

本計画においても、この基本目標を引継ぎ、成年後見制度利用促進の取り組みを推進していきます。

【 基 本 理 念 】

権利と利益を守り、だれもが安心して
暮らせるまちづくり

2 計画の基本方針

基本方針1 成年後見制度の広報・啓発

成年後見制度を必要とする方がいても、本人や親族、福祉関係者等が制度について知らない、理解が十分でない、利用に対して不安がある等の理由から、制度の利用につながっていない場合が見受けられます。

そのため、引き続き中核機関である「うらやす成年後見支援センター」の充実を図り、制度の普及・啓発や相談機能の充実に努めます。

基本方針2 成年後見制度の利用促進

成年後見に関する相談に応じるほか、専門的な判断が必要な場合には、専門相談を活用する等の支援を行い、後見人が適切に活動できるよう支援します。

権利擁護を支援する人材育成や市民後見人、後見支援員、成年後見サポーターズ等、権利擁護支援の担い手の確保に向けた取り組みを実施し、制度利用を促進します。

基本方針3 安心して成年後見制度を利用できる環境整備

制度の利用促進に向けて、制度の利用につながる申立て支援や適切な成年後見人等候補者の推薦等、本人や家族にとって使いやすく、望ましい制度の運用とともに、適切な対応ができるよう、各関係機関の情報の共有を図り、市民ニーズの把握を進め、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備します。

3 施策の体系

〔 基本理念 〕

権利と利益を守り、だれもが安心して
暮らせるまちづくり

〔 基本方針 〕

基本方針 1

成年後見制度の
広報・啓発

〔 施策の方向性 〕

(1) 成年後見制度の広報・啓発

(2) 必要な人へのアプローチ

(3) 成年後見制度利用の相談受付

基本方針 2

成年後見制度の
利用促進

(1) 成年後見制度のアセスメント

(2) 後見人の受任者調整

(3) 後見事務・活動に関する支援

(4) 市民後見人の養成

基本方針 3

安心して成年後見
制度を利用できる
環境整備

(1) 申立てができない人への支援

(2) 経済的な理由により利用が
困難な人への支援



第3章

各施策の展開

基本方針1 成年後見制度の広報・啓発

(1) 成年後見制度の広報・啓発

【現状と課題】

成年後見制度を必要とする方がいても、本人や親族、福祉関係者等が制度について知らない、理解が十分でない、利用に対して不安がある等の理由から、制度の利用につながっていない場合があります。

引き続き、制度の理解促進を図るため普及啓発を行うことが必要です。

【施策の方向性】

誰もが成年後見制度を正しく理解し、安心して制度を利用することができるよう、市民ニーズを捉えた制度の普及・啓発に努めます。また、支援を必要とする人が早期の支援につながるよう、医療・介護・福祉サービス事業所や金融機関等関係機関に対しても制度周知を図ります。

(2) 必要な人へのアプローチ

【現状と課題】

急速に進む高齢化や核家族化の中で、成年後見制度の利用が必要となるケースが増加していますが、権利擁護支援が必要な人は、自分に必要な制度に自分の力だけでつながることが難しい場合もあります。

本市では、成年後見制度にかかる中核機関を設置しており、今後も中核機関が中心となり、関係機関を含めた地域連携ネットワークの充実を図り、関係機関や関係者等の地域連携ネットワークを確立するとともに、アウトリーチなど制度を必要としている人へのアプローチを充実していくことが必要です。

【施策の方向性】

権利擁護を必要とする人が、本人らしい生活を守るために、成年後見制度を利用できるよう、保健・福祉・医療・地域等の関係者と司法等が連携し、被後見人等を適切に必要な支援につなげます。

（３）成年後見制度利用の相談受付

【 現状と課題 】

権利擁護に関する課題が生まれた際、本人や家族、身近な支援者等が成年後見制度をよく知らない、あるいは相談をしてみようとしても窓口が分からずに制度利用に繋がらない場合が想定されます。

中核機関が中心となって関係機関や関係者等の地域連携を確立するなかで、相談機能の充実や相談しやすい体制づくりを進めていくことが必要です。

【 施策の方向性 】

地域の身近な相談窓口として、地域包括支援センター、うらやす成年後見支援センター等が対応します。

さらに、相談窓口だけでは対応が難しいケース（困難事例及び市長申立て等）には中核機関が市と連携し対応します。

基本方針２ 成年後見制度の利用促進

（１）成年後見制度のアセスメント

【現状と課題】

権利擁護支援を必要とする人に対し、本人の意思・意向を尊重して、最もふさわしい支援につなぐことが重要です。

地域連携ネットワークのもと、相談支援機関等が権利擁護支援の必要性を感じた場合、成年後見制度の利用の有無に関わらず、中核機関に適切につなぎ、権利擁護支援の方針についての検討や判断を行っていくことが重要となります。

【施策の方向性】

支援を必要とする人が、地域社会で安定した生活が送れるように、相談支援や情報提供の更なる充実を図ります。

高齢者福祉や障がい福祉、生活困窮者の自立支援等の保健医療・福祉サービスの適切な提供に努めます。

（２）後見人の受任者調整

【現状と課題】

成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、本人の直面する財産管理や法的課題に適切に対応するとともに、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等が選任される必要があり、本人の状況に合わせた適切な後見人候補者の検討が求められます。

【施策の方向性】

本人の生活状況等を勘案し、後見人等の受任調整を行います。

（３）後見事務・活動に関する支援

【現状と課題】

後見事務を開始した後、判断に迷うことや、本人の状況に変化があっても相談先がわからず、抱えた問題を解決できないことがあります。また、成年後見人等が財産管理の役割を悪用するトラブルや、制度や後見人の責務に関する理解が十分でないまま後見人になり、不適切な後見事務を行ってしまう事象も見られます。

その背景には、後見人の理解不足だけではなく、後見人の理解不足を補う説明や支援をする体制が不十分であることもうかがえ、各種手続における後見事務の円滑化等を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

後見人等が相談しやすい環境に努めます。また、後見支援委員会や専門職相談・相談会の機会を設け、後見人等が活動上わからないことや、報告書作成等の事務が発生した場合も、後見事務が円滑に行われるようバックアップを行います。

（４）市民後見人の養成

【現状と課題】

平成26年度に浦安市市民後見人養成講座を開始しています。

市民後見人養成講座修了者は市民後見人としての活動と共に、法人後見支援員や日常生活自立支援事業生活支援員としての権利擁護支援、後見制度の広報啓発活動を担う「うらやす成年後見サポーターズ」としての活動に参加し、継続して浦安の権利擁護支援にかかわっています。

全国的に中核機関等の整備による権利擁護支援の二ーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性が増していくことが考えられることから、将来的に必要となる人員を見込み、計画的に人材の確保に取り組むことが必要です。

【施策の方向性】

権利擁護を支援する人材育成や後見人等をはじめとする、権利擁護支援の担い手の確保や市民後見人の活用に向けた取り組みを継続していきます。

基本方針３ 安心して成年後見制度を利用できる環境整備

（１）申立てができない人への支援

【現状と課題】

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、判断能力の低下から本人による申し立てができない、支援できる親族がいないなどの理由で必要な支援に結びつかないなど、成年後見制度の利用が困難な人への支援が必要です。

【施策の方向性】

本人、親族等による成年後見制度利用のための申し立てが困難な方に対し、関係機関と連携しながら市長による申し立てを行います。

（２）経済的な理由により利用が困難な人への支援

【現状と課題】

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、金銭的理由により成年後見人への報酬の支払いが困難であることが、利用につながらない要因の１つとなっています。

金銭的な課題があっても安心して成年後見制度が利用できるような支援が必要です。

【施策の方向性】

経済的な理由で成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に対し、その報酬の全部または一部を助成します。

第4編

再犯防止推進計画



第1章

計画の策定にあたって

1 国・県の動向

全国における刑法犯の認知件数は平成15年以降減少を続けていますが、令和4年（2022年）以降増加に転じたほか、再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の割合）は上昇傾向にあり、令和3年（2021年）から3年連続で低下しているものの令和5年（2023年）は47.0%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

国においては、平成28年（2016年）に、「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、罪を犯した人の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止が犯罪対策において重要であることを鑑み、市町村に、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施する責務を規定するとともに、地方再犯防止推進計画の策定を努力義務として規定しました。

また、平成29年（2017年）には、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和4年度（2022年度）までの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」を策定しました。

さらに、令和5年（2023年）3月には、前計画の取り組みを更に深化させ、推進していくため、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。

千葉県においては、平成22年（2010年）に「千葉県地域生活定着支援センター」を設置し、高齢又は障がいにより福祉の支援が必要な刑務所等の出所予定者等の社会復帰を支援しています。また、平成30年度（2018年度）から3年間、国の「再犯防止推進計画」を踏まえ、国と地方公共団体の協働により地域における効果的な再犯防止対策のあり方を検討するための「地域再犯防止推進モデル事業」を実施し、社会復帰に向けた包括的支援体制の検討・実施・効果検証等を行いました。その後「千葉県再犯防止推進計画」を令和4年（2022年）に策定し、モデル事業を通じて具体的な成果が得られた「社会復帰に向けた包括的な支援体制の整備」をはじめ、7つの具体的な取り組みを掲げ、再犯防止に向けた取り組みを推進しています。

2 計画策定の趣旨

罪を犯した人の中には、出所後帰る場所がなく、安定した仕事や住居を失い、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多くいます。このような人の中には、地域社会とも行政ともつながることができず孤立し、必要な支援を受けることができず再び罪を犯してしまう人たちがいます。

更生保護や再犯防止施策は、刑事政策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪や非行をした人の中には、高齢者、障がいのある方、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない人など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。他方、各地域において地道に再犯防止の活動に取り組まれている保護司をはじめとする更生保護ボランティアの人材確保も難しい局面を迎えています。

本市においても「浦安市再犯防止推進計画」を策定し、保護司等と協力しつつ、犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく、円滑に社会復帰するための支援を推進することで、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

なお、再犯防止の施策を実施するにあたっては、犯罪被害者やその家族の心情等に配慮します。

3 計画の根拠となる法律

再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、浦安市における再犯防止に関する理念や方向性を明らかにするものです。

<再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）>

（地方再犯防止推進計画）

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 計画の位置づけ

「千葉県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、「浦安市総合計画」を上位計画として策定した「第4次浦安市地域福祉計画」との整合性を図ります。

5 計画の期間

計画の期間は、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、令和7年度（2025年度）を初年度とし令和11年度（2029年度）を目標年度とする5か年とします。

なお、計画期間中は、浦安市総合計画を上位計画として策定した第4次浦安市地域福祉計画との整合性を図りながら、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。

計画期間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	浦安市総合計画 (基本構想：令和21年度まで 基本計画：令和11年度まで)						次期計画
第3次計画	浦安市地域共生社会推進計画 (第4次浦安市地域福祉計画)						次期計画
第2期計画	第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画						次期計画
第2次計画	健康うらやす21（第3次）（令和18年度まで）						
	浦安市障がい者福祉計画			次期計画			
	浦安市高齢者保健福祉計画及び 第9期浦安市介護保険事業計画			次期計画			

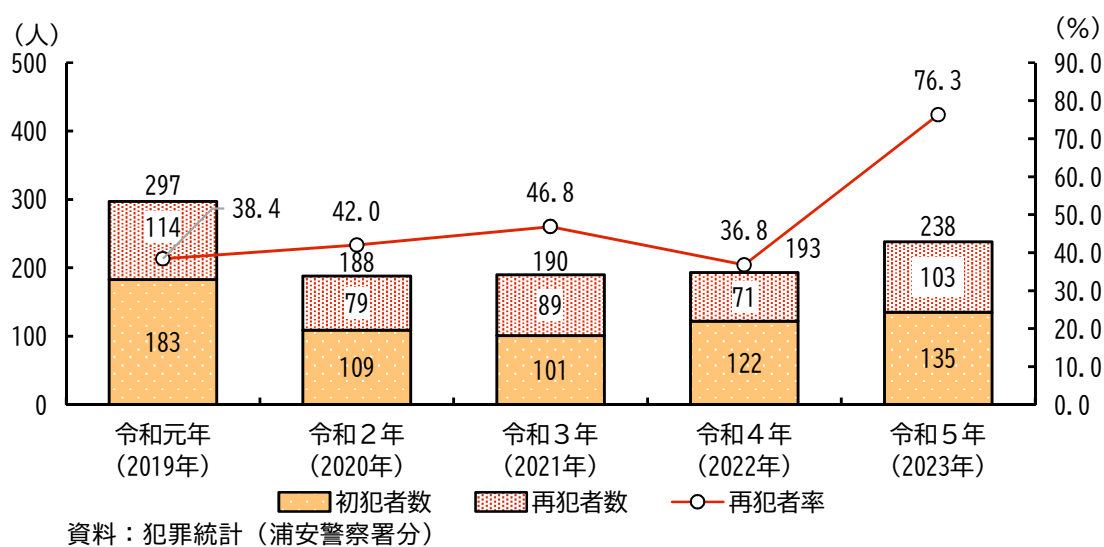
第2章

再犯防止を取り巻く現状

1 犯罪及び再犯の現状

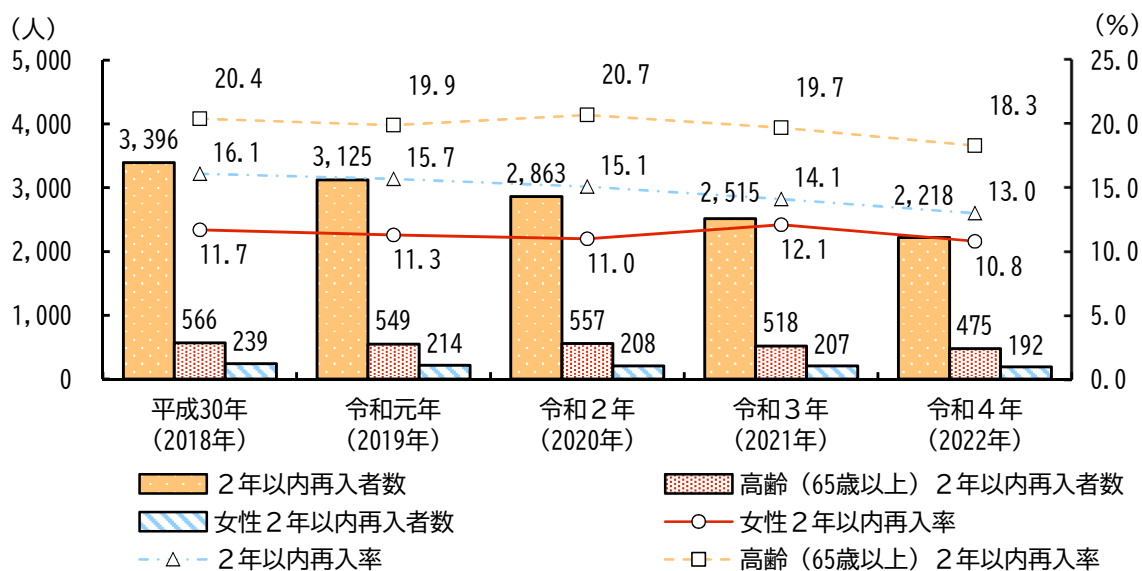
① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移（浦安警察署管内）

刑法犯検挙者中の再犯者数は、令和5年（2023年）に増加し、238人となっています。再犯者率は令和4年（2022年）で減少しましたが、令和5年（2023年）では76.3%と再び増加しています。



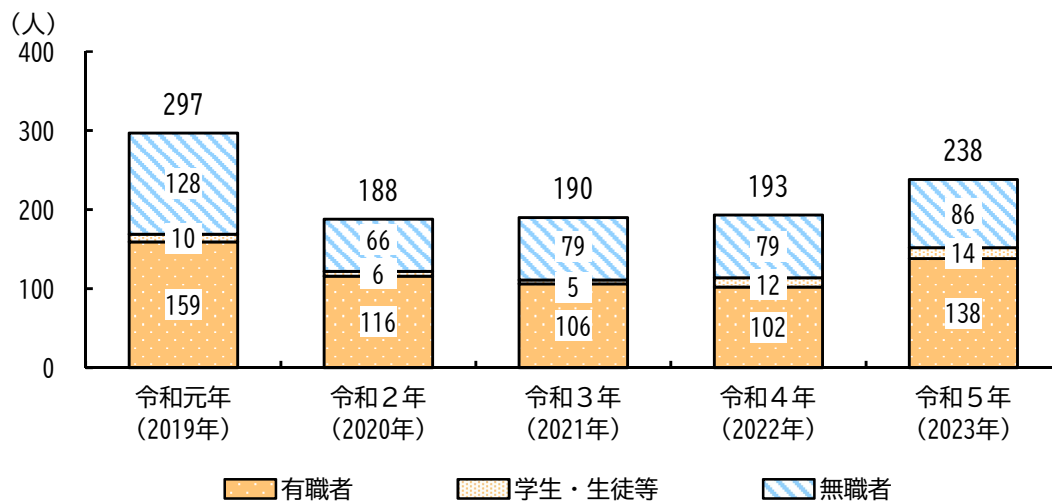
【参考：出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率（全国）】

高齢（65歳以上）の2年以内再入率は、令和4年（2022年）で18.3%となっています。



② 犯行時の職業別にみた検挙人員の推移（浦安警察署管内）

犯行時の職業別にみた検挙人員をみると、令和5年（2023年）で有職者が138人、学生・生徒等が14人、無職者が86人となっています。



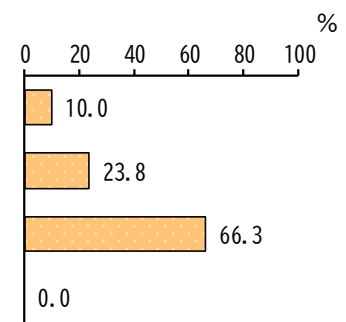
資料：犯罪統計（浦安警察署分）

③ 再犯者の比率が上昇していることの市民の認識

「知らなかった」の割合が66.3%と最も高く、半数以上の市民は再犯者の現状について知らない状況となっています。

回答者数 = 1,144

知っていた
なんとなく知っていた
知らなかった
無回答



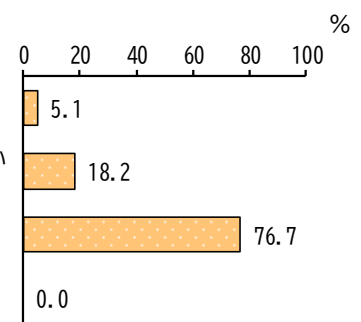
資料：浦安市再犯防止推進計画に関するアンケート調査

④ 再犯防止推進法の市民の認識

「知っている」の割合が5.1%、「法律があることは知っているが内容までは知らない」の割合が18.2%となっており、再犯防止推進法の認知度は2割程度と周知は十分でない状況となっています。

回答者数 = 1,144

知っている
法律があることは知っているが内容までは知らない
知らない
無回答

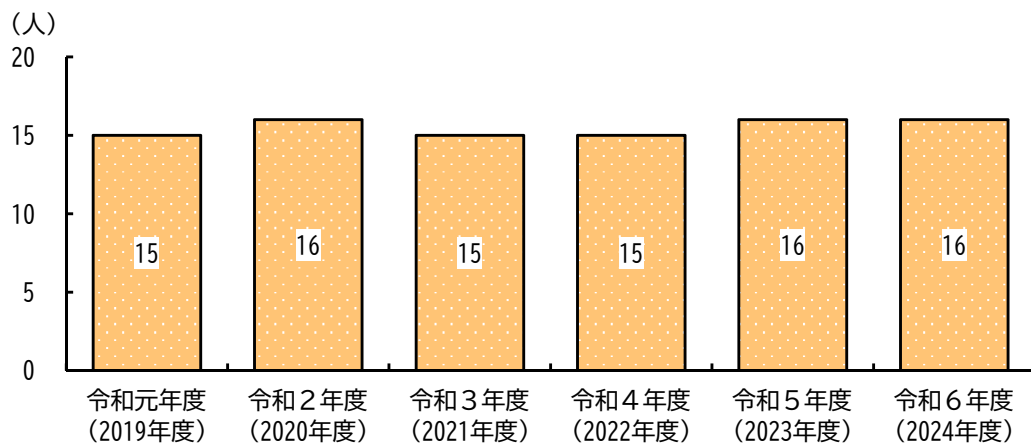


資料：浦安市再犯防止推進計画に関するアンケート調査

2 更生保護の現状

① 保護司の状況

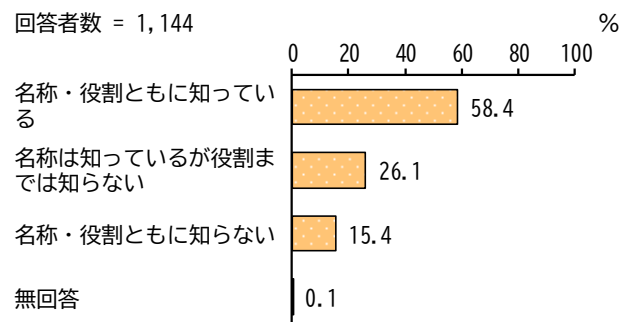
保護司の人数は横ばいで推移しており、令和6年度（2024年度）で16人となっています。



資料：浦安市社会福祉課（各年度4月1日基準として）

② 保護司の市民の認識

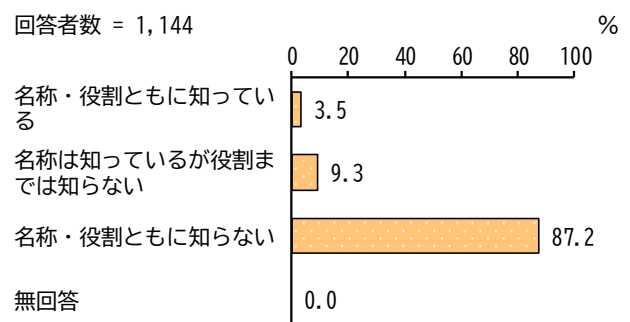
「名称・役割ともに知っている」の割合が58.4%と最も高く、「名称は知っているが役割までは知らない」の割合が26.1%となっています。



資料：浦安市再犯防止推進計画に関するアンケート調査

③ 更生保護女性会の市民の認識

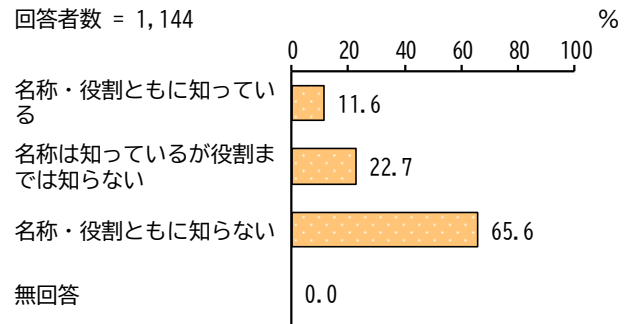
「名称・役割ともに知らない」の割合が87.2%と最も高くなっています。



資料：浦安市再犯防止推進計画に関するアンケート調査

④ 社会を明るくする運動の市民の認識

「名称・役割ともに知らない」の割合が65.6%と最も高くなっています。

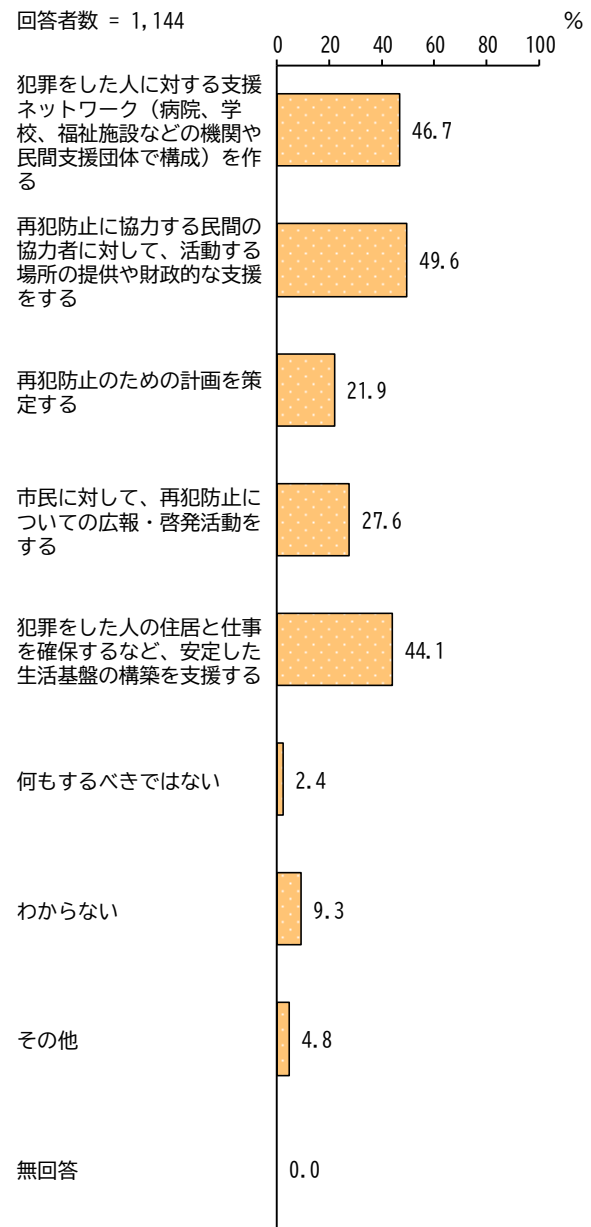


資料：浦安市再犯防止推進計画に関するアンケート調査

⑤ 再犯防止を推進するために市がすべきこと

「再犯防止に協力する民間の協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」の割合が49.6%と最も高く、次いで「犯罪をした人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設などの機関や民間支援団体で構成）を作る」、「犯罪をした人の住居と仕事を確保するなど、安定した生活基盤の構築を支援する」の割合が高くなっています。

再犯防止の活動を行う体制の充実が特に求められています。その一方で、犯罪をした人の生活基盤の構築の支援も必要だと考えられています。



資料：浦安市再犯防止推進計画に関するアンケート調査

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

再犯防止の取り組みは、これまでは主に刑事司法関係機関により実施されてきましたが、様々な生きづらさを抱える犯罪や非行をした人が地域社会で孤立することなく立ち直っていくためには、刑事司法関係機関とともに地方公共団体、民間協力者等が一丸となって支援に取り組むことが必要となります。

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在し、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する市の役割も重要となります。

罪を犯した人が地域で孤立することなく、円滑に社会復帰するための支援を推進することで、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、本計画の基本理念を「すべての人が支え合い、安全で安心して暮らせるまちづくり」とします。

【 基 本 理 念 】

すべての人が支え合い、
安全で安心して暮らせるまちづくり

2 計画の基本目標

基本目標1 安定した生活の確保

再犯防止に向けては、地域社会における安定した生活が重要です。犯罪や非行をした人が、安定した生活を送れるよう、性別、年齢、心身の状況、家庭環境等、犯罪や非行をした人の特性や現状に応じた居住先の確保を支援するとともに、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、相談者の状況に応じた就労支援を行います。

基本目標2 福祉・保健医療サービスの利用促進

支援を必要とする人が、地域社会で安定した生活が送れるように、相談支援や情報提供の更なる充実を図り、高齢者福祉や障がい福祉、生活困窮者の自立支援等の福祉・保健医療サービスの適切な提供に努めます。

基本目標3 関係機関との連携

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生について、関心と理解を深める取り組みを推進します。また、立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐ更生保護の活動には、保護司や更生保護施設をはじめとした多くの関係機関が関わっており、こうした民間協力者等と市が連携協力し、民間協力者等が活動しやすい環境づくりに努めます。

基本目標4 広報・啓発活動の充実

犯罪や非行をした人たちの更生や民間協力者の活動について広く地域住民の理解を得るため、「社会を明るくする運動」や再犯防止啓発月間などの取り組みを通じて、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

第4章

施策とその展開

1 計画の体系図

[基本理念]

すべての人が支え合い、安全で安心して
暮らせるまちづくり

基本目標1 安定した生活の確保

基本目標2 福祉・保健医療サービスの利用促進

基本目標3 関係機関との連携

基本目標4 広報・啓発活動の充実

2 基本施策

基本目標1 安定した生活の確保

【現状と課題】

国の犯罪白書（令和6年版）によると刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べ約3倍と高く、刑務所出所者等の再犯防止のためには就労支援が重要です。

犯罪や非行をした人であるか否かに関わらず、だれもが地域の中で生活していくためには、就労、住居の確保をはじめ、安定した生活基盤を築くことが必要です。

【施策の方向性】

住居確保が困難な者等に対して、性別、年齢、心身の状況、家庭環境等の特性や現状に応じた居住先の確保を支援します。

ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、相談者の状況に応じた就労支援を行います。

基本目標2 福祉・保健医療サービスの利用促進

【現状と課題】

国の再犯防止推進白書（令和6年版）によると、高齢者の2年以内再入率（出所後の犯罪により再び入所する率）は、他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者などは、全般的に再犯に至るまでの期間が短いと言われています。その背景として、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことがあげられ、適切な福祉・保健医療サービスなどの利用につなげていくことが必要です。

【施策の方向性】

支援を必要とする人が、地域社会で安定した生活が送れるように、相談支援や情報提供の更なる充実を図ります。

高齢者福祉や障がい福祉、生活困窮者の自立支援等の福祉・保健医療サービスなどの適切な提供に努めます。

基本目標3 関係機関との連携

【現状と課題】

地域社会における人間関係の希薄化など、社会環境の変化等の要因により、保護司や更生保護ボランティアの人材の確保や活動が難しくなっており、高齢化も進んでいます。

再犯防止等のためには、犯罪や非行をした人を支援する保護司等の民間協力者の活動は不可欠であり、再犯防止の更なる促進を図るためには、その活動を支援することが必要です。

【施策の方向性】

犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪や非行を防止するための活動等を行っている「保護司」等の保護観察対象者との面接場所や民間協力者等の成り手を確保するなどの支援に取り組み、活動しやすい環境づくりに努めます。

基本目標4 広報・啓発活動の充実

【現状と課題】

安全で安心した生活を送るには、犯罪や非行の未然防止が重要になります。

また、再犯防止に関するアンケート結果からは、更生保護活動が市民に十分に認知されているとは言えない状況がうかがえます。

犯罪や非行をした人が社会に復帰するためには、地域において孤立することのないよう地域の協力も必要となることから、市民に活動を周知するとともに、理解を深めていくことが必要です。

【施策の方向性】

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生や、保護司等民間協力者の活動について、市民の関心と理解を深めるため、“社会を明るくする運動”を始めとする広報・啓発活動を推進します。



法務省“社会を明るくする運動”中央推進委員会主催

第74回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

作文コンテスト 優秀賞「全日本中学校長会会長賞」受賞作品



傍聴から考えた出所者の更生について



千葉県・浦安市立浦安中学校・一年

塚本 愛子

昨年の冬、私は東京地方裁判所に行き、裁判の傍聴をしました。民事事件、刑事事件ともに数件ずつ傍聴し、なかでも最も強く印象に残った事件は「窃盗事件」でした。

被告人席に座っていたのは、まだ二十代前半と思われる若い男性でした。彼は、転売目的のために量販店で大量の衣類を盗んでいるところを現行犯逮捕され、勾留されていました。傍聴していくにつれ、犯罪に至る経緯が見えてきました。被告人には病弱な妻と未就園の小さな子どもが二人おり、コロナなどの社会情勢もあり、やむを得ず生活のために犯罪に手を染めてしまったのです。この裁判が行われている、今この瞬間も、被告人である父親の帰りを小さな子どもが首を長くして待っているのか、と思うと、私は胸が苦しくなりました。生活のためとは言え、盗みでお金を得ること以外に、もっと他に方法を探らなかったのか、とも強く思いました。そして被告人を見ながら同じ「父親」という存在である私の父のことを思い出しました。父が毎日真面目に仕事に向かう姿を……。今までそれが当たり前だと、いえ、当たり前と思うこともないほどに意識していなかったと反省しました。父への感謝の気持ちが沸き起こってくると同時に、食べることに困っているかもしれない被告人の家族を想い、複雑な気持ちで裁判所を後にしました。

私は法務省赤れんが棟の「法務史料展示室」にも行きました。数々の貴重な法務資料がありましたが、江戸時代の「入墨刑」の資料に大変衝撃を受けました。罪人に、一生消えない入れ墨を施すことで、周囲から生涯「前科者」として認識されるのです。江戸時代には見せしめとして犯罪抑止力の効果があったのかもしれませんが。しかしこれでは、心を入れ替えて更生しようとしても周囲の目が厳しくやる気をそがれてしまいます。

前述の事件の被告人は、裁判の後半にこのように言いました。「これからは、家族、親戚、知人の力を借りて真面目に働く」と。この被告人は、助けあう人間関係の中にいるように見えました。私はこの「温かい人間関係」に立ち直りの鍵があると考えました。残念ながら罪を犯してしまった人でも、周囲の人たちとの「温かい人間関係」があれば、心身共に休み、反省し、力をつけ、立ち直る可能性があります。それでは何らかの理由で「温かい人間関係」が望めない人たちはどうしたらよいのか、私は調べてみました。すると、今の日本にはそういった方たちにも手厚い支援があることを知りました。まずは「保護司」という、出所者の立ち直りを一番近くで見守る人々の存在があります。他にも「自立更生促

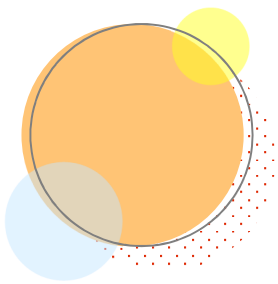
進センター」「就業支援センター」など、様々な施設・制度があることも学びました。私が驚いたのは、保護司の活動は、民間のボランティアであり「無給」ということです。報酬を求めず、更生を支援するその熱い想いがまさに「温かい人間関係」です。

江戸時代のように「入墨刑」をして社会から前科者を切り離してしまうことは簡単ですが、それでは根本的な解決になっていません。社会全体で問題を捉え、支援していくことが「犯罪や非行のない明るい社会づくり」につながると思います。

また、犯罪や非行が起こる前に社会で何ができるかと考えました。私は「教育」だと思います。宮口幸治『ケーキの切れない非行少年たち』によると、多くの非行少年は簡単な漢字の読み書き、算数の理解が不十分な傾向にあるそうです。私はその本を読み、学校全体で読み書き計算の反復練習をすることが、その地域の犯罪・非行を減らせると考えました。特に算数では、「AだからB」「BだからC」と論理立てて思考する練習をします。この思考法が、「これをすれば逮捕される」「逮捕されれば家族が悲しむ」と道筋を立てて思考することができ、犯罪・非行への歯止めが効くと思います。私は「温かい人間関係」と「教育」の二本柱で明るい社会を作ることができると信じています。

裁判の傍聴から約半年が経過し、おそらく前述の被告人は家族の元に戻っていると思います。国やボランティアの皆さんの支援を受け、現在は笑顔で暮らしていることを願っています。

資料編



資料編

1 計画策定の経過

■令和6年度

開催日	会議名等	内容
7月23日	第1回策定委員会	・策定体制・スケジュールについて ・浦安市地域福祉計画について
8月20日	第2回策定委員会	・「第3次浦安市地域福祉計画」に係る事業評価について ・「第4次浦安市地域福祉計画」の体系・骨子案について
11月13日	第3回策定委員会	・「第4次浦安市地域福祉計画」に係る素案の説明について
11月13日	第1回庁内検討委員会	・「地域福祉計画」の基本的な事項について ・「第3次浦安市地域福祉計画」に係る事業評価について ・「第4次浦安市地域福祉計画」に係る素案の説明について
12月23日	第4回策定委員会	・「第4次浦安市地域福祉計画」に係る素案（修正案）の説明およびパブリックコメントの実施について
1月15日 ～ 2月17日	パブリックコメント	・計画（素案）に対するパブリックコメントの実施
3月3日	第5回策定委員会	・「第4次浦安市地域福祉計画」に係る素案（最終案）の説明およびパブリックコメントの結果について

2 第4次浦安市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法の地域福祉計画に関する規定（第107条）に基づき、地域福祉を総合的に推進する上で基本となる計画である「第4次浦安市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）の策定を円滑に行うため第4次浦安市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の原案の審議及び決定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画において必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が指名する。

- (1) 一般公募市民
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉関係団体
- (4) 保健医療関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員会に委員長及び副委員長を置く

(職務権限)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は計画の策定終了までとする。

(会議)

第6条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者に対し資料の提出を求め、又は委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会にかかる庶務は社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

3 第4次浦安市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

団体又は所属	氏名	備考
淑徳大学（教授）	菅野 道生	委員長
社会福祉協議会（常務理事）	小嶋 哲夫	委員
民生委員児童委員協議会（会長）	笠井 和枝	委員
民生委員児童委員協議会（主任児童委員）	橋本 充子	委員
保護司連絡協議会（会長）	榎本 俊夫	委員
老人クラブ連合会（会長）	相原 勇二	委員
ボランティア連絡協議会（会長）	竹内 幸子	委員
身体障害者福祉会（会長）	相馬 茂	委員
手をつなぐ親の会（会長）	川口 英樹	委員
介護事業者協議会（会長）	鈴木 信男	委員
医師会（会長）	上田 建	委員
歯科医師会（専務理事）	岡崎 雄一郎	委員
薬剤師会（理事）	小林 陽子	委員
自治会連合会（幹事）	亀井 克一	委員
公募市民	舟木 真美	委員
公募市民	高嶋 賢一	委員
公募市民	高見 晴美	委員
福祉部長	並木 美砂子	副委員長
健康こども部長	山崎 礼子	委員

4 第4次浦安市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康福祉に係る部門計画（高齢者・要介護者、障がい者、こども等の対象ごとに策定されている計画）との整合性及び連携を図り、これらの計画を内包する計画として、それぞれを主体に、「地域住民主体のまちづくり」や幅広い地域住民や関係団体との協働の参加を基本とする視点を導入し、「第4次浦安市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）の策定を円滑に行うため、「第4次浦安市地域福祉計画」策定庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第4次地域福祉計画の素案作成に係る重要事項の審議に関すること。
- (2) その地域福祉計画策定において必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は委員をもって組織し、次項に定める委員長を置く。

2 委員長は福祉部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 福祉部長
- (2) 福祉部次長
- (3) 社会福祉課長
- (4) 障がい福祉課長
- (5) 障がい事業課長
- (6) こども発達センター所長
- (7) 高齢者福祉課長
- (8) 高齢者包括支援課長
- (9) 中央地域包括支援センター所長
- (10) 介護保険課長
- (11) 危機管理課長
- (12) 企画政策課長
- (13) 多様性社会推進課長
- (14) 地域振興課長
- (15) 市民参加推進課長
- (16) 市民安全課長
- (17) 健康こども部長
- (18) 健康こども部次長
- (19) こども課長
- (20) 東野児童センター所長
- (21) 保育幼稚園課長

- (22) 青少年課長
- (23) 健康増進課長
- (24) 母子保健課長
- (25) こども家庭支援センター所長
- (26) 住宅課長
- (27) 生涯学習課長
- (28) 市民スポーツ課長
- (29) 青少年センター所長
- (30) 高洲公民館館長

(職務権限)

第4条 委員長は会務を総理し、検討委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは福祉部次長の職にあるものがその職務を代理する。

(任期)

第5条 検討委員会の委員の任期は計画の策定終了までとする。

(会議)

第6条 委員長は検討委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者に対し資料の提出を求め、又は委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会に係る庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

5 用語集

用語	解説
あ行	
アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組です。
SNS (Social Networking Service)	インターネット上の交流を通じて社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのことを指します。代表的なものに「X（旧 Twitter）」「Facebook」「Line」等があります。
NPO (Nonprofit Organization)	特定非営利活動促進法に基づき設立され、保健、医療または福祉活動の増進を図る活動等を通じて、公益の増進に寄与する非営利の活動法人です。
エンパワメント	アメリカにおける公民権運動との関わりの中で、社会福祉の分野で取り入れられた理念です。社会的に不利な状況に置かれた人々の自己実現を目指しており、その人の有するハンディキャップやマイナス面に着目して援助をするのではなく、長所、力、強さに着目して援助することです。このような援助方法により、サービス利用者が自分の能力や長所に気づき、自分に自信がもてるようになり、ニーズを満たすために主体的に取り組めるようになることを目指します。エンパワメントの理念においては、援助者はサービス利用者と同等の立場に立つパートナーということになります。

用語	解説
か行	
核家族	夫婦や親子だけで構成される家族のことです。 ア 夫婦のみの世帯 世帯主とその配偶者のみで構成する世帯。 イ 夫婦と未婚の子のみの世帯 夫婦と未婚の子のみで構成する世帯。 ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯 親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯。
虐待	力の強い者が、抵抗する力がないか極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えることです。身体的、心理的、性的虐待のほか、食事を与えない・病気になっても病院に連れていかない等のネグレクトや年金等を勝手に使ってしまう経済的虐待があります。
ケアマネジャー	介護支援専門員のことで、介護が必要な人が適切なサービスを利用できるように支援する専門職です。サービス利用者やその家族の相談に応じたり、市町村や介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画の作成などを行います。 相談支援専門員のことで、2006（平成 18）年の障害者自立支援法施行時において、相談支援事業の担い手として創設されました。障害者総合支援法に基づくサービスや児童福祉法に基づく障害児通所支援の利用に当たって必要となる「サービス等利用計画案（児童福祉法においては「障害児支援利用計画案）」を作成します。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る、という適切な対応を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がいのある方等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することです。
合計特殊出生率	1 人の女性が生涯に産むことが見込まれる子供の数を示す指標。合計特殊出生率は 15～49 歳の年齢別出生率（年齢ごとに区分された女性人口に対する出生数の比率）の合計です。

用語	解説
更生保護	犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作ることです。
個別避難計画	災害対策基本法に基づき、市町村が作成する、高齢者や障がいのある方など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等のための計画です。
さ行	
市長申立て	成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が家庭裁判所に成年後見等開始の審判申立てを行うことが難しい場合等、特に必要があるときに市町村長（首長）が申立てを行う仕組みのことです。
市民後見人	市民後見人養成講座を受講し、成年後見に関する一定の知識・技術を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方です。
社会資源	人々の生活の諸要求の充足や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称のことです。
重層的支援体制	社会福祉法に基づき、社会福祉関係の事業を一体のものとして実施することで、地域生活課題を抱える地域住民やその世帯に対する支援体制、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業です。本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を行う「包括的相談支援事業」、本人や世帯の状況に寄り添い社会とのつながりを段階的に回復する「参加支援」、地域における活動の活性化や多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する「地域づくりに向けた支援」を柱とし、これらを効果的・円滑に実施するため、課題を抱えながらも支援が届いていない人や世帯を把握するとともに、必要な支援へ結びつける「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、各支援相談機関を支援・サポートし連携をスムーズにする「多機関協働事業」を一体的に行います。
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある方、子育て世帯及び外国人等、法令で定められる住居の確保に特に配慮を必要とする人のことです。

用語	解説
住宅セーフティネット	平成 29 年（2017 年）10 月 25 日から、住宅セーフティネット法第 8 条に基づき、高齢者、障がいのある方、子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅のうち、一定の規模及び設備などを備えたものを登録する制度が施行されました。
障がい者手帳	障がいのある方が取得できる手帳の総称で、「身体障がい者手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」「療育手帳」の 3 つの種類があります。手帳の取得は任意ですが、手帳を持つ人を対象とするさまざまなサービスがあり、利用することで生活の幅が広がったり、社会に参加しやすくなるというメリットがあります。いずれの手帳にも、生活における支障の程度や症状などに応じた「障がい等級」と呼ばれる区分があります。しかし、それぞれの手帳の制度ができた時期や経緯、制度を定めている法律などが異なるため、手帳ごとに申請手続きや、障がい等級の区分のしかたなどは異なります。
生活困窮者	生活困窮者自立支援法第 3 条第 1 項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」をいいます。
生活保護	病気やけがなどにより、収入が減ったり無くなったりして生活ができなくなった方を援助する制度です。保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）によって最低生活費を計算し、その方の世帯の収入と対比し、不足分を補うものです。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方々に対して、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議等支援をする制度です。
た行	
ダブルケア	主に介護と育児が同時期に発生する状態のことです。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のことです。平成 28 年（2016 年）6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられています。

用語	解説
地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題をいいます。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みを指します。
地域包括支援センター	保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントなどの業務を行う介護保険法に規定された機関です。高齢者の総合相談窓口として、様々な機関と連携し、地域の高齢者の支援を行っています。
な行	
ノーマライゼーション	障がいのある方が障がいのない方と同等に生活し活動する社会を目指す理念であり、そのためには、生活条件と環境条件の整備が求められます。この理念は、1950年代にデンマークの知的障がい児の親の会の運動に端を発し、その後、スウェーデンやアメリカにおいて発展しましたが、障がいのある方に関わるのみでなく、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念です。
は行	
8050問題	80代の親と自立できない事情を抱える50代の子ども世帯が社会的に孤立してしまう問題のことです。
バリアフリー	障がいのある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある方の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）の除去という意味でも用いられます。

用語	解説
伴走型支援	支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指すもので、厚生労働省では「つながり続けることを目指すアプローチ」と定義しています。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい） ＊「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）（厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者：齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院）
避難行動要支援者	災害が発生したときや、発生する恐れがあるときに自分一人で安全に避難することが困難で他の人の支援を必要とする人のことです。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人（おねがい会員）、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）、援助を受けることと行うことの両方を希望する人（どっちも会員）が地域の中で支えあいながら子育てをする会員組織です。
プラットフォーム	住民、民生委員・児童委員、自治会、NPO、学校、企業、行政、福祉関係者など、多様な分野の関係者が集まって地域の課題解決に取り組む場のことです。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になることをいいます。親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのことです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされています。
ま行	
マタニティマーク	妊娠中の人や交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。また、交通機関、職場、飲食店等が、呼びかけ文を添えてポスターなどとして掲示し、妊娠中の人やにやさしい環境づくりを推進するものです。

用語	解説
民生委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。
や行	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。 18歳～おおむね30歳代までのケアラーも含まれます。ケアの内容はヤングケアラーと同様ですが、ケア責任がより重くなることもあります。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いにかかわらず、誰にとっても使いやすい製品や環境のデザイン（設計）を指します。
要支援・要介護認定	介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができます。この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ）であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定されます。要介護認定は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定めます。
ら行	
老人クラブ	会員が互いに親睦を深め、健康を増進し、教養を高め合うとともに、奉仕活動などを通じ地域社会との交流を図っています。概ね60歳以上の方ならどなたでも会員になることができます。

**浦安市地域共生社会推進計画
(第4次浦安市地域福祉計画)**

発行：浦安市 福祉部 社会福祉課

住所：〒279-8501

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

TEL：047-351-1111（代）

FAX：047-355-1294

発行年月：令和7年3月



浦安市